西南学院大学博物館研究紀要

第 10 号

一論 文一

元寇防塁の石積みの系譜 一山岳寺院と高麗城郭一	伊藤	慎二	3
コロナ禍における大学博物館の社会教育のための取り組み ーおうちでせいなんワークショップー	山尾	彩香	19
宝永四 (一七〇七) 年の交奸 (密通) 事件に見る対馬と朝鮮の外交交渉 …	迫田ひ	なの	31 (28)
t ————————————————————————————————————	+		
一資料紹介一			
西南学院大学博物館所蔵 「12 世紀ラテン語聖書写本『ローマの信徒への手紙』」	下園	知弥	59

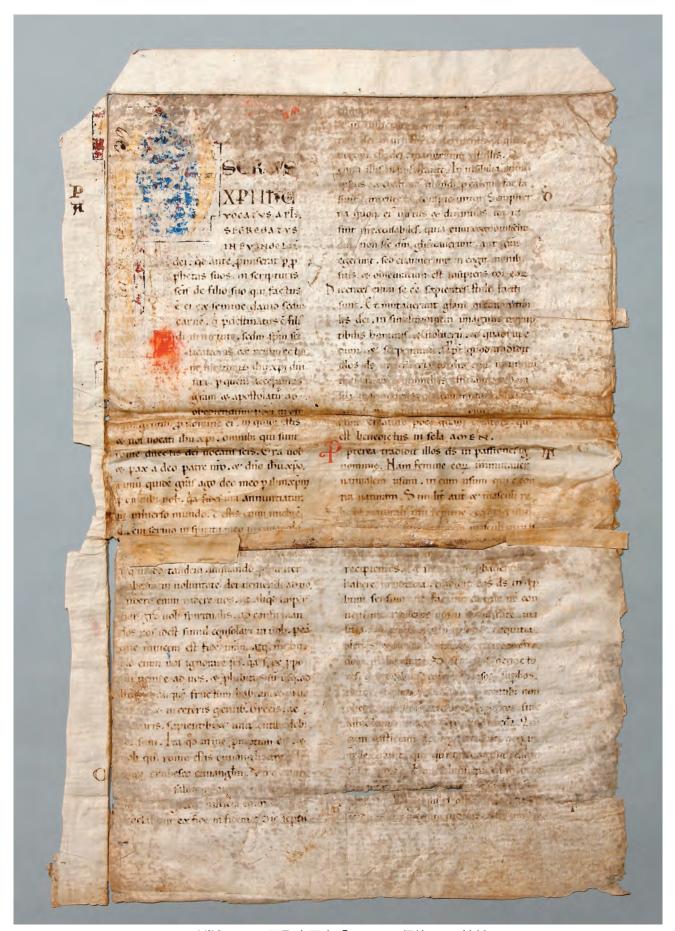
2022年3月

沙西南学院大学

執筆要項

- 1. 西南学院大学博物館(以下「博物館」という。)は、西南学院大学博物館研究紀要(以下「研究紀要」という。)を毎年1回刊行する。
- 2. 研究紀要の編集については、『西南学院大学博物館研究紀要』編集委員会(以下「編集委員会」という。)が、これに当る。
- 3. 編集委員会は、次の者をもって構成する。
 - (1)博物館長(委員長)
 - (2)博物館教員(学芸員)
 - (3)学芸研究員
 - (4)その他、館長が委嘱する者
- 4. 研究紀要に投稿できる者は、博物館に所属する教職員、学芸研究員、学芸調査員及び編集委員会が認めた者とする。
- 5. 研究紀要に投稿できる種別は、論文、研究ノート及び資料紹介とする。
- 6. 原稿枚数は、400字詰原稿用紙に換算して、次のとおりとする。ただし、図版については、枚数に換算しない。
 - (1)論文 60枚程度
 - (2)研究ノート 30枚程度
 - (3)資料紹介 特に定めない
- 7. 投稿希望者は、題名(英文タイトルを含む)及び種別を明示し、12月までに編集委員 会宛に原稿を提出すること。
- 8. 提出原稿の体裁は、A4版、40字×30行とする。ただし、編集委員会において体裁を整えることがある。なお、形式は、縦書き・横書きを問わない。
- 9. 註は、末尾に通し番号で一括すること。
- 10. 図表・写真等は、掲載場所を指示すること。なお、論文への画像掲載に伴う利用申請等の手続は、すべて著者自身が行うものとする。
- 11. 編集委員会は、査読したうえで、投稿者に修正を求めたり、編集委員会の責任において、 文言、体裁等を統一するために原稿に修正を加えたりすることがある。

『西南学院大学博物館研究紀要』編集委員会



12世紀ラテン語聖書写本「ローマの信徒への手紙」

12世紀/ヨーロッパ(西欧)/羊皮紙に手彩/西南学院大学博物館蔵 関連論文:下園知弥「西南学院大学博物館所蔵『12世紀ラテン語聖書写本「ローマの信徒への手紙」』」(59頁~69頁)

元寇防塁の石積みの系譜 一山岳寺院と高麗城郭 一

伊藤 慎二

1. 元寇防塁出現の技術的系譜をめぐる課題

元寇防塁「石築地」は、モンゴル帝国(元朝)に よる二度目の北部九州侵攻(弘安の役・1281年)に 先立ち、鎌倉時代の1276(建治 2)年に急造され た。博多湾沿岸の全長約20kmにわたって構築され た、長大な防御線による遮断型城郭の一種である。 その後も、少なくとも室町時代の1342(康永元)年 まで修築維持「鎮西要害石築地修固」が継続してい たことが知られる(川添 1971:485頁)。

しかし、この防塁の石積み構築に関する技術的系譜はほとんど明らかでない。こうした、長大な防御線による遮断機能を特徴とする城郭は、北部九州では古代の水城がよく知られる。また、近い時期の国内の例では福島県国見町の阿津賀志山防塁がある。ところが、これらは主として土塁で構築されている。同時期の国内で、石塁の類例は知られていないのである。元寇防塁は、「西日本古代山城と戦国城館の中間に取り残されたように存在する軍事的構築物」(齋藤・向井 2016:181頁)という。

そこで、小論では、こうした元寇防塁の石積みの 技術的系譜について、特に博多湾沿岸周辺を主とす る北部九州とその近隣地域の関連事例から比較検討 する。

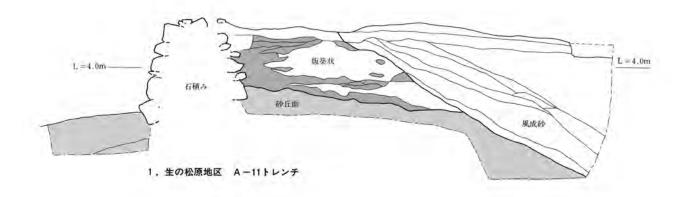
2. 元寇防塁の石積みと構造

福岡市西区今津から東区香椎まで築かれた元寇防 塁は、実態が依然不明確な香椎周辺を除き、地区ご との違いが明らかにされている。ただし、これらの 地区ごとの違いも、塁壁本体の下半部を主とする基 礎構造に関する情報がほとんどで、防塁の上部構造 については不明確な部分が多い。

これまで、西区今津(鏡山ほか 1969)、西区生の松原(鏡山ほか 1968、荒牧編 2001)、早良区西新(柳田ほか 1970、大塚編 2002、伊藤 2017・2021)、博多区博多(佐藤編 2002)、東区箱崎(福田・森編 2018、三阪・谷編 2019、齋藤編 2020、福永編 2021)などにおける考古学的発掘調査の結果、複数の地区で共通する特徴や、地区ごとの独自の特徴が把握されてきた(柳田・西園 2001、大塚2013、藏富士編 2019)(第1図)。

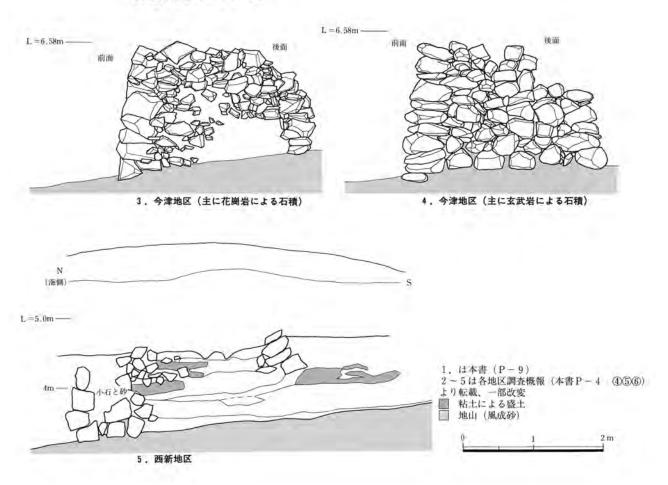
防塁基底部分の標高は約3~4mで、断面形態が ほぼ台形状(箱形)であることで共通する。しか し、海側(正面)・陸側(背面)とも壁面を石積み にする今津・西新・博多地区に対して、生の松原地 区は海側壁面のみを幅狭の胸壁状の石積みとし、一 段低い陸側は砂と粘土を版築状に互層に重ねた土 塁・土壇状(頂部は「武者走り」状)になってい る。また、今津地区の玄武岩主体区間と博多地区は 塁壁内部も含めてほぼすべて石積みであるが、西新 地区は粘土の基礎地業上に砂と粘土を版築状に互層 に重ね海・陸側両壁面のみが擁壁状の石積みであ る。今津地区の花崗岩主体区間も塁壁内部を砂で満 たすが、西新地区と異なり上部は再び石を充填す る。なお、西新地区西南学院大学1号館地点例の み、石塁背後の陸側に独立した版築状の土塁が並走 する。そして、最近解明が進んだ箱崎地区は、砂丘 の海側にのみ擁壁状の石積みを構築し、その背後陸 側に「大溝」が伴う構造である。

防塁本体の石材は、今津地区では周辺産出の玄武 岩と花崗岩、生の松原地区では周辺産出の砂岩(姪



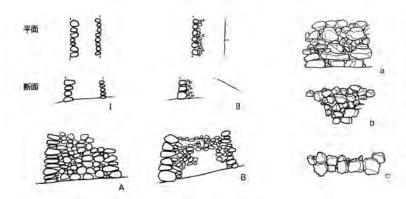


2. 生の松原地区 Dトレンチ



第1図 各地区の元寇防塁断面構造 出典:(荒牧編 2001:24頁 Fig.7)

方型	断面構造	石塁幅	粘土使用	防 塁 名
		狭	有	元寇防塁1・7次〔生の松原〕(a類)
A B	A	中	無	元寇防塁2次〔今津〕,元寇防塁11次〔今津〕(b類) ,博多111次(a類)
	1.40	压	無	元寇防塁4次〔姪浜〕?
		ф	有	元寇防塁3次〔西新〕(a類)
		#	無	元寇防塁2次〔今津〕,元寇防塁14次1区(今津)(b類)
			広	有
類			無	箱崎81次 (c類) ,元寇防塁12次2区? (c類)



防塁1類:前・背面に石積みによる壁面を構築。石塁状を呈する。

断面構造A類:すべて石材で構成

断面構造日類:前・背面の内部に、砂・石・粘土等を充填 防塁 I類:前面にのみ石積みによる壁面を構築。石垣状を呈する。 石塁幅 被:1.5~2m 中:3~3.5m 広:4m

壁面a類:大陸を使用し、隙間に小礎を用いるもの 壁面b類:小・中礫を用い、使用石材が比較的均一なもの 壁面c類:基底部に面をそろえた大形の礫を立てるもの

- a: 生の松原地区 (第1・7次)
- b: 今津地区 (第14次1区)
- c: 今津地区 (第12次2区) 稲尺同一 (1/120)

第2図 『元寇防塁調査総括報告書』における分類 出典:(藏富士編 2019:24頁 図17・表2)

浜石)と巨晶花崗岩(ペグマタイト)、西新地区では西区姪浜周辺に多い砂岩(姪浜石)と礫岩、博多地区と箱崎地区では東区名島海岸産の礫岩と砂岩が主として用いられている。

各地区の防塁の基底幅は、生の松原例の陸側土塁 状部分も含めて、ほぼ3~4mほどである。本来の 高さは不明確な部分も多いが、もっとも保存状態の 良い今津地区では約3mの残存例がある。

これらの各地区の調査成果を踏まえて、2019年に刊行された福岡市の『元寇防塁調査総括報告書』は、壁面の石積み・塁壁本体の幅・断面構造の違いで細分し、元寇防塁全体を2類に統合する新たな分類案を提示した。 I 類は従来から知られる海側・陸側の両壁面が石積みの例に対して、新たに II 類として海側壁面のみ石垣状(擁壁状)に石積みを行うという類型が設定されている(藏富士編 2019:24頁)(第2図)。

しかしながら、現在までに把握されている元寇防 塁の構造は、上部が崩壊あるいは石材持ち去り・破 壊などですでに失われたほぼ下半部のみの状態であ る。発掘調査で検出された遺構も、基底部付近のみ の事例が多い。本来あった上部も含めた全体の構造 については、今後の検討課題といえる (伊藤 2021: 88頁)。

3. 元寇防塁の上部構造と女墻

築造当初の元寇防塁上部の具体的な形状に関しては、著名な「蒙古襲来絵詞」(後巻1絵12)で生の松原付近の元寇防塁前面(海側)を、肥後国の御家人竹崎季長一行が通り過ぎる情景描写が、同時におけるほぼ唯一の史資料である(第3図)(註1)。

この場面の防塁上に居並ぶ武士の体勢は、防塁壁 面際に腰掛けて足先が見える人物と、鎧の草摺部分 など腰から下が防塁の背後に隠れているように見え る人物とに描き分けられている。そこで、これら は、防塁石塁部分に対して、そのすぐ背後陸側に一 段低い足場状の部分が存在していた状況と解釈さ れ、生の松原地区における元寇防塁復元の根拠の一 つとなっている(荒牧編 2001:26頁)(第4図)。

しかし、この生の松原地区における元寇防塁の復元形状に関して、堀本一繁は、絵詞の石塁上周辺の人物表現は防塁壁面に腰掛ける「主将クラスの武将の背後に控え、ともに座している」(堀本 2010:191







第3図 「蒙古襲来合戦絵巻」(「蒙古襲来絵詞」の模写資料)防塁場面 出典: 国立国会図書館デジタルコレクション





第4図 生の松原地区の復元元寇防塁(左:海側壁面、右:陸側壁面) ※筆者撮影

頁)状況であるとし、石塁背後の段差の存在そのも のに否定的である。

生の松原地区元寇防塁の発掘調査結果(鏡山ほか1968、荒牧編 2001)では、基底部幅で約1.5mの幅狭の石塁と、その後背部陸側に接して砂と粘土を版築状に重ねた土塁・土壇状の「後背盛土」が確認されている。そして、石塁部分の陸側も壁面を意識したやや大きめの石材を整えて積んでおり、石塁塁壁内部の裏込めのような状況とは明らかに異なっている(第1図1・2)。現状の復元防塁については、本来の状態より高いとする服部英雄の指摘(服部2014:479-482頁)もあるが、陸側背後の版築状部分に対して、海側の石塁部分がより高い胸壁状の形状になっていたことは確実と考えられる。このような胸壁状の石積みは、同時代の中国・朝鮮半島の城郭で一般的な堞・女墻(ひめがき・억 3)(愛宕1991、全 2011)と類似する。

現在までのところ、他の地区の元寇防塁の発掘調査所見では、このような構造は知られていない。しかし、現存する防塁遺構は、いずれも上部がかなり失われた状態である。地区により防塁下半部の断面構造は異なるが、いずれも海側の外壁は石積みで共通する。海側からの外観と実戦時の利用方法の共通性が構築作業の前提にあったのであれば、海側壁面上部が胸壁状に一段高く、背後の陸側が一段低い「武者走り」的な通路空間が、他の地区の防塁上部にも共通して設けられていた可能性が充分考えられ

る (註2)。

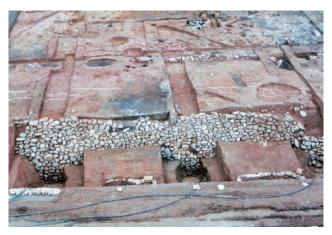
4. 元寇防塁前後の石積み:在来の系譜

元寇防塁の日本城郭史における特異性は、「石垣 構造の軍事的な構築物は、中世の歴史のなかでは、 戦国城館を除いて他に類例をもたない」(齋藤・向 井 2016:181頁)ことである。

博多湾沿岸周辺地域では、福岡市中央区の鴻臚館 北館第II期(推定:8世紀前半)に属する高さ4m 以上の石積み(折尾ほか編 2004)(第5図左)と、 糸島市怡土城(大門遺跡:8世紀後半頃)にある土 塁下部外側の最大高3mほどの石積み(瓜生編 2006)(第5図右)(註3)が、7世紀頃の古代山城 に続く最後の大規模な石積み構築例といえる。どち らも土留め的な擁壁状の石積みで、鴻臚館の例では 石積み壁面内部に裏込め石などが見られないことも 指摘されている。

最近では、福岡市博多区博多遺跡群第221次調査の結果、11世紀後半~12世紀前半頃の最大高0.6mほどの港湾関連施設とみられる長大な石積み遺構が検出された。裏込め石で調整し面を整える積み方から、中国との関連性も示唆されている(福岡市教育委員会編 2021)(第6図)。

以上の例を除くと、古代末~中世の博多湾沿岸周 辺地域における石積み遺構は、山岳寺院と城郭・城 館に限られる。そこで、それらのおもな事例を以下





第5図 鴻臚館(左)と怡土城(右)の石積み遺構 出典:(折尾ほか編 2000:巻頭図版4-7、瓜生編 2006:巻頭5)



第6図 博多遺跡群第221次調査の石積み遺構 出典:(福岡市教育委員会編 2021:1頁1)

にまとめる。

(1) 山岳寺院

a. 薬王寺廃寺(古賀市):第7図a

大鳴山系の隔絶された谷間の急斜面に形成された古代末の山岳寺院遺跡である。段状の造成面の段差部複数個所で、擁壁状の低い石積みが検出されている。第3テラス第1トレンチから検出された最大高0.8mほどの石積みが3段連続する一画では、9世紀半ば~10世紀頃の遺物が多数出土している。寺院の存続期間は9世紀前半~12世紀初頭前後で、10世紀~11世紀の遺物出土量がもっとも多いとされる(森下編 1995)。

b. 首羅山遺跡 (久山町):第7図b

犬鳴山系の白山山頂と山麓緩斜面に形成された大 規模な中世山岳寺院遺跡である。山麓に多数の段状 の造成を行っており、なかでも西谷地区では中世の 擁壁状の低い石積みが複数確認されている。第7回 bは、最大高1mほどの西谷地区石垣1の現状である。庭園遺構に関連する盛土造成面の段差に設けられた擁壁状石積みの一部である。同遺跡西谷地区の変遷過程C期に属し、13世紀半ば頃に位置づけられている(江上編 2020)。元寇防塁に近い時期に構築された石積みである。

c. 西油山天福寺遺跡(福岡市早良区):第7図c・d 脊振山系の油山山麓緩斜面に形成された中世の大 規模な山岳寺院遺跡である。発掘調査は行われてい ないが、詳細な遺構現状調査が行われ、多数の段状 の造成面が確認されている。それらの造成された複 数の平坦面端部の法面で擁壁状の石積みが確認されている。第7図dは平坦面4の縁辺の石積み、第7 図cは平坦面15の東側後背斜面にある石積みの現状である。どちらも高さ1mほどである。採集された 輸入陶磁器は12世紀後半~13世紀の資料が多いこと から、14世紀半ばには廃絶されたと考えられている (山口・岡寺 2011)。元寇防塁に近い時期に構築された可能性のある石積みである。

d. 正楽遺跡 (字美町):第7図e・g

宝満山に連なる三郡山系の頭市山山麓緩斜面に形成された中世の山岳寺院遺跡である。6段の段状造成面が確認され、各段差部分におもに擁壁状の石積みが設けられている。中心的な礎石建物跡がある第2平坦部縁辺の石垣2は特に大規模で、現存最大高が2mほどである。また注目されるのは、最下段の



a. 薬王寺廃寺 (森下編 1995: 図版4-2)



b. 首羅山遺跡 ※筆者撮影



C. 天福寺遺跡 ※筆者撮影



d. 天福寺遺跡 ※筆者撮影



e. 正楽遺跡 (松尾 2020:192頁 写5-26)



f. 一滴遺跡 (松尾・平ノ内編 2013:図版10)

第7図(1) 博多湾沿岸周辺地域の山岳寺院遺跡の石積み遺構





g. 正楽遺跡第6平坦部「石垣6」 左:外面、右:上部 ※筆者撮影

第7図(2) 博多湾沿岸周辺地域の山岳寺院遺跡の石積み遺構

第6平坦部にある「石垣6」で、内外壁面が石積みの幅狭な石塁状になっている(第7図g)(註4)。 出土遺物は、15世紀を中心に前後する時期のものも含む(平ノ内編 2003、松尾 2020)。

e. 一滴遺跡(字美町):第7図f

三郡山系の頭巾山山麓緩斜面に形成された中世山岳寺院遺跡である。正楽遺跡よりもさらに低位置の丘陵斜面に位置する。4段の段状造成面が確認され、そのうち下位の2段に擁壁状の石積みがみられる。なかでも、最下段の第1平坦部の石垣1は大規模で、現存最大高が2mほどである(第7図f)。出土遺物は、15世紀後半から16世紀中頃が中心である(松尾・平ノ内編 2013、松尾 2020)。なお、石垣1は、石材の長辺と短辺を交互に積み重ねるやや算木積み的な隅角部をもつことから、北垣聰一郎の石垣編年(北垣 1987)の1期の1~2 (天正年間以前~天正年間)頃に位置づけられる可能性もある。

(2) 城郭・城館

a. 宝満山遺跡群第11次・21次調査地点(太宰府市):第8図a

三郡山系の宝満山山麓の緩斜面に形成された中世 城館関連と推測されている遺跡である。造成された 平坦面の尾根続き側を土塁で画し、平坦面下側段差に2段にわたる擁壁状の石積み(21SX006遺構・21SX024遺構)が構築されている(第8図a)。上段側の最大高は1.8mで、下部ほど大形の石材を利用している傾向がうかがわれる。発掘調査の所見では、特に裏込め石などについては言及されていない。層序と出土遺物から13世紀代の遺構とされ、寺院よりも筑前国守護武藤少弐氏の居館との関連性が示唆されている(山村編 2001)。元寇防塁に近い時期に構築された石積みであるばかりでなく、元寇防塁の築造主体にもかかわる可能性がある重要な例である。

b. その他の城郭遺跡

博多湾沿岸周辺地域では、福岡市東区・新宮町の立花山城、福岡市東区の名島城、福岡市中央区の福岡城が、本格的な織豊系城郭石垣の導入例である。しかし、その他の戦国城郭でも、織豊系城郭の石垣との関係が不明確な城郭石積み例が、かなり多く知られる。

現地表で遺構が明瞭に確認できるおもな事例としては、太宰府市有智山城(第8図b)、字美町頭市山城(第8図c)、福岡市早良区安楽平城(第8図d)、那珂川市鷲ヶ岳城(第8図e)、糸島市二丈(深江)



a. 宝満山遺跡群21次調査 (山村編 2001)



b. 有智山城 ※筆者撮影



C. 頭巾山城 ※筆者撮影



d. 安楽平城 ※筆者撮影



e. 鷲ヶ岳城 ※筆者撮影



f. 二丈岳城 ※筆者撮影

第8図(1) 博多湾沿岸周辺地域の城郭城館遺跡の石積み遺構・「非織豊系城郭石積み」





g. 二丈岳城の石塁状遺構 左:内面、右:上部 ※筆者撮影

第8図(2) 博多湾沿岸周辺地域の城郭城館遺跡の石積み遺構・「非織豊系城郭石積み」

岳城 (第8図f・g) などがある (岡寺編 2014・2015、林・岡寺 2015)。

このうち、有智山城については、第8図b画面外 の左側に算木積み的特徴部分もあることから、宮武 正登により16世紀後半の改修可能性が指摘されてい る (山村編 2001:90頁)。しかし、その他の城郭 例も含めて、裏込め石を欠くかまたは不充分で、自 然石や粗い割石を不ぞろいの面のまま擁壁状に石積 みをすることでいずれも共通する。ただし、二丈岳 城には、石塁状の部分も知られる(第8図g)。こ れらの仮に「非織豊系城郭石積み」と名づけられる 事例の正確な構築年代などはまだ不明である。戦国 期を中心に、織豊期に入ってからの構築例を含むこ とも考えられる。しかし、博多湾沿岸周辺地域にお ける中世山岳寺院の擁壁状石積み例とそれらの年代 観から判断すると、「非織豊系城郭石積み」もその 技術的系譜の延長上に無理なく位置づけられるとみ られる。こうした状況は、中井均らが指摘する、安 土城築城直前の関西地方周辺における城郭石垣と寺 院との関係(中井 1996、岡本 2006)に相似する といえる。

博多湾沿岸周辺地域の石積み事例を検討した結果、古代末以降の現存・確認例はおもに中世山岳寺 院における土留め目的の擁壁状石積みに偏り、それ らの延長上に「非織豊系城郭石積み」も位置づけら れる見込みが得られた。ところが、山岳寺院から戦 国城郭へと続く在来石積みの系譜のなかには、元寇 防塁の存在感が明らかに希薄なのである。

元寇防塁の特徴である、①長大な防御のための遮 断線を、②内外壁面が石積みの石塁で築き、③生の 松原地区元寇防塁のような胸壁状の石積みを伴う事 例は、いずれも少なくとも同時期に類例を確認でき なかった。

同時代の日本全域を考慮に入れても、長距離におよぶ遮断型の城郭技術の先行的採用例は、大宰府の水城を除くと、奥州藤原氏が福島県国見町に構築した二重空堀をはさむ三重土塁の阿津賀志山防塁や、神奈川県の鎌倉周囲をめぐる山稜部の切岸などがあげられる程度である(伊藤 2017:124-125頁、伊藤 2021:89頁)。国内の遮断型城郭の類例は、土塁・空堀または切岸のみで、長大な石塁の例は確認できない。

つまり、元寇防塁の出現には、国内のみでは充分 に系譜をたどることができない技術的な飛躍と隔絶 が存在するのである。

5. 高麗城郭との比較

しかし、博多湾沿岸の近隣地域ということであれば、実はこれら元寇防塁の①~③の特徴を備えた城



a. ソクセゴル千里長城城壁上部 (조선유적유물도감편찬위원회 1991:247頁 401)



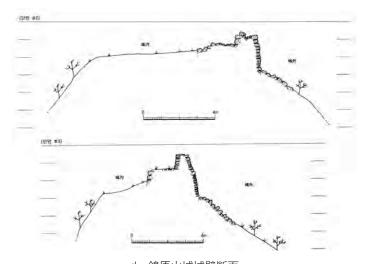
e. 涯月環海長城城壁内側 (社団法人耽羅文化遺産保存会撮影)



b. 鴒原山城城壁上部 (차·신·노·박 1998:200頁 写真16)



C. 鴒原山城城壁女墻断面(차・신・노・박 1998:202頁 写真20)



d. 鴒原山城城壁断面 (차·신·노·박 1998:120頁 図面7)

第9図 高麗城郭の城壁

郭がかなり一般的にみられる地域がある。玄界灘・ 対馬海峡対岸の朝鮮半島・高麗などの東北アジア地域である。

高麗では、モンゴル帝国の高麗侵攻以前から、北方の契丹・女真対策のため、11世紀前半に黄海側の鴨緑江河口から咸鏡南道の日本海沿岸まで朝鮮半島北部を横断する千里長城(천리장성)を構築している(조선유적유물도감편찬위원회 1991、高 2015)。地域によって残存状態に大きく差があり、良好な例では現存城壁の高さが4~7mほどである。第9図aは、慈江道東新郡のソクセゴル(等州골)の長城遺構で、石塁城壁上部の外面側に女墻(여장)=胸壁、その内側に廻郭道(회곽도)=「武者走り」の並走する状況が分かる。

こうした石塁城壁の構造は、13世紀前半~中頃の 対蒙抗争期(対モンゴル抵抗戦期)における高麗各 地の山城(召 2017)にも広く共通する。たとえば、 第9図b·c·dは、韓国中部の江原道原州市にある 鴒原山城(영원산성)の残存状況が良好な東南城壁 外面側に女墻、その内側に廻郭道が並走している。 石塁城壁の基底幅は3mほどで、城壁外面の現存高 は2~3m、女墻内側の現存高は1mほどである。 ただし、特に城壁外面の高さは、土台となる山稜地 形に影響を受けてかなり幅がある。そのため、内外 壁面が石積みの夾築(협寺)の石塁城壁と、外壁面 のみが石積みの片築(翌寺)(内側が土塁状の場 合・部分は内托: 내탁) となる擁壁状城壁の部分も みられる。これらの城壁の構造は、高麗時代前後の 各時代の城郭にも広く共通する(全 2011、나・하 2016)

 が行われたため、築造当初の高麗期の状態は不明な 部分が多い(引 2017:199-200頁、金・文 2015)。

残存遺構が良好で大規模な例として、済州島北西海岸の涯月里(애월리)環海長城(第9図e)がある。内外壁面が石積みの夾築石塁城壁で、外壁の現存高5m・内壁の現存高3.8m・横幅7mである。その他の地区は、残存最大高と横幅がともに数m程度の例が多いようである。また、石塁城壁上部外面側の女墻とその内側に並走する廻郭道の残存例も、各所で確認されている(召・刭・박 1996、ユ・
マ・マ 1998)。

なお、版築工法も石積みと同じく高麗の城郭では 多用されている。対蒙抗争期の高麗王朝の遷都宮城 である江華島の江華都城(강화도성)や、その後の 三別抄政権最後の拠点である済州島の缸坡頭里城 (항과두리성)など、多くの版築土塁使用例がある (이 2016、ユ・강・강 1998、김 2017、오・진 2017、 尹 2015)。

6. 考察

文化財としての元寇防塁は、戦前の排外的で「神国」思想的な国威宣揚とその記念物顕彰の社会風潮のなかで、最初の価値評価が行われた。その解釈や研究には、最初から一定の枠がはめられていた状況であった。そのため、元寇防塁は、日本城郭史のなかで明らかに特殊な位置を占めるにもかかわらず、同時代の世界史的観点から充分な検証が無いまま戦前の研究が開始された。しかし、元寇防塁築造当事者の鎌倉幕府と出先の大宰府にとっての最優先事項は、モンゴル軍の侵攻に対処できる築城技術である。内外のあらゆる関連情報の収集と検討が当然行われたはずである。

蒙古襲来以前の日本と高麗の関係は、対馬を中心とする「進奉船」を介した私貿易や、鎌倉幕府が大宰府に派遣した武藤(少弐)氏と高麗使節との間で、初期倭寇禁圧対策を主とする外交交渉も積み重ねられていた。武家外交により「進奉定約」が高麗との間で結ばれるなどの進展があったことも知られ

る(近藤 2019)。さらに、モンゴルによる高麗侵攻に対抗した三別抄政権が、日本に対モンゴル抵抗戦への協力申し入れ(1271・文永8年「三別抄牒状」)を行っている(石井 2017)。このように、蒙古襲来前段階に、日本と高麗・三別抄の間で多様な交流が存在し、そのなかには軍事分野にまでかかわる情報交流があったことも改めて注意される。

そして、文永の役(1274年)において、モンゴル軍の「てつはう」といった火薬兵器などの新兵器・戦闘方法に直面した。世界最先端水準の国際紛争を初めて経験し、当時の日本国内で一般的な「垣楯」程度の防御施設(川合 1996)の限界を、この時に強く認識したことは明らかである。そこで、このような蒙古襲来前段階の高麗・三別抄と日本との関係を改めて念頭に置くと、たとえば記録に残っていない三別抄・高麗系の博多湾沿岸周辺地域在留者や、高麗の城郭を実見した関係者による、元寇防塁の構想と築造への直接・間接的関与があったことが充分に推測できる。

同時代には、山岳寺院などでの石積みや版築技術と遮断型城郭の先行例が存在した。そこに高麗の城郭に関する知識が新たに加わることで、国際紛争規模に対応した長大な遮断型城郭である元寇防塁の構築が初めて可能になったと推察される(註5)。

しかし、このような国際紛争動向と連動した元寇 防塁築造とその維持のための技術体系の必要性は、 比較的短期間で終了した。そのため、地域の石積み 技術の系譜に存在感をとどめなかった可能性が考え られる。日本の城郭史における元寇防塁の位置は、 古代山城や幕末の稜堡式城郭に類似するといえる。

註

1) 防塁構築当時の描写としては、1281 (弘安4)年の「武雄神社文書」に、「楯幷石築地上垣楯令用意之」という記述がみられる(川 添 1971:186-187頁)。防塁上とその近くには、「垣楯」と「楯」の両者が備えられる必要のあったことがわかる。

そのほかに、防塁の修築に関わる史料で、防塁破損個所の部分名称として、「高」・「裏加佐」・「加佐」・「裏」・「裏芝」という語句が知られる(川添 1971)。このうち、「裏加佐」については、後方(陸側)から石塁へ登りやすくするための土盛りなどの部分を指すと従来想定されていた(相田 1982:202-203頁、川添編 1971:

242頁)。最近、塁壁上部から後背砂地の植栽などとする解釈も新たに示された(齋藤編 2020:187頁、福永編 2021)。「高」については、これまであまり明確な解釈は示されていない。

また、「乱杭」「切立」という語句についても、相田二郎は防塁付属の障害物である可能性を指摘しているが、川添昭二は特に「乱杭」について防塁近隣河川河口部に設けた障害物と解釈している(相田 1982:205-207頁、川添 1971)。なお、その想定地の一つである室見川河口西側の西区愛宕(鷲尾)山の北側尾根に時期不明の切岸状・平場状地形がみられる(伊藤 2021:91頁)。

2) 今津地区の元寇防塁に関して、戦前の川上市太郎による調査報告に掲載された1921 (大正10) 年の断面実測図では、海側壁面に対して陸側壁面がかなり低くなっている。そして、防塁上端部は、海側壁面寄りにやや平坦面があって、陸側壁面に向かって緩やかに低くなる形状が示されている (川上 1941:68頁)。また、1968 (昭和43) 年の発掘調査成果の報告 (鏡山ほか 1969) 中の断面実測図でも、海側壁面が高く、陸側壁面がやや低くなる形状が示されている (第1図3・4)。同報告中では、直接その形状についての言及はないが、海側壁面に対して陸側壁面の角度が緩く、海側よりも小形の石材を多用することで陸側壁面がより不安定で崩落しやすい状態であったことを指摘する (鏡山ほか 1969:8頁)。しかし、こうした断面形態の特徴は、海側壁面上部が胸壁=女墻状に一段高く、背後の陸側が一段低い「武者走り」的な通路空間が存在した痕跡としても解釈可能と考えられる。

また、西新地区の元寇防星のうち、西南学院大学中央キャンパス 1号館建設に先立って検出された遺構は、最初に版築状の土塁が構築され、その後最大でも1m程度のすぐ海側に隣接して石塁本体が構築されたと考えられている(大塚編 2002)。この調査所見に基づき、石塁と土塁がそれぞれ独立して並走するように現在の遺構復元展示が行われている。しかし、この場合、石塁と土塁の間で防塁守備側の行動と視界が完全に阻まれることになる。そのため、この石塁・土塁間の間隙空間も、防塁完成時には砂などで埋めて、生の松原地区の防塁とある程度似通った断面構造になっていた可能性が考えられる。

なお、土塁自体の性格も未解明である。西新地区の国史跡指定地内の防塁では、塁壁本体内部を版築状に構築していることが特徴である(柳田ほか 1970)。そこで、西南学院大学1号館の土塁も、防塁構築途中で当初計画よりも海側に塁壁本体が構築されることになったため、構築基礎段階のまま中断された塁壁本体中核部分の遺構という解釈も考えられる。土塁本体背後に直交するように等間隔で付属する控え状の小土塁の先端まで含めると、各地区の平均的な防塁基底幅である3~4mほどになる点も、これと符合する。

- 3) 怡土城(大門遺跡)で検出された石積みは、一部下部が土塁線の外側に大きく突出する「テラス状遺構」を形成することも指摘されている(瓜生編 2006:46頁)。これは、中国・韓国の城郭に一般的な「馬面」・「雉城」に類する城壁付属防御施設の可能性が考えられる。
- 4) 福井県勝山市の白山平泉寺南谷坊院跡では、16世紀後半に位置づけられる幅狭の低い石塁状遺構が多数検出され、「土塀基礎石垣」と名付けられている(阿部編 2014)。正楽遺跡の第6平坦部「石垣6」も、この「土塀基礎石垣」に類似する可能性がある。

ちなみに、「土塀基礎石垣」とみられるより良好な類例遺構を、 福岡市東区・新宮町の立花山城の「小つぶら」地区で確認できる。

5) 同時代の東北アジアでは、長大な遮断型城郭 = 長城がかなり一般 的である。たとえば、モンゴルそのものにも「チンギス = ハーンの 長城」と呼ばれるような多数の長大な長城遺跡がある。それらに は、土塁と石塁の構築例の両者が含まれるが、構築者・時期性格な どについては、まだ多くの未解明の課題が残されている(ボルジギ ン編 2021)。

なお、元寇防塁と同時代で、博多湾沿岸周辺地域と関わりの深い

中国・南宋の城郭は、城郭都市と山城が主体で、防塁のような長大な遮断型城郭は知られていない。城壁の基本構造は高麗と共通する部分が多い。しかし、各種攻城兵器や火薬兵器の発達に対応して、城壁の規模も大きく、壁材に膨大な磚を使用し、城壁上の女墻などの胸壁も多様な形態が創出されている。また、城郭都市の城壁周囲には護城河=外堀のめぐる例が多い(栗 2008、愛宕 1991)。

引用・参考文献

- 相田二郎 1982『蒙古襲来の研究』増補版、吉川弘文館(東京)
- 阿部来編 2014 『史跡 白山平泉寺総合整備事業報告書』、勝山市教育 委員会(福井)
- 荒牧宏行編 2001 『国史跡 元寇防塁(生の松原地区)復元・修理報告書』、福岡市埋蔵文化財調査報告書第694集、福岡市教育委員会(福岡)
- 石井正敏 2017『高麗・宋元と日本』、石井正敏著作集第3巻、勉誠出版(東京)
- 伊藤慎二 2017「西南学院大学構内のもうひとつの元寇防塁遺構:大学博物館北側の元寇防塁」、『国際文化論集』第31巻第2号:121-144頁、西南学院大学学術研究所(福岡)
- 伊藤慎二 2021 「西南学院大学構内のもうひとつの元寇防塁遺構:新資料の紹介 附 戦前の絵葉書に写る西新元寇防塁」、『国際文化論集』 第35巻第2号:83-116頁、西南学院大学学術研究所(福岡)
- 瓜生秀文編 2006『国指定史跡 怡土城跡』、前原市文化財調査報告書 第94集、前原市教育委員会(福岡)
- 江上智恵編 2020『首羅山遺跡Ⅱ 発掘調査報告書』、久山町文化財調 香報告第22集、久山町教育委員会(福岡)
- 大塚紀宜 2013「第3章 元寇防塁と博多湾:防塁の構造とその戦略的 機能について」、『新修福岡市史』(特別編 自然と遺跡からみた福岡の 歴史):302-317頁、福岡市(福岡)
- 大塚紀宜編 2002『西新地区元寇防塁発掘調査報告書』、福岡市埋蔵文 化財調査報告書第726集、福岡市教育委員会(福岡)
- 岡寺良編 2014・2015『福岡県の中近世城館跡』 I · II (筑前地域編 1 · 2)、福岡県文化財調査報告書第249・250集、福岡県教育委員会 (福岡)
- 岡本智子 2006「〈イシクラ〉考:織豊期以前の石垣とその工人」、『織 豊系城郭の成立と大和』:137-153頁、大和中世考古学研究会・織豊 期城郭研究会(奈良)
- 愛宕 元 1991『中国の城郭都市:殷周から明清まで』、中公新書1014、 中央公論社(東京)
- 折尾学·大庭康時·塩屋勝利編 2004 『鴻臚館跡』 14、福岡市埋蔵文化 財調査報告書第783集、福岡市教育委員会(福岡)
- 鏡山猛ほか 1968『福岡市生の松原元寇防塁発掘調査概報:鎌倉時代 (13世紀) における蒙古襲来に対する石築地の考古学的調査』、福岡市 教育委員会(福岡)
- 鏡山猛ほか 1969『福岡市今津元寇防塁発掘調査概報:鎌倉時代 (13世紀) における蒙古襲来に対する石築地の第二次 (昭和43年度)調査』、福岡市教育委員会 (福岡)
- 川合 康 1996『源平合戦の虚像を剥ぐ:治承・寿永内乱史研究』、講談社選書メチエ72、講談社(東京)
- 川上市太郎 1941『元寇史蹟(地之卷)』、福岡県史蹟名勝天然記念物調 査報告書第14輯、福岡県(福岡)[復刻:1979 福岡県文化財資料集 刊行会(福岡)]
- 川添昭二 1971 「註解 元寇防塁編年史料:異国警固番役史料の研究』、 福岡市教育委員会(福岡)
- 北垣聰一郎 1987『石垣普請』、ものと人間の文化史 58、法政大学出版 局(東京)
- 金日宇・文素然 (井上治・石田徹・木下順子訳) 2015『韓国・済州島 と遊牧騎馬文化:モンゴルを抱く済州』、明石書店 (東京)
- 藏富士寬編 2019『元寇防塁:調査総括報告書』、福岡市埋蔵文化財調

- 查報告書第1382集、福岡市教育委員会(福岡)
- 高 寛敏 2015「朝鮮史上における長城建設」、『東アジア研究』第63 号:17-24頁、大阪経済法科大学アジア研究所(大阪)
- 近藤 剛 2019『日本高麗関係史』、八木書店(東京)
- 齋藤慎一・向井一雄 2016『日本城郭史』、吉川弘文館(東京)
- 齋藤瑞穂編 2020『九州大学箱崎キャンパス発掘調査報告 3 箱崎遺跡: HZK1802・1803・1805・1902 地点』, 九州大学埋蔵文化財調査室報告第4集、九州大学埋蔵文化財調査室(福岡)
- 佐藤一郎編 2002『博多 85: 博多小学校建設に伴う埋蔵文化財発掘調 査報告書』、福岡市埋蔵文化財調査報告書第 711 集、福岡市教育委員 会(福岡)
- 中井 均 1996「安土築城前夜:主として寺院からみた石垣の系譜」、 『織豊城郭』第3号(特集・織豊期城郭の石垣)、35-54頁、織豊期城 郭研究会(滋賀)
- 服部英雄 2014「第九章 石築地(元寇防塁)考」、『蒙古襲来』: 467-483 頁、山川出版社(東京)
- 林隆広・岡寺良 2015「九州北部における織豊期以前の城郭石垣」、『構築技術からみた織豊系城郭の石垣の成立』(織豊期城郭研究会2015年度小牧研究集会資料集):91-113頁、織豊期城郭研究会(滋賀)
- 平ノ内幸治編 2003 『正楽遺跡: 正楽遺跡範囲確認調査に伴う発掘調査 概報』、字美町文化財調査報告書第15集、字美町教育委員会(福岡)
- 福岡市教育委員会編 2021『中世博多の港:博多遺跡群第221次調査出 土の港湾関連遺構』、福岡市教育委員会(福岡)
- 福田正宏・森貴教編 2018『九州大学箱崎キャンパス発掘調査報告 1 箱崎遺跡: HZK1601・1603・1604 地点』、九州大学埋蔵文化財調査室 報告第 1 集、九州大学埋蔵文化財調査室(福岡)
- 福永将大編 2021『九州大学箱崎キャンパス発掘調査報告4 箱崎遺跡: HZK1900・1905・2001・2002・2004地点』、九州大学埋蔵文化財調査室報告第5集、九州大学埋蔵文化財調査室(福岡)』
- 堀本一繁 2010「一 蒙古襲来と博多:元寇防塁の築造と異国警固体 制」、『史跡で読む日本の歴史6:鎌倉の世界』:186-211頁、吉川弘文 館(東京)
- ボルジギン=フスレ編 2021『モンゴルと東北アジア研究』第6号(特集:チンギス・ハーンの長城:歴史、現状と遺産)、風響社(東京)
- 松尾尚哉 2020「第五編中世 第五章 字美町内の中世遺跡」、『新修字 美町誌』: 190-201頁、字美町(福岡)
- 松尾尚哉·平ノ内幸治編 2013『字美町內遺跡発掘調查報告書:埋蔵文 化財試掘確認調查報告 神領·浦尻古墳群(浦尻支群)発掘調查報告 一滴遺跡発掘調查報告』、字美町文化財調查報告書第18集、字美町教 育委員会(福岡)
- 三阪一徳・谷直子編 2019『九州大学箱崎キャンパス発掘調査報告 2 箱崎遺跡: HZK1701・1702・1704・1705・1706地点 付 HZK1802/1803 地 点概要報告』、九州大学埋蔵文化財調査室報告第 2 集、九州大学埋蔵文化財調査室(福岡)
- 森下靖士編 1995 『薬王寺廃寺』、古賀町文化財調査報告書第20集、古 智町教育委員会(福岡)
- 柳田純孝ほか 1970 『福岡市西新元寇防塁発掘調査概報:鎌倉時代 (13 世紀) における蒙古襲来に対する石築地の第三次 (昭和44年度) 調 査』、福岡市埋蔵文化財調査報告書第11集、福岡市教育委員会 (福岡)
- 柳田純孝・西園禮三 2001『元寇と博多:写真で読む蒙古襲来』、西日 本新聞社(福岡)
- 山口裕平・岡寺良 2011「筑前・西油山天福寺跡の基礎的研究」、『福岡 大学考古資料集成』 4 (特集:九州中世学の構築2): 7-46頁、福岡 大学人文学部考古学研究室(福岡)
- 山村信榮編 2001『宝満山遺跡群Ⅲ:第11次・21次調査報告書』、太宰 府市の文化財第55集、太宰府市教育委員会(福岡)
- 尹龍爀(和田健太訳) 2015「韓国における最近の三別抄遺跡の調査と研究」、『韓国研究センター年報』13:1-6頁、九州大学韓国研究センター(福岡)

- 粟 品孝 2008『南宋軍事史』、上海古籍出版社(上海)
- 고창석·강창화·강창언 1998『제주항파두리 항몽유적지:국가문화 재 지정보고서』、제주도 (제주)
- 김봉옥・신석하・박성종 1996『済州의 防御遺跡』、제주도 (제주)
- 김호준(金虎俊) 2017『고려 대몽항쟁과 축성』、서경문화사(서울)
- 나동욱·하병엄 2016『釜山성곽:보루를 쌓아 근심을 없애다』、부산 박물관 학술연구총서 제51집、부산박물관 (부산)
- 손영식(孫永植) 2011『한국의 성곽』、주류성출판사 (서울)
- 오연숙·진신승 2017『삼별초와 동아시아』、국립제주박물관·국립나 주박물관·강화역사박물관(강화)
- 이 회인 2016 『고려 강화도성』、한국중세사학회 연구총서 8、혜안 (서울)
- 조선유적유물도감편찬위원회 1991 『조선유적유물도감』 10권 고려편 (1):건물·성、조선유적유물도감편찬위원회 (평양)

伊藤 慎二(いとう しんじ) 西南学院大学博物館館長・国際文化学部教授

コロナ禍における大学博物館の社会教育のための取り組み ― おうちでせいなんワークショップ ―

山尾 彩香

はじめに コロナ禍における影響

新型コロナウイルス感染症の流行により、日本では2020年2月に文化イベントの自粛要請が出され、国立博物館等の臨時休館、イベント等の中止・延期等が相次いだ。同年4月には7都府県1に緊急事態宣言が出されたのち、宣言の対象は全国に拡大された。

西南学院大学博物館では、2020年4月4日から8月2日までを臨時休館とし、以降も感染状況や運営母体である西南学院大学の方針に合わせて臨時休館や事前予約制、来館者制限などを実施した。展示事業に関しては会期の短縮、開催延長、講演会やイベントの中止を行った(表1)。

新型コロナウイルス感染症流行以前の2019年度と流行が顕著となった2020年度の開館日数と来館者数を比較すると、開館日数は2019年度が288日に対して2020年度が169日の約4割減、来館者数にいたっては2019年度が8474名に対して2020年度が990名の約9割減となった(図1)。文化庁委託事業による全国の博物館を対象とした調査²によると、来館者数の平均の推移は2019年度から2020年度にかけての前年度比が約46.1%の落ち込みであったことから、西南学院大学博物館はとくに顕著な影響を受けた博物館といえるだろう。

▶博物館の閉館(2021年12月15日時点)

対 応	期間	備考
臨時休館	2020年4月4日~8月2日	
臨時休館	2021年1月16日~ 2月9日	
臨時休館(予約制)	2021年5月12日~ 6月20日	事前予約制(電話 予約者のみ入館可)
予約制開館 (一部例外)	2021年6月21日~ 7月13日	事前予約制 (西南学院大学の学 生および教職員は 事前予約の必要な し)
臨時休館(予約制)	2021年8月20日~ 9月12日	事前予約制 (例外なし)

▶展示事業

対応	展覧会	会 期	イベント等
短縮	企画展「文化財と ともに生きていく ードージャー記念 館 次の100年に向 けて一」	2020年2月3日 ~4月9日 →会期終了4月 3日	公開講座「ス テンドグラス の修復・その 技術と理念」 (3/14) の中止
延期	企画展「黒木重雄 一絵を描くという 生き方―」	2020年4月13日 ~7月11日 →延期10月3日 ~12月18日	トークイベン ト (5/23) の 中止
延長	特別展「地図を描く 一伝えられた『日本』―」	2020年12月23日 ~2021年2月27日 →会期終了2021 年4月14日	

表 1 新型コロナウイルス感染症による影響と対応

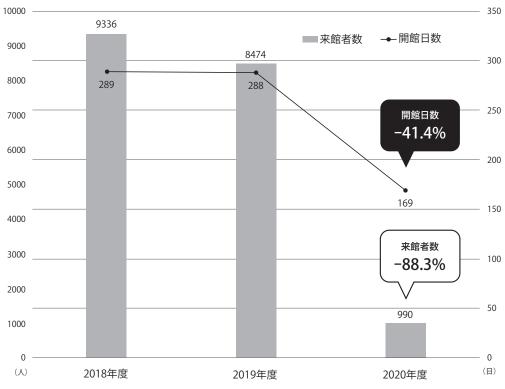


図1 開館日数と来館者数の推移

1. これまでの「せいなんワークショップ」

博物館には果たすべき役割が大きく分けて三つある。それは「収集・保存」、「調査・研究」、「教育・展示」だ。とくに「教育・展示」に関しては、博物館における表立った機能でもあることから、社会教育施設としての一般認知度は高いだろう。

西南学院大学博物館は2006年に開館し、2010年に博物館相当施設に指定された。この年、本格的な教育普及事業として「せいなんこどもワークショップ」³と銘打った活動が始まった。本取り組みは当初、大学周辺の小学生を対象としたものであったが、十年以上にわたる活動のなかで、他県などの館外で開催する「おでかけワークショップ」や大人向けの「せいなんワークショップ」など、地域や年齢を限定しない活動へと展開していった。現在では、定期的に開催する展覧会の教育プログラムとしても定着している。

ワークショップでは「楽しみながら学べる」をコンセプトに、基本的な活動内容として、①学芸員や博物館スタッフによる展覧会の解説や講座、②展示

内容に沿った工作やレクレーションを行う二部構成となっている。ワークショップを企画・運営するにあたって活躍するのが、博物館スタッフとして雇用している学生アルバイトや学生ボランティアといった西南学院大学・大学院の在学生たちだ。一般の博物館とは主旨の異なる大学博物館においては、学生教育もまた一般市民を対象とした生涯学習に並ぶ重要な使命となる。また、ワークショップを通じての学生と地域住民との交流の場の提供は、「社会に開かれた大学の窓口」としての大学博物館の役割を果たすものでもある。だがしかし、参加者主体の体験を重視するこれらの活動は、対面・対話によって支えられていた活動でもある。2020年以降、対面によるせいなんワークショップの開催は2021年12月現在まで実現していない。

博物館における最大の教育機能は展示にある。せいなんワークショップも、展示による学びを重視して構成されているのは先に述べた通りだ。しかし、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が2020年4月に全国に拡大されると、ほとんどの博物館が休館⁴を余儀なくされ、博物館における展示教

育の機会が大きく失われた。このとき、光明をもたらしたのがインターネットを介した教育普及活動だった。博物館が休館していても、家庭で博物館の学びが得られるようにと、学習のためのデジタルコンテンツを企画、提供する動きが全国の博物館で活発化したのだ。西南学院大学博物館でも既存のデジタルアーカイブを活用し、オンラインでの情報発信に取り組んだ。

2. 土台となったデジタルアーカイブ事業

デジタルアーカイブとは「図書・出版物、公文書、美術品・博物品・歴史資料等公共的な知的資産をデジタル化し、インターネット上で電子情報として共有・利用できる仕組み」5をいい、インターネットが社会基盤として欠かせない時代となった昨今において、博物館でのデジタルアーカイブ事業の推進は重要な取り組みのひとつとなっている。

西南学院大学博物館では、2017年度よりデジタルアーカイブ事業の一環として、博物館が所蔵する資料の一部をデータ化し、ホームページで所蔵資料データベース⁶として公開している。データベースでは西南学院大学博物館のコレクションの三本柱である「日本キリスト教史関連資料」「キリスト教文

化関連資料」「関谷定夫コレクション」と平戸藩の あつき おおしま 的山大島に関する史料群「松澤氏収集文書」を公開 し、各資料の詳細(所蔵機関、コレクション名、資 料番号、表題、年代、形態、内容)や資料画像を閲 覧することができる(図2)。

また、2019年度には大学の教育支援プログラムでデジタル・アーキビスト養成⁷を実施した。本教育プログラムは、大学博物館が雇用している学芸調査員(学部生・院生アルバイト)を対象とし、デジタルアーカイブに関する専門知識の習得と実践経験を通じて、次世代のデジタル・アーキビストを養成することを目的としたものである。受講者は博物館教員によるデジタルアーカイブに関する基礎知識の教育を受けたのち、NPO法人日本アーカイブ協会が提供する4日間の教育プログラムを受講。同協会が実施する検定試験にのぞみデジタル・アーキビスト資格を取得した。資格取得後は、デジタルアーカイブ事業の実践として、西南学院大学博物館の所蔵資料データベースの拡充に従事した。

所蔵資料データベースのほかにも、ホームページでは過去の展覧会で刊行された図録や博物館ニュース、年報、研究紀要などの刊行物をPDFで公開している。また、Googleが提供するインターネットサービス「ストリートビュー」を活用し、常設展示



図2 西南学院大学博物館所蔵資料データベース

室およびドージャー記念室をパノラマで閲覧できるページも2016年よりホームページに設置した。

デジタルアーカイブ事業によるこれらのデジタル コンテンツの拡充は、コロナ禍における博物館の教 育普及活動に大きく貢献することとなる。

3. SNSでの教育普及活動

2020年4月、最初の緊急事態宣言を受けての臨時休館では、西南学院大学博物館のほとんどの職員が在宅勤務となり、博物館での活動が長期間休止となった。休館中でも博物館の社会的役割や教育機能を果たすにはどうしたらよいのか。この時期、西南学院大学博物館だけではなく全国の博物館が直面した課題は、オンラインでの博物館活動に解決の活路を見出した。

西南学院大学博物館のオンラインでの情報発信の主要な場はホームページであった。しかし、博物館ホームページのサーバーは外部からアクセスができない仕様のため、在宅勤務の博物館職員はホームページの更新を行うことができない。ホームページを主流にしたオンラインでの情報発信は、当時の環境では困難であったのだ。そこで、博物館の臨時休館中のオンライン活動は、ホームページからソーシャル・ネットワーキング・サービス(以下、SNS)へと移行することとなった。

西南学院大学博物館では、2012年からTwitter (seinan_museum) とFacebook (seinanmuseum)、2017年からInstagram (seinan_museum) を運営している。タイムリーな短文投稿と不特定多数への拡散を特徴とするTwitterでは、展覧会やイベントなどのお知らせや、博物館スタッフによるタイムリーなつぶやきなどを行い、運用しているSNSのなかでは一番の更新頻度を誇る。画像付きの長文投稿が可能で、実名制のため比較的フォーマルな印象のあるFacebookでは、博物館事業や専門性の高いコラム(博物館実習の報告や所蔵資料の解説など)を定期的に更新。若年層をターゲットとするInstagramでは、ビジュアルを重視した画像投稿を心がけてき

た。外部からでも更新が可能なこれらのSNSは、休館中でも「見える博物館」の場として活躍した。なにより、SNSの特性のひとつである「ユーザーからの反応の可視化」の恩恵も大きかった。この相互的に「見える」状況は、利用者が博物館にどのような情報やサービスを求めているかを検証することを可能にし、博物館運営や教育普及活動の方針に生かすことができるからだ。

SNSでのオンライン活動では、ホームページ上で公開していた既存のデジタルコンテンツを最大限に活用した。また、学芸調査員によるコラム連載を実施することで、学生教育や雇用の機会も創出した。以下、臨時休館中にSNSで行った教育普及活動の事例である。

・ジョージくんクイズ (Twitter) 全42回期間: 2020年4月8日~6月11日

臨時休館を実施してから4日後、博物館の所蔵資料に関するクイズを出題する「ジョージくんクイズ」の連載をTwitterで開始。教育普及担当の学芸研究員が更新を担当し、土日を除くほぼ毎日投稿した。クイズの基本構成は①クイズの出題、②クイズの答え、③デジタルアーカイブ・サービスへの誘導とし、リプライで一連の投稿をつないでいる(図3)。

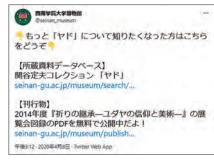
ジョージくんとは、福岡県指定有形文化財でもある博物館建物をモチーフにしたマスコットキャラクターで、名前は建物の建築様式「ジョージアン・コロニアル・スタイル」に由来する。不特定多数に向けて発信されるTwitterの特性を鑑み、マスコットキャラクターを起用することで親しみやすさを演出した。出題するクイズの資料画像は、所蔵資料データベースの資料画像や無料公開している図録の画像などを使用し、解説も専門性よりも簡潔でわかりやすさを重視したものとなっている。その代わりに、より専門的な知識を得る手段として、資料のデータベースや関連書籍(図録や刊行物)などへの誘導も行った。この時期、全国の博物館がオンラインでの情報発信8や教育普及活動を始動、発展させており、



①**クイズの出題** ジョージくんによるクイズの出題と解説員 によるヒント。クイズの資料画像を掲載。



ジョージくんと解説員による資料の解説。



③デジタルアーカイブ・サービスへの誘導 博物館ホームページで公開している所蔵資料 データベースや図録(刊行物)へのリンク。

図3 ジョージくんクイズ (Twitter)

そういった他館からの活動の呼びかけにあったハッシュタグ「#エア博物館」「#おうちでミュージアム」も活用した。ハッシュタグの利用は、博物館と市民とでの相互の情報の発信や共有を可能とすることから、新たな取り組みとしても注目されている⁹。

・聖書植物園ツアー (Twitter) 2020年6月9日~更新継続中 (2021年12月15日現在)

臨時休館中ではあるものの、博物館職員の出勤が一部解除となった6月から「ジョージくんクイズ」の後続企画として「聖書植物園ツアー」の連載をTwitterで開始した。更新は教育普及担当の学芸研究員が行い、季節の聖書植物の写真や聖書植物についての情報を不定期で発信している。投稿の基本構成は①聖書植物の写真、②聖書植物の詳細、③聖書植物の解説、④聖書植物園の情報となっている(図4)。

聖書植物園とは、西南学院大学の敷地内で展開している聖書に登場する植物を復元・展示した植物園¹⁰である。「聖書植物園ツアー」の連載当初の目的のひとつは、大学への入構禁止・制限により現地で観察することができない来園者に代わり、聖書植物の生体の様子を発信することにあった。静物であ

る博物館資料とは異なり、植物という生体の特性 上、季節や日ごとに生育し変化する植物は繰り返し 紹介することも可能である。そのため本企画は、 Twitterのユーザーからの好評もあり、臨時休館後 も更新を継続している。

・スタッフのオススメ図録(Facebook)全12回期間:2020年4月20日~5月2日

Facebookでは学生アルバイトの学芸調査員によるコラム連載を実施した。臨時休館特別企画第一弾は、これまで博物館で刊行された展覧会図録を博物館スタッフの目線で紹介する「スタッフのオススメ図録」である。学芸調査員が持ち回りで担当し、12日間連続で更新した。構成は①スタッフのつぶやき、②図録の書籍情報と要約、③オススメポイント、④刊行物のページリンク、⑤図録の画像となっている(図5)。

· 壱週逸品(Facebook) 全12回 期間: 2020年5月9日~7月24日

臨時休館特別企画の第二弾も学芸調査員による連載で、「壱週逸品」と題して毎週土曜日に所蔵資料 一点を紹介した。構成は①スタッフのつぶやき、②



①聖書植物の写真

聖書植物の最新写真とジョージくんと解説員によるコメント。



②聖書植物の詳細

植物の学名とともに、聖書での名前と植物が登場する 聖書の句を紹介。



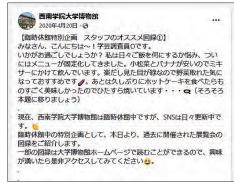
③聖書植物の解説

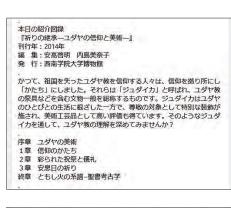
解説員やジョージくんによる植物の解説や豆知識



④聖書植物園の情報

図4 聖書植物園ツアー (Twitter)





・オススメポイント 本当に繊細な装飾が多く、見ているだけでもいいですが、解説と合わ せて見るごとによりユダヤ教の祭りやユダヤ教のひとびとの生活が垣 間見えます。そのなかでも私が好きなものは「18.エトログ容器」で す!これはスコットという祭で、エトログというレモンのような排稿 類を保存するために使われるものなのですが、本当に見た目が可愛い のです。さらに、エトログは西南学院大学聖書植物園でも見ることが できます。毎年夏頃には大きな実を付けていますので、お立ち寄りの 際は是非見てみてくださいな。 さて、スコット祭のときは、家庭では庭やペランダに仮庵(スカー) を作って7日間そのなかで食事をしたりして過ごすようです。これ



図5 スタッフのオススメ図録(Facebook)

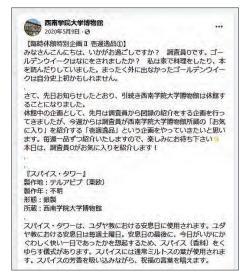




図6 壱週逸品 (Facebook)

資料詳細と解説、③スタッフの資料に対するコメント、④資料画像となっている(図 6)。所蔵資料を紹介するTwitterの「ジョージくんクイズ」とは差別化をはかり、30~40代の利用者が多い¹¹Facebookではより専門性の高い内容を掲載した。

4. おうちでせいなんワークショップ

2020年6月、博物館職員の出勤が許可されるようになり、博物館ホームページの更新ができるようになった。これを機に、臨時休館を継続しながらも、それまでSNSだけで行っていたオンライン活動をホームページにも拡充した。それが「おうちでせいなんワークショップ」12である。おうちでせいなんワークショップでは、博物館への来館を前提とする展示教育とは別の教育手段として、博物館の学びを家庭でも学習・体験することを目的としている。また、公開する学習コンテンツの作成には学芸調査員も携わっている。通常の博物館業務で必要となるデザインや映像制作で使用するアプリケーションソフトの技術習得や、アイデアを形にする企画力や制作能力を養うなど、せいなんワークショップでも重視していた実践的な学生教育の面も担っている。

おうちでせいなんワークショップ開設の契機のひ とつとして、北海道博物館(北海道)の「おうち ミュージアム」の取り組みがある。おうちミュージアムとは、新型コロナウイルスの感染拡大のため2020年2月末より全国各地の小中学校などが臨時休校になったことをきっかけに、北海道博物館が3月よりはじめた取り組みである。それは、同時期に多くの博物館が長期の臨時休館となるなか、「おうちで楽しく学べる」をコンセプトに、自宅で過ごす子どもたちのために各地の博物館と共にオンラインで学習コンテンツを提供する連携活動であった¹³。2021年12月時点で、230以上¹⁴の館が本企画に参加しており、西南学院大学博物館も2021年6月より参加を表明している。

ホームページに新設したおうちでせいなんワークショップ専用のウェブページでは、せいなんワークショップの「楽しみながら学べる」のコンセプトをそのままに、過去の展覧会で開催したワークショップをアレンジしたものから、おうちでワークショップ限定の学習コンテンツを公開している。例えば、在宅勤務期間中に準備していた幼児向けのワークシート「ジョージくんのわくわくパズル」(図7)と「ジョージくんぬりえ」は、臨時休館直前まで館内で実施していた常設型のワークショップ¹⁵を家庭用にアレンジしたものである。以下、おうちでせいなんワークショップにて公開している学習コンテンツの一部を紹介する。



館内に常設されているマグネットパズル(左)を、はさみとのりを使って完成させる幼児向けパズルにアレンジした家庭用ワークシート(右)

図7 ジョージくんのわくわくパズル



図8 聖書植物ビンゴシート 一身近なもの編一

・聖書植物を学ぶ「聖書植物ビンゴシート」

「聖書植物ビンゴシート 一身近なもの編一」(図 8)は、おうちでワークショップ専用のワークシートとして7月に公開した。本ワークシートの作成のきっかけは、当時Twitterで発信していた「聖書植物園ツアー」だった。というのも、想定以上のユーザーが聖書植物や聖書植物園に高い関心をもっていることに気付いたからだ。本来であれば、聖書植物園を散策しながら行う屋外型のワークショップを提供するのだが、大学への入構が制限されるコロナ禍では実施が難しい。そこで、体験の場を聖書植物園から家庭に移し、家や身近にあるものなどで聖書植物を探すことにしたのだ。

ワークシートには9種類の聖書植物の画像がビンゴ形式に配置されている。植物だけでなく、食べ物や加工品などになった聖書植物を見つけ出して、発見したときの様子を書き込み、ビンゴを目指す。一見、馴染みのない聖書植物でも、生体そのものの姿だけでなく、本来とは異なる姿で身近なところに存在しているのだという発見は、家庭で行うからこそのものであり、聖書植物への親近感も演出してくれる。

・歴史を学ぶ「九州の今と昔」

博物館資料を活用した学習コンテンツとして歴史を学べるワークシートがある。「九州の今と昔 一九州九カ国之絵図―」(図9)は、江戸時代の九州の地図「九州九カ国之絵図」(1783)と現在の九州地図とを比較し、江戸時代に九州にあった9つの国が現在の何県になるかを解答する日本史の学習シートだ。資料紹介シートと資料に関連する問題シートで構成された本ワークシートの形式は、後続の「アジアの今と昔 一アジア図―」にも引き継がれシリーズ化している。

動画で学ぶ「ジョージくんミュージアムガイド」

2020年の臨時休館が9月に終了した後でも、感染拡大により2021年にもたびたび長期の臨時休館(表1)を実施した。そのようななかでも、予約制度の導入や感染症対策を施したうえでの展覧会を開催したが、2021年度上半期(4月~9月)の来館者数は、コロナ以前の2019年度の上半期に比べて3割¹⁶にまで減少した。コロナ禍の影響で、展示による教育効果が十分に望めない状況が依然として続いてい



図9 九州の今と昔 一九州九カ国之絵図-

た。そこで新たな取り組みとして、全国の博物館の オンライン活動でも主流になりつつある動画による 展示解説の投稿をYouTube¹⁷で開始した。動画は開 催中の展覧会をジョージくんが案内する内容で、学 芸員や展示担当者の監修のもと制作している。動画 制作による活動は今後、新たなデジタルアーカイブ 事業として拡充を目指したい。

・せいなんワークショップとの連動

博物館で開催しているせいなんワークショップを、おうちでせいなんワークショップでも同時に提供する試みも行った。「出島の出入許可証を書いてみよう!」(図10)は2021年度特別展「長崎口と和華蘭文化 ―異文化のさざ波―」の関連ワークショップとして、会期中(2021年9月1日~11月4日)、館内に常設された自由参加型のワークショップである。参加者は、展示資料の「長崎阿蘭陀商館出入許状」(江戸時代中期)を模した許可証に、奉行として役職と名前と日付を書き込み、判を押してオリジナルの出島の出入許可証を作成する。本ワークショップと同じ内容を家庭でも出来るように、説

明シート、資料解説シート、ワークシートを別途作成し、おうちでせいなんワークショップでも公開した。展示教育とオンライン教育の同時提供は、展示教育の機会喪失やデジタルディバイドの解消になんらかの希望が見いだせないかとも期待している。

さいごに ポストコロナ時代にむけて

コロナ禍、そしてその先のポストコロナ時代にむけて、大学博物館が社会教育施設としての役割を果たすにはどうすればよいのか。先行きの見えない状況ではあるものの、新型コロナウイルス感染症と付き合いながら博物館活動を再開、さらには発展させるような工夫や新規事業が全国の博物館で見られるようになってきた。オンライン講演会¹⁸や公演・展覧会・社会教育活動のライブ中継や配信、リモートによる情報交換会や研修会、バーチャル展示やVRコンテンツ、デジタルアーカイブの推進など様々な取り組みが行われている。西南学院大学博物館は、「生涯学習のための社会教育施設」としての博物館であると同時に、「学生教育と社会に開かれた窓口」





館内常設型ワークショップ(左)とオンライン学習用のワークシート(右)

図10 出島の出入許可証を書いてみよう!

としての大学博物館の使命も帯びている。来館者の 数が特別な意味をもたなくなるであろうこれからの 時代、市民や学生にどういった「展示・教育」の機 会を提供していくのか。コロナ禍が収束した後も、 新しい博物館の教育普及活動としてオンライン活動 を継続さらには発展させていく必要があるだろう。

註

- ¹ 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県。西南 学院大学博物館は福岡県所在。
- ² みずほ総合研究所株式会社「令和2年度「博物館ネットワークによる 未来へのレガシー継承・発信事業」における「博物館の機能強化に関する調査」事業実績報告書」2021年3月、https://www.mizu-ho-ir.co.jp/case/research/museum2020.html(2021年12月1日閲覧)
- 3 せいなんこどもワークショップの目的や取り組みの詳細については以下を参照されたし。山尾彩香「大学博物館の使命としての教育普及活動―せいなんこどもワークショップ事例紹介と課題―」『西南学院大学博物館研究紀要』第5号、pp.9-23、西南学院大学博物館、2017年。
- 4 全国に緊急事態宣言が拡大した2020年4月16日時点で、日本博物館協会員館の推定約9割が臨時休館となった(日本博物館協会調べ)
- 総務省「知のデジタルアーカイブに関する研究会開催要項」2011年2月、https://www.soumu.go.jp/main_content/000101009.pdf (2021年12月15日閲覧)
- ⁶ 西南学院大学博物館所蔵資料データベース、 http://www.seinan-gu.ac.jp/museum/search/museum/
- 7 西南学院大学の教育推進機構による2019年度の教育支援プログラム
 (B)「大学博物館における『デジタル・アーキビスト』養成プログラム一資格取得とデジタルアーカイブ事業の実践を通じて一」、https://www.seinan-gu.ac.jp/education_research/gp.html
- 8 日本博物館協会の実施したアンケート(令和2年9月1日~9月15日 実施)によると、休館中のWEB等による博物館情報の発信について

- 実施した館は709館中511館となり、七割以上の館がオンラインでの情報発信に注力している。日本博物館協会「新型コロナウイルス感染予防の対応状況に係る緊急アンケートの結果について」2020年10月26日、https://www.j-muse.or.jp/(2021年12月15日閲覧)
- 9 休館した博物館施設のSNSで使用されたハッシュタグは他にもあり、 収蔵資料や生体の紹介や解説を行う例が多くみられた。室井宏仁、奥 本素子「COVID-19感染拡大下における博物館施設のオンライン発信 の傾向と分析」『科学技術コミュニケーション』 28巻、pp.1-10、北海 道大学、2020年。
- 10 西南学院大学聖書植物園は、大学開学50周年の記念事業として大学同窓会の寄付金を基に1999年11月に開園。大学の全キャンパスに展開されており、聖書関連の植物が約100種生育されている。西南学院大学聖書植物園、https://www.seinan-gu.ac.jp/shokubutsu/
- 11 総務省「令和2年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」2021年8月、https://www.soumu.go.jp/iicp/research/results/media_usage-time.html (2021年12月21日閲覧)
- 12西南学院大学博物館おうちでせいなんワークショップ、http://www.seinan-gu.ac.jp/museum/child/ws/index.html
- 132019年度企画展「文化財とともに生きていく」関連ワークショップ。 大きなレンガマグネットを積みあげてジョージくんを完成させる 「ジョージくんのわくわくパズル」、塗り絵を館内展示する「ジョージ くんぬりえ」を実施(2020年2月3日~4月3日)。
- 14 北海道博物館「おうちミュージアム」の参加館一覧より、https://www.hm.pref.hokkaido.lg.jp/ouchi-museum-list/(2021年12月22日閲覧)
- ¹⁵ 渋谷美月「大きなコミュニティとなったおうちミュージアム」『博物館研究』55巻、10号、pp.21-25、北海道博物館、2020年。
- 16 2019年 4 月 \sim 9 月までの来館者数は5895人。2021年4月 \sim 9月までの来館者数は1821人。
- ¹⁷西南学院大学博物館 YouTube、https://www.youtube.com/chan-nel/UCT1nBPiD6PbHo iiIROs2ng
- ¹⁸西南学院大学博物館でも実施。2021年度特別展「宣教師とキリシタン」の 関連イベントとして、Web会議システムのZoomを利用したオンライン講 演会「イエズス会の霊性と教育」(2021年11月20日)を開催した。

山尾 彩香(やまお あやか) 西南学院大学博物館学芸研究員

- 宗家文書『裁判記録』八、龍田権兵衛(国立国会図書館蔵)。
- 18 19 17 島雄八左衛門は、元禄三(一六九○)年九月~元禄五(一六九二)年七月、元禄十四(一七○七) 杉村・平田・古川は対馬藩御三家と呼ばれた門閥であり、家老や朝鮮向御用など、藩の要職を務め 年九月~元禄十六(一七〇九)年十二月の二度にわたって館守を務めている。
- 21 20 宗家文書『(館守) 毎日記』七十一、樋口久米右衛門(国立国会図書館蔵)。 **斛枡一件については田代和生「対馬藩の朝鮮米輸入と〈倭館枡〉―宗家記録『斛一件覚書』からみ** た(永留久惠『西日本人物誌十四 雨森芳洲』西日本新聞社〔一九九九〕、四一頁)。
- 註二十に同じ。

24 23 22

25

『罰責類聚 一下』(「文化史写本」、九州大学記録史料館九州文化史資料部門蔵)。

古賀十二郎『丸山遊女と唐紅毛人』前編、長崎文献社(一九六九)、五七三~五九六頁。

た朝鮮米の計量法―」、『朝鮮学報』一二四(一九八七)に詳細がある。

- 江戸時代における追放刑の一種。在方は居村より、江戸町方ではその居町より追い払われるもので 大辞典』第十卷、吉川弘文館〔一九八八〕、三四四~三四五頁)。 ある。追放刑の中では一番軽いものであり、適用範囲も広かった(国史大辞典編集委員会編『国史
- 宗家文書『(館守)毎日記』七十六、平田所左衛門(国立国会図書館蔵)。
- 27 26 朝鮮王朝が日本人通交者に与えた銅製の通交資格証明印。朝鮮では印章(官印)に対して私印を図 (書簡)に図書を押して自己の遣使であることの証明とした (国史大辞典編集委員会編『国史大辞 書といった。図書を授けられた者を受図書人といい、受図書人は遺使の際、使者に持たせる書契 〔前掲〕三六四~三六五頁〕
- 28 宗家文書『(館守)毎日記』七十五、平田所左衛門(国立国会図書館蔵)。

迫田 ひなの(さこだ ひなの) 西南学院大学博物館学芸研究員

な主張を繰り返したため、両者の溝はさらに深まっていく。 とする姿勢は見えない。それどころか、 朝鮮の要求に対し、 反発と一方的

61 なった。通信使の派遣にともなう交渉経過の検討は、 徳元(一七一一)年には、 とする対馬藩の強硬な外交姿勢を批判しており、時勢を見極め、 二八)年に完成した著書『交隣提醒』の中で、主張を一方的に押し通そう 使の派遣の際にさらなる上級権力との交渉を試みることになる。 の妥協点を探ることの重要性を説いている。そして芳洲らの尽力の末、 いて通信使と談論を行った対馬藩の儒学者・雨森芳洲は、享保十二(一七 これ以降、 朝鮮側は白水の処罰と交奸事件の再発防止に向け、 交奸に関する三か条の約条が締結されることと 今後の課題とした 正徳通 江戸にお 朝鮮側と 正 信

6

- 1 関係(松前口)という四か所の窓口によって構成されていた。 との関係(対馬口)、薩摩藩を通じた琉球王国との関係(薩摩口)、松前藩を通じたアイヌ民族との 際関係で、長崎における来日中国人・オランダ人との関係(長崎口)、対馬藩を仲介役とした朝鮮 た「鎖国」に代わる概念である。十七世紀初頭に形成され、十九世紀中頃まで維持された日本の国 「四つの口」は、荒野泰典『近世日本と東アジア』東京大学出版会(一九八八)によって提唱され
- 2 以交」わることであると説いた(雨森芳洲著、田代和生校注『交隣提醒』平凡社〔二〇一四〕、三 態を憂慮し、自身の著書『交隣提醒』(一七二八)において「誠信」とは「互ニ不欺不争、真実を 「誠信」とは、雨森芳洲以前の時代から対馬と朝鮮との良好な関係を表す際に、公文書などにおい ても用いられた言葉だが、次第に形骸化し常套句として扱われるようになった。雨森芳洲はこの事
- 3 長崎の出島や唐人屋敷では、日本人女性(遊女)の出入りは認められていたが、草梁倭館は日本 責 十一件以上確認されている。交奸に関する研究としては、尹裕淑『近世日朝通交と倭館』岩田書院 院(二〇一九)等に詳しい。 剋―」、中村質編『鎖国と国際関係』吉川弘文館(一九九七)・孫承喆「《倭人作拏謄録》을 동하の (二○一一)・ジェイムス・ルイス「釜山倭館における日・朝交流─売春事件にみる権力・文化の相 人が倭館にひそかに侵入して日本人との密通を行う「交奸」事件が、江戸時代を通して少なくとも 人・朝鮮人に限らず、女性の出入りや居留が一切認められていなかった。それにも関わらず、 倭館」、『港都釜山』第十号(一九九三)・守屋浩光「対馬藩における『交奸』について―『罰 |掲載の判決の紹介を中心に─」、藩法研究会編『幕藩法の諸相─規範・訴訟・家族─』汲古書

迫田ひなの「館守『毎日記』に見る草梁倭館の交奸事件─元禄三(一六九○)年の事例をもとに 『西南学院大学博物館研究紀要』第九号 (二〇二一)。

5

4

- 倭館に滞在する日本人を統率するため、対馬藩は寛永十四(一六三七)年ごろから、馬廻(上士) ゆまに書房〔二〇一一〕、一〇五~一一〇頁・国立国会図書館編『参考書誌研究』第七十六号〔二 わたる。また業務日誌である『毎日記』の記録を行っており、天候、対馬船や人の出入り、朝鮮側 だったが、なかには十年ほど勤める者や、一度退いて再任する館守もいた。彼らの職務内容は、外 のうち現役の与頭か表番頭から選任される館守を派遣するようになった。任期は原則として二年 ○一五]、九~一二頁)。 の役人の訪問、伝達事項などが逐一記録されている(田代和生『新・倭館―鎖国時代の日本人町』 交官である裁判の相談役、貿易の管理や倭館住人の統率、許可証の発行から日々の雑務まで多岐に
- 通信使派遣や、対馬への朝鮮米輸入など、個別の交渉事を行うために派遣された外交官である。起 頁・国立国会図書館編『参考書誌研究』〔前掲〕、一三六~一三七頁) 宝永二(一七〇五)年には、業務日誌である『裁判記録』の提出が義務化されており、 慶安四(一六五一)年ごろから士分から任命され、やがて常駐役員の扱いを受けるようになった。 源は少なくとも文禄・慶長以前だと考えられており、当初は町人であったが、業務の複雑化により が詳細に記録されている(田代和生『新・倭館―鎖国時代の日本人町』〔前掲〕、一一〇~一一四
- 7 宗家文書『分類事考』十六、「変死・死刑・外向共」(国立国会図書館蔵)
- 8 宗家文書『分類紀事大綱』三十一、「交奸一件」(国立国会図書館蔵
- 宗家文書『(館守)毎日記』六十六、樋口久米右衛門(国立国会図書館蔵)
- 宗家文書『(館守) 毎日記』六十八、樋口久米右衛門(国立国会図書館蔵)
- 11 10 9 堂上訳官が正使になるため「訳官使」と称し、あるいは対馬藩主の江戸からの帰国を慰問したため 十回近く対馬へ派遣された使節で、朝鮮の司訳院に属する日本語通訳官のうち、国王に拝謁できる 田代和生『新・倭館―鎖国時代の日本人町』(前掲) によると、渡海訳官使は江戸時代を通じて六 ⁻問慰行」とも呼ばれている。人数は四~五十人、多くて百人余りであったという。
- 宗家文書『(館守)毎日記』七十、樋口久米右衛門(国立国会図書館蔵)
- 13 12 崔同知、崔尚嵲。同知は同枢(従二品)の別名で、堂上訳官。倭館訓導や渡海訳官使正使、 通信使上々官などを歴任し、訳官の最高位である知事(正二品)まで昇進するが、享保六(一七二 一)年、渡海訳官使として来日した際、密貿易の主犯を働き失脚している(雨森芳洲著、田代和生 『交隣提醒』〔前揭〕、一二二頁)。 正徳期
- 14 通信使を護行したが、享保三(一七一八)年、府中屋形で病死した(木村礎ほか編『藩史大事典 第七卷 [一九八八]、二六一~二六九頁)。 代藩主であった兄義倫が亡くなったため、十一歳で五代藩主となった。正徳元(一七一一)年には 宗義方(一六八四~一七一八)は、三代藩主義真の次男として生まれ、元禄七(一六九四)年、 四
- 宗家文書『裁判記録』七、龍田権兵衛(国立国会図書館蔵)。
- 16 15 朝鮮時代の官僚組織は東班(文班、文臣)と西班(武班、武臣)からなっており、これらを合わせ が担っていた。六曹は行政官府である吏曹・戸曹・礼曹・兵曹・刑曹・工曹の総称であり、 て両班(���)と称した。東班に属する中央機構の中核は六曹と儀政府(十七世紀以降は備辺司) (엑圣)は儀礼・外交・学校・科挙などを扱う官府であった(李成市ほか編『世界歴史大系 朝鮮史 ─先史~朝鮮王朝─』山川出版社 [二〇一七]、三〇五~三〇九、三八五頁)

と述べている。り、今の返答で不備があるならば、東莱府へ「幾度ニ而も罷越可申入候」り、今の返答で不備があるならば、東莱府へ「幾度ニ而も罷越可申入侯」に対し両判事は、館守からの言伝を言い洩らしたことはないと主張してお倭館から申し入れるべきことは何もない、と館守は言い切っている。これ

取った後のことであった。 また難航し、 いうちに結審するという知らせが両判事からもたらされている。これに対 ない。さらに、二月十三日には交奸事件の評定が朝廷で行われており、 翌日には予定通り茶礼が開催されているが、東莱府使への直訴は行ってい 自分たちから話を通すので、 長官である権以鎮が らされている。これに対し、館守は一向に解決しない し館守は、東莱府へ出向き、 処理が未だ終わっていないことが分かる。 この後、二月十日には館守の茶礼が翌十一日に決定したとの知らせもた 茶礼で東莱府使に直訴すると主張した。これに対し、 龍田が対馬へ帰国できたのは、 「殊外六ケ鋪」人物であるため対応に苦慮しており、 納得できる道理を示すよう求めるなど、事件 直訴は控えてほしいと懇願している。 「古裁判馳走」 十月二日に「音物」を受け 「古裁判馳走」 両訳は東莱府 問題の交渉も 問題 近

おわりに

元禄三(一六九○)年の事件において、朝鮮側は関係者全員を死罪にしている。

「本人に対しても同罪(同一処罰)である死罪を求めていたものの、実際には日本人の事件関係者は倭館内での謹慎処分を経て対馬へ帰国の、実際には日本人の事件関係者は倭館内での謹慎処分を経て対馬へ帰国の、実際にはこの処分すらも遵守されておらず、事件の三年後には関係者の二名が倭館に滞在するなど、対馬藩の杜撰な対処が目立つ結果となった。

を行った日本人を死罪にするよう対馬側に求めることとなる。 (一六九七) 年の事件でも、 書簡に交奸事件について記載するという強硬手段に出ることとなる た裁判の龍田の けられることとなってしまった。 怒りの矛先は白水ではなく、礼曹からの書簡を受け取らない対馬藩へと向 れた白水は、 痺れを切らした朝鮮側は、継嗣誕生という祝いの席にもかかわらず、 応じなかった。 たこの件は倭館外の問題であるとして、 い者はすぐに帰国させるように」という国元の家老からの指示もあり、 従来通り、まず館守との交渉を行った。しかし、館守は「少しでも疑わ す上で必要であるという危機感を朝鮮側に植え付けてしまうこととなる。 てしまう。この事件によって、 物とその仲間が、 がえる。結局この件は、事件の処理が終わらぬ間に、関係者と思われる人 帰国させることで事態がうまく収束したと判断した対馬藩は、 その十年後に発覚した宝永四 元禄三年の事件で、 訳官使たっての願いにより倭館に送還されたが、 事件発覚から約一年間、 「馳走」を引き、 わずか九か月後に 朝鮮側のほとぼりが冷めるのを待ち、 同様の対処を行おうと考えていることがうか 交奸事件の取り締まりは、 (一七〇七) 年の事件において、 その結果、 あまつさえ藩主嫡子の図書発給に関する 「潜商」 一向に取り合おうとしない館守に 朝鮮からの捜査の要求に頑として 朝鮮側は訳官使の対応を行っ (密貿易) を働いたと発覚し 倭館の風紀を正 事件関係者を 犯人と目さ 続く元禄十 東莱府使 朝鮮側は ま

処分を行うという方針を取っている。 れでもなお、 極的対応によって、 てが後手に回っていると評価せざるを得ない。 つ手がない状況になって初めて最低限の対応を行うなど、 ある「一罪」(同 対馬藩は、 対馬藩に交奸という「些細な」 元禄年間の交奸事件において、一貫して朝鮮側からの要求で 一処罰) 朝鮮側からの関係者処罰の要求は苛烈さを増すが、 を拒否し、 朝鮮側との交渉においても、 関係者を帰国させたのちに水面下で 問題に対し真摯に向き合おう 度重なる事件と対馬藩の消 事件への対処全 他に打

(二<u>六</u>)

我々別而迷惑千万ニ奉存候由申聞

罷成、 候、 勝手に罷成候義計申候付、 都ヨリ之差図 故、 載被仰遣候様ニ、何とそ此段は一応御注進被成可然由色々申入候 判不被相請取候、 私申義図書之儀二被仰越候、 被下候故、 成被遣候間、 義も召捕被差渡候段ハ、即国書御取上ゲ被成候心同然之事候、 頭可被差出との御事之由被承届候付、 ニ候哉と粗様子承之候へ共、館守抔御出被成儀ニ而ハ無之候、 候古館守御代ニも、 元へ被差渡、 訳何分ニ被相心得候哉と申入候処ニ、 先頃都表へ被申越候処ニ、右申上候通ニ偏ニ国書を御取上ケ無之 夫ニ抱り馳走被引候段、 国書を御取上不被成候而も家老中ヨリ 古裁判馳走方引候様ニ都ヨリ差図之由、 御年寄中ヨリ之御書付も披見仕候ニ不及候由、 定而首尾好相済可申と珍重存候処ニ、国書をも御取上不 御年寄中ヨリ御書付も被遣候故、 ニ而候と計被申候、 図書之儀ハ御附送不被成候ハ、、其趣御返簡ニ御 源七義若対決被仰付候節ハ、 急度科ニ可申付抔と被申候付、 都ヨリ之差図ニ候間、 御返簡二交奸之儀御書込被成候二付、 其上達而申入候へハ我々義、 被仰聞候通、 左様之義、 短簡を以被申入、 我々義も段々結構二被 東菜一途二被申候故 旁ニ付而段々入組ニ 館守へも御出被成義 去々年源七義も爰 何角ハ不及申、 其節被申置 中ニ立 殊ニ源 此段両 日本之 御横目 唯

之儀御書込被成候」 受け取ったも同然の対応であり、 而迷惑千万奉存候_ 烈に批判している。 被引」くというのはあるまじき行為であるとして館守は朝鮮側の対応を痛 を代わりに発給しており、 対馬藩は礼曹書簡を受け取りこそしなかったものの、 とあり、 と溢している。 館守と朝鮮朝廷との板挟みになった両判事は 白水の倭館送還にも応じている。これは書簡を このために裁判は返簡の受け取りを拒否して この期に及んで「交奸之儀ニ抱り馳走方 さらに、 図書についての返簡に 家老中 からの書付 「我々別

> 申 候

ている。 いることが分かる。 館守は、続けざまに両判事へ以下のような返答を行っ

非申 両訳義、 段々物毎折渡り六ヶ敷義計御座候付、 候処、 役義ハたとひ呵ニ逢候とも、 成候ハ、、 是非御馳走被成候様ニと申入ニ而ハ曽而無之候、 拙者申候ハ、 付 莱被申分之内、 候様ニと被仰付候儀を、 具ニ承届罷出候様ニ、 ニ候、只今之分ニ而ハ何共難落着候間、 候而も請取可申候哉、 書之儀被仰越候御返簡ニ不預交奸之儀御書込被成候而 之節成共被仰越候様ニ有之候へハ一筋御尤之被成方共被存候へ共、 崩 共 拾 ヲ 之内四ツ五ツハ残候而申上義も多御座有候得共 訓導返答申候ハ、被仰聞候通一々御尤千万奉存候、 又々罷越候様ニと被思召候ハ、、 候、 此方ヨリ申入候趣、 其趣御書載被成、 幾度被仰聞候而も、 先刻申入候通、 是ハ御自分様へ申上候而ハ極而不宜義も折々御座候 其上ニ而致茶礼、 日本ニ而ハ左様之儀ハ非法之仕形と申候、 聊一ツとして申残候義曽而無之事候、 可申入義ハ何分ニも不申入候而ハ不叶 具ニ東莱へ得不被申達候故と存候、 交奸之儀ハ別而御書簡を以、 古裁判馳走可被引道理ニ相当り候義を、 只今御返答被申候外ハ被申入間 御耳ニ達不宜義有之候而 掛御目候節も可申談候旨申聞 又々東莱へ罷越道理立候様 幾度ニ而も罷越可申 図書之儀御附送不被 誰ニいたし 東莱へ申達 古館守帰 平生 此 入候 は無是 両訳 間 図 東

返簡 簡を以」申し入れるよう依頼していたにも関わらず 申し入れていないためであり、 前 館守 に書き込みがなされたのは、 0 樋口久米右衛門が帰国する際、 仮に両判事が 両判事が対馬の意向をきちんと東莱府 交奸に関することは 「呵ニ逢」ったとしても、 「図書之儀被仰越候 別 而

已後決而取上ケ不申候間、此旨能々相心得候様ニと訓別へ申渡ス事候、若重而館外ニ而召捕候抔と申候而ケ様之十方義共申聞候共、此旦届有之候上、死罪ニ可被申付義と存候得共、何角申論候儀も無益之置、日帳ニも書載相見へ候、無実申掛ニ相極り候ハ、、前以此方へ一共、曽而取上ケ不申候間、左様相心得候様ニと被申渡候段拙者へ被申共、曽而取上ケ不申候間、左様相心得候様ニと被申渡候段拙者へ被申

対馬は「取上ケ」ないことを心得るよう通達している。 戻すことになったが、「万一重而ケ様之不埒成義」を持ち出したとしても、を申掛」たと判断した。前館守である樋口久米右衛門の時に白水は対馬へ繰り返し、結局対決は行われなかったため、対馬側は女性が白水に「虚言白水は対決のため倭館へ送還されたが、朝鮮側は「何角不埒成」返答を

第四節 倭館における「裁判馳走」問題

うか。 では「闌」 取られた例があるが、 その責任を負い、 る裁判として、 (支給物)が引かれているという記事が『毎日記』∞上で散見される。 さらにこの間、 出。 (倭館からの無断外出) などが起こった際に、 再度倭館へ渡っていた「龍田権兵衛」に対する「馳走 朝鮮からの支給物の撤供、 対馬藩主の嫡男彦千代の 龍田はなぜ 「馳走」 の支給を中止されていたのだろ 外交儀礼の中止などの措置が 「図書」に関する交渉を務め 館守や裁判が 倭館

【宝永七年 二月】

二月七日、晴天、北東風

(中略)

へ申達候処ニ、東莱被申候ハ、其段ハ先頃ヨリ申入候通都表ヨリ之差〃訓導・仮別差申聞候ハ、先頃已来被仰聞候古裁判馳走被引候儀、東莱

図に而候故、引之候由可被申候旨申聞ル

州者致返答候ハ、 共 こと被申候、 ニ抱り古裁判馳走方引申候との義、 訓導尤と被存候ハ、、委細ニ申聞候様ニと申達候処ニ、 事 其趣対州へも申越義ニ候処、 表ヨリ如何様之訳ニ而御引被成候との義、 候而不叶儀ニ候を、 無無御座候、 右之通被申候付、 被仰聞候通承届、 東莱被仰分とも不存候、 去々年渡海訳官持渡り国書御取上不被成候付而、 我々ニ至而も古裁判之儀ハ少も愚ニ不奉存義ニ御座候得 何共難落着候、 是悲御馳走被成被下候様ニと申入義ニ無之候、 何共気毒千万奉存候由申聞 御尤ニ奉存候、 両訳承違ニ而ハ無之候哉、 唯都表ヨリ之差図ニ而被相引候との御 古裁判馳走方之儀、 都表ヨリ差図ニ候故其通申上 馳走方被引候段も、 道理を分ケ被仰聞候得ハ、 極而御引不被成 訓導返答申候 東莱被仰 別之義ニ而 右 -候様 分、

を介し東莱府に尋ねたところ、 える。これに対し、館守は次のように返答している。 でないと考えているため、この対応を申し訳なく思っている様子がうかが ためだという説明がなされている。両判事としては、龍田は少しも「愚 だと思うならば、 いる。得心がいかない館守は、 「去々年渡海訳官持渡り国書御取上不被成候付而、 館守が古裁判である龍田の 詳しく説明するように」と申し掛けたところ、 「馳走」 訓導に対し「東莱府使の言い分がもっとも 東莱府は朝廷からの指示であると返答して が引かれている理由につい 右一 件ニ抱」っていた 訓導から て、 両訳

而、唯今ニ至り交奸之儀ニ抱り馳走方被引候との義、左様有之間敷事渡、其上古館守方ヨリ委細以短簡被申入候得共、其節ハ御披見無之候首尾有之ニ付、其趣家老中ヨリ書付御渡被成、源七義も爰元へ被差拙者返答申候ハ、去々年訳官持渡り御書簡之儀、対州へ御取上難被成

達、 様二随分念を入可申候、 滞候様二被致候様二申渡候処、 追而東莱ヨリ之御返答可申上由返答仕ル 両国大切成儀ニ御座候、御双方ヨリ被仰通候趣、 右被仰聞候御口上之趣、 両訳返答ニ申候ハ、 如仰女事一件之儀 々具ニ東菜へ申 少も相違不仕候

受け取らない対馬の対応を問題視した。このため、これ以降の には白水に関する記事は見られない 四日に倭館へ到着した白水は、 連の報告を受けた東莱府使は、 国元からの指示により番を付けられてい 白水の倭館送還よりも、 礼曹書簡を 『毎日記

【九月の経過】

帰国後、 例集である『罰責』⋈の交奸の項に次のように記載がある。 九月十六日「囚人白水源七」が対馬に帰国するという記事が登場する。 白水が藩内で下された処分については、 対馬藩が編纂した判決用

○弐拾番 交奸

宝永六丑九月廿五日 町人白水源七

彼地江被差渡候得共、 為登不申様 二被仰付候間、 候、 右朝鮮之女ニ眤ミ両国之制禁を犯候由、当春渡海之訳官申出、 併□此業作不宜故名差ニも逢、 堅可申付旨申渡 親類中ヨリ田舎へ差下置、 彼方何分之存入二候哉、 両国之出入ニ及候段不届ニ付、 他国ハ不及申、 対決不申付候、 府内江も決而 実否難決 対決之為 流罪

あったためであり、 罪状の有無は定まらなかった。しかし、名指しされたのは素行に問題が これによると、 白水は倭館へ送られたが、対決が行われなかったために 結果的に両国間に軋轢をもたらしたことが不届きであ

> とあり、 るとして「流罪」となっている。 「親類中ヨリ田舎へ差下置、他国ハ不及申、 実質的には府内からの所払い。に近い措置だったと思われる。 しかし、 「流罪」 府内江も決而為登不申様 の具体的な内容として

は

【宝永七年 七月】

毎日記』に記されている。 これに対し、朝鮮側では翌年の七月に関係者の処刑が行われたことが、

七月廿七日、 晴天、 南

中略

議之節、 間、 被申付候故、 源七儀数ケ月爰元へ被召置候得共、 り候故と存、 御返答二而終二対決不被申付候、 被差越候ニ付、 御国ニても崔同知・韓僉正方ヨリ申出候付、 国法ニ被行候儀は、此方ヨリ兎角可申入様無之事候得共、右女前御詮 先比国法を背致交奸候と申女并其節致中取候部将、此弐人之者共候 訓導李僉知・別差鄭判事罷出申聞候ハ、 致参上候由申聞候付、 共、境目ニ而死罪ニ被行候義、 令之通ニ候得ハ、館守へも御届申入候様ニと之儀ニ而ハ無御座候得 御誠信之儀專被入御念候故、 坂下於一 坂下ニ而死罪ニ被申付候故為念各ヨリ被致届候との義承届 源七と申者交奸相手ニ候段申出候由ニ而館守へ被相届、 一獄斬罪ニ申付候間、 先館守代ニ源七儀ハ被差返候、其砌金正ニ被申渡候は、 則今度御国へ差返候、 先館守方ヨリ折々対決之儀被申掛候へ共、 私返答申候ハ、 一旦御届不申入置候段、 早速源七義被召捕、 其通ニ相心得候様ニと申参候、 然ハ右女源七へ虚言を申掛候ニ相 虚言申掛候ニ相極り候哉、 万一重而ケ様之不埒成義申聞 東莱ヨリ之御届ニ而ハ無之候得 唯今東莱ヨリ伝令参候処ニ、 実不実不相知義二候得 対決之為爰元へ 如何被存候故 何角不埒成 対決不 其上

理有之候ハ、、其訳ヲ委細ニ被仰聞可被下候、 候も至当之御刑法とも難存候、 ニ相心得可成候、 白ニ成候ハ、、永々流罪申付、此以後迄之定格ニ相究可申候間、 之節礼曹へ可被申入候、已上 誠信之永久成様ニと存候間、 而科ヲ犯し候者無之と申ニ而も有之間鋪候得ハ、此通ニ而ハ将来之奸 懲可申事ニ候、 乍此上右之科ヲ犯し候者、 元来貴国ニ而本国之人ニちなミ候女ヲ死刑ニ被仰付 幾重ニも宜様御相談可申入候、 刑罰之儀ハあながち惨酷ニ候得ハ、 決而死刑ニ可申付筈之道 何ニいたし候而も両国 此趣帰国 左様 重

月日 杉村頼母

大浦忠左衛門

杉村三郎左衛門

平田隼人

韓 韓 東 東 知 前

とを強調している。ともで「貴国之御法も立」よう対馬が取り計らっていることしており、あくまで「貴国之御法も立」よう対馬が取り計らっていることを決定した。しかし、「日本」においては刑を科せられる行動ではない人も一貫して無罪を主張しているため、対馬藩は白水を倭館へ送還するこの水は事件当時「麻瘡」を病んでいたと近隣の人々も供述しており、本

にうして、三月九日には訳官使の乗船が十六日に決定した。また、訳官 にうして、三月九日には訳官使の乗船が十六日に決定した。また、訳官 にうして、三月九日には訳官使の乗船が十六日に決定した。また、訳官

【四月の経過】

同(四月)四日、晴天、北東風

(中略)

国ヨリ御差図之通申付ル、委細別帳ニ記之〃去々年女事之儀ニ付、白水源七今度被差渡 □、船揚申付、番人等御

同(四月)五日、雨天、南風

(中略)

去々年女事出入ニ付、 申達候事 委細短簡二而被仰下候様二兼而可被相心得候、 申遣儀二候間、 返答東莱ヨリ被仰下候以後対決可申付候、 方ヨリ東菜へ掛御目候様ニ差越候付令進覧候、 崔同知・韓僉正方へ家老共ヨリ相渡候書付之写、 差越候、 候事ニ候へハ、 有無之儀を分明ニ不遂吟味候而ハ不叶事ニ被存、 則源七儀拷問被申付候処ニ其身誤り無之旨申談候、 依之拙者方ヨリ東莱へ申達候趣短簡を以申遂候、且亦於対州 源七申分計ニ而ハ難相止、 両訳口上ニ而被仰下候而ハ不相済事ニ候、 白水源七と申者相手之由訳官共於対州申出 勿論御返答之趣一々対州へ 爰元ニ而右之女為対決、 右之通具ニ東菜へ可被 源七対決之儀ハ、各御 今度裁判引船乗之被 別書一通、 乍然両国 御返答之趣 是又拙者 預り

四月五日

金正公

洪判事公

條へ□□□□ヨリ之申分少も違却不仕候様ニ随分念を入、双方申分不相訳ニ申渡候今度女□□科之儀ハ双方大切成事ニ而、両訳儀ハ取次事ニ書付之写一通并拙者方ヨリ東莱へ之短簡一対、両訳渡之、拙者ヨリ両書付之写一通并拙者方ヨリ東東へ之短簡一対、両訳渡之、拙者ヨリ両の右之通書付を以申渡、御年寄中ヨリ訳官崔同知・韓僉正御渡被成候御

亥半

返答之次第申上ル 候様ニと申聞候、 朝廷へ申達候道筋明キ候段、火悦至極ニ存候、 之ニ相極候得ハ、乍此上我々とても珍重奉存候、 渡被下候と之御事、 仰付候処、其身ニ誤り無之候申募候故、 出入之儀ハ朝廷ヨリ被仰付候故、 之使者二罷渡候時節、 右之通之御書付両使へ申渡候処ニ、両使返答ニ申上候ハ、今度御嘉儀 太廰 ヨリ罷帰掛ニ直ニ三 尤朝鮮言葉ニても一々御書付之趣申達、 誠ニ忝次第ニ奉存候、 不遠慮成ル儀ヲ申上候と奉存候得共、 一郎左衛門殿へ傳五郎同道仕罷出、 無是非申上候、 兼而被仰聞置候通朝鮮へ被差 源七儀朝鮮にても弥誤り無 御礼之儀ハ宜様ニ申上 然ハ源七儀厳拷問被 唯我々帰国仕候而 返答傳五郎 カクセイ 両

る。八日に書き直された礼曹への書簡の和文は次の通りである。護送されるとあり、訳官使は「朝廷へ申達候道筋」が明いたと話していへ送還されることが決定した。白水送還の際には、龍田の「裁判引船」で七日の記事によると、白水はやはり身に覚えがないと供述したために倭館白水源七は、訳官使への伝言通り三月二日から「詮議」を受けている。

之誤り無之由申詰候、 之之上□分明ニ相知レ可申と存候付、 而も可有之哉、 女ハ貴国之人石垣之外ニ而召捕候得ハ、 白水源七と申者、 信之條之儀ニ候得ハ、 其侭差置可申道理無之候、乍然厳拷問申付候而も白状不致 而厳鋪申付置候処二、 源七儀ハ其節麻瘡相煩居申申候由、 帰国之女ニちなミ候次第、 一方之申分計り承、 且亦館内 法制ヲ犯シ倫理ヲ乱リ至極不届者ニ候 へ申遣シ、一人宛遂吟味候処ニ、 此度館守方へ差送、 若ハ盗ニ入可申と存シ候事ニ 有無ヲ決可申筈も無之対決 委細被申聞承届候、 何も申候、 得と遂吟味 其身 此

付候付、 申 可 様ニとハ被思食間鋪事ニ存候、 其国之法之通ニ行可申と申道理も有之間鋪候、 ニ候得共、 と而男女之交を心まかせに致させ可申様無之候故、 以申通候処ニ、貴国ニ而大禁ニ被成儀ヲ能々乍存、 間二有之候、 ニ左ニ書伸候間、 其侭召置可申道理ニも無之候、 候得ハ、他国ニかまひ可申事ニ無御座候、 出候者ヲも死刑ニ被仰付候様ニとハ終ニ不申入候、 存知ニ而可有之と存候、 大分ニ候得ハ必定死刑ニ行候儀、 ハ日本ニ而死刑ニ行候法ニ而候候、 軽重大小有之候事、天下古今之道理ニ而候得ハ、他国之者ヲも是非ニ 日本之法ニ無之事ニ候、 前迄ハ長崎ニ而唐ヨリ罷渡候者、 之候而も曽而東武ヨリ御禁制も無之、其通被成被置事ニ候、二十年以 候と二而候、 ハ同刑難申付次第有之候、 ハ死罪ニ被仰付候由、 候様と申遣候、 候得ハ、 間 仕候処ニ、 リ琉球へ罷渡候と、松前ヨリ蝦夷島へ罷越候と対州ヨリ貴国 鋪 此方之者も同刑ニ被仰付候度被思食ニ而可有之候、 其上兼々貴国之御心ヲ体し厳ク申 死罪と申程ニハ難行候、 貴国之女ヲ死刑ニ被仰付候間、 貴国之大禁ヲ犯候者ヲ其侭ニ召置候而ハ貴国之御法も立 其内薩州・松島之人、 右之通ニ候故、 且. 御亮察可被成候、 一亦此儀ニ付、 兼而承及候、 乍然対州之儀ハ貴国迄界ヲ構へ、代々誠信ヲ 乍去此方之儀ヲ死刑ニ行候間、 其子細ハ我国之人他国へ致往来候ハ、 他国之女ニちなミ候者ヲ科行候儀、 貴国へ不申入候而不叶儀有之候、 仍是右女事仕出候者、 乍然貴国と対州之儀、 妻ヲ娶り子ヲ育シ留住いたし候者も 毎度之事ニ而候間、 琉球・蝦夷島ニ而男女交会之儀有 貴国ニ而ハ本国之人ニちなミ候女 総体其国之風俗時勢ニヨリ刑罰之 此度之女ヲも前例之通死罪ニ被仰 人参之類ニ而も潜商いたし、 此度女事仕出候者も右同 此方之者ヲも同刑ニ申 付置候主意ニも違候得ハ、 仮ハ潜商ヲいたし候者 日本之法ニ無之候 銘々其国之法式ニ 兼而嚴鋪申付候事 定而貴国ニも御 対決之上罪状明 幾久下々迄往 貴国之人参売 乍然其段 「へ罷渡 斤数 薩州 一付候

相渡、 白状、 好々思案致候得と可被申聞候 と申候分ニ而ハ何程弁ヲ立申聞候而も決而許客仕間鋪事ニ 先頃ヨリ申聞候通ニ元来道理無之儀ヲ両使迷惑ニ及候間、 了簡成り候事ニ了簡無之科ニ逢ニ申候様ニいたし度心少も無之事ニ 二而候得ハ上ニも兼々大切ニ思食候故、 迷惑二及候、 改可申候、 若ハ御国之致方不当事と存候儀も可有之候、 寄遂穿鑿候得共、 申聞候已後、 訳并両使右之書付朝廷方へ難差出と申候故、 も無之候と存候儀も可有之候、 ニ存候、 致候故、 ニ可召置道理無之筈と存候付、 程之事ニ候得ハ、 ハ、対決之為朝鮮へ差渡、 件ニ付、 遣ス事ニ候間、 々東莱へ申遣売渡無之、 少も道理ヲまげ可申筈ハ無之事ニ候間、 成り申程之事ニ候ハ、幾重ニも宜様ニ申付ルニ而可有之候、 然ハ両使右之真文持渡候而も、 類船ニ而差渡ス首尾ニ成候而も書直シ候、真文一通ハ両使方へ 罪軽重之相談右之科人差渡候時一度不申入候而ハ不叶儀と存 通 乍然朝鮮と日本とハ風俗も違イ、 御国ヨリ之致方誠信之道ニおいてハ此方無残所丁寧之仕方 且又両使心入二此儀ハ尤二ハ存候共、 ハ写ヲ東莱へ遣ス事ニ候、 早速朝鮮へ申遣シ、同宿并隣端之者一人宛、 ケ様々々ニ被成被下候得ハ、 定而科人ニ其紛有之間鋪候、 衆口同辞ニ不存之由申出候、然乍礼曹ヨリ被仰越候 左様ニ相心得候様ニと可被申聞候、 罪状明白ニ成候ハ、相当之科被仰付候様可 快ク埒明候様ニ可致候、 是又訳官之儀ハ両国之事ヲ取扱申役人 御忌明拷問申付、 以 亦は不持越候而も、 右科人之儀ニ付、 此度之仕形不届と存候而も 対州之道理も立、 元来義理無窮者ニ候得ハ、 両使申分尤と存候ハ、相 左様之儀ハ無遠慮可申聞 直ニ東莱へ遣シ候訳、 誠信之際ケ様之儀其侭 此通ニ被成而ハ両 其上ニも不及白状候 若又右之科人不致 総体此度女事之 先頃短簡ヲ以 写一通ハ東莱 一候間 横目方へ食 相止候様こ 両使難儀 乍然 両 使

一月日 年寄中

裁判

対馬藩は、ここでようやく訳官使の希望通り白水の白状の有無に関わらなれるとしても、死罪とならないよう細心の注意を払っていることが分かで対馬と訳官使双方の体面を保つ解決策を探っており、白水が倭館へ送還の口書には「衆口同辞ニ不存之」であったことが記されているが、その上の工書には「衆口同辞ニ不存之」であったことが記されているが、その上がある。

(三月) 二日

同

(中略)

白水源七儀、今日ヨリ終日夜ニ掛御詮議有之由

同 (三月) 七日

三郎左衛門殿ヨリ罷出候様ニ被仰下候ニ付、 而佐須奈関所迄遣置、 依之館守方へ差送、猶々遂吟味其上ニ而為致対決ニ候様ニと存、 白水源七儀、 勢傳五郎同道仕ル、 申渡候様ニと之御事ニ付、 依之両訳へ被仰渡候御書付 儀拷問被仰付候得共、 此旨訳官共へ可被仰聞候、 厳鋪拷問申付候得共白状不致、 御書付之案爰ニ記之 訳官共帰帆之節、 其身誤り無之候由申候ニ付、 及暮ニ太廰へ罷出候而両使へ申渡ス、 一通御渡シ被成候之旨、 且亦先頃之真文近日書改相附可 裁判引船二乗七為致渡海可申 致仕公候処二、白水源七 其身誤り無之由申 太廰へ罷出両使へ 朝鮮へ被差渡候、 先達 詰 申

左様相心得居候得と可被申聞候、

已上

(10)

聞かせると返答している。で、、よく思案するよう求めており、崔同知はこの日の夜に軍官たちへ言

記載はないものの、翌二十三日のものと思われる記事が次の通りである。この日、崔同知は通詞の二人に、「明朝」の訪問を求めている。日付の

今朝、 不存候、 然候、 候様二可仕候由、 候、 当り可仕様無之候故ニ、例之おどしニ而とやかくと申ニて可有之と存 鋪と存候、 候得ハ、 目前ニ候間、 通之節無調法之仕形有之候而 何も落着之由 知我々ニ申候ニも、 問、 御了簡之趣申聞候処二、 別而軍官中之越度罷成ル事ニて無之と崔同知軍官中へ申渡候ニ付、 左様相心得候様ニと申聞候ニ付、 併不慮成仕形仕候儀も可有之と存候、 若落着候ハ、早々被申聞候、 好 傳五郎・弥左衛門罷出申聞候ハ、 其儀も合点仕居候と崔同知申候由、 此度之儀無調法罷成候得共、 々御聞合可被申聞候、 此度両様之願申上置候得共、 左様ニ相心得能々了簡可有之由、 両通詞へ申聞候時、 両人へ申聞候得ハ、傳五郎・弥左衛門申候ハ、崔同 軍官共不了簡之儀ヲすゝめ申候得共、 軍官へ夜前得と申聞候処ニ、 実否之儀其内三郎左衛門殿へ粗申上置 御駕籠廻り之衆不関打捨ニ被致候儀 傳五郎・弥左衛門申候ハ、 崔同知へ能合点候へハ別条有之間 乍此上各無油断教訓被致候而 崔同知一 昨日太廰へ罷出候而、 両訳心ニ不申御返答ニ付、 左様候而ハ至而大切成事ニ 両 傳五郎・弥左衛門申 人之無調法ニ而候、 人拙子へ申聞 何も落着申候 私ニハ同 万一御 崔同知 差

捨」となるに違いないと崔同知へも申し含めている。
収束している。もしも「御通り」の際にこのような無調法があれば、「打が、これは崔同知の「越度」になると軍官たちへよく言い聞かせ、事態は今回のことは、崔同知の知らぬ間に軍官たちが進めていた話ではある

今 し付けられている。 は 13 二十九日には、 ·回の訳官使が複数の問題を持ち込んでいたためか、「斛枡一件」のため 翌二十四日の記事を見ると、この話は三郎左衛門の耳にも入っている。 「殿様御乗船被遊候節、 「御駕籠にすかり可申」となっているが、これを防ぐため、二十六日に 晦日に訳官使へ伝えられた。 対馬藩で事件について動きがあり、 同日、 藩主は無事に乗船し、二十八日に出船した。 太廰之内ヨリ壱人も外へ不罷出様ニ」と堅く申 以下がその内容である。 家老から裁判を介

之候、 渡候御書付案爰記之 申達シ、 両使へ申達候ハ、 両訳之返答二被仰下候趣奉承候、 之御事ニ候間、 日ヨリ科人拷問被仰付候、 人白状仕候而も白状不仕候而も、 請取候而御屋鋪へ致持参、 御請之儀ハ宜様申上候様ニ申聞ケ、 尤御書付読聞セ、 只今差返シ、拙子へ被相渡候得と之儀ニ候由口上ニ而 御年寄中被仰候、 其上両通詞朝鮮言葉ニ移し申入候得処ニ、 然ハ先頃遣シ被置候 三郎左衛門殿へ差上ル、 とかく幾重ニも御断申上ヨリ外ハ無 其所ヲ口書改被成候而御渡可被成と 先頃ヨリ被仰渡置候通、 其上二而請取置候短簡差返 図り 氏之短簡之儀、 今日両訳 弥来月二 へ申

口上覚

通 事ニ候故、 知レ候とか、又ハ拷問致候而も実状相知レ不申とか、其趣ヲ書加 未得実情と有之候、 先頃訳官両使へ相渡候女事之真文請取此方へ可被差返候、 翰 人致白状候ハ、、 両使 弥右之書付両使方ヨリハ朝廷方へ難差出存ニ而可有之候間, 殿様御披見不被成訳白状候上ハ対決ニ不及候故、 へ相渡候真文ヲ別紙写、 右之真文差返候様ニと被申達、 朝鮮へ差渡ニ不及候と申渡候ハ、、 御忌明拷問いたし候ハ、拷問之上白状致シ実状相 此方ヨリ直ニ東莱へ遣礼曹ヨリ之御書 其上ニ而可被申ハ、 右之科人不差渡 定而先頃 此真文ニハ 右之科 其節 崩 へ申

付、通詞両人得と申含傳五郎・弥左衛門ヲ以太廰へ申遣ス用無之候間、太廰へ罷出ニ不及事之由三郎左衛門殿委細被仰聞候こ

た。 (で得」と指示されている。この内容は、通詞を介して訳官使へ届けられ を新たな乗船予定日としていたが、訳官使の都合を勘案し「心次第ニ被仕 を新たな乗船予定日としていたが、訳官使の都合を勘案し「心次第ニ被仕 が江戸への弔問のため乗船するという知らせを受けた。さらに、二十二日 十八日、三郎左衛門に呼び出された龍田は、翌日が晴天であれば、藩主

我々儀御跡引残之儀、 右之趣両人之通詞両訳へ申達、尤裁判ヨリ之口上ニ仕候而申渡ス、 承候共、 申事ニ無御座候、 仰付候而ハ、幾重ニも御理申上ルヨリ外無御座候、 後両通詞両訳と論談之内、 罷帰候由申聞 付候、 - 候ニ申上候由、 随分白状仕候様ニ拷問ヲ被仰付之由両訳へ傳五郎・弥左衛門申達 其上ニ而御吟味次第ニ被仰付被下候得ハ、 我々申分立申事二候、 万一白状不仕候ハ、、 傳五郎口上ニ而 科人拷問之上ニ而白状仕候而も不仕候而も和館へ被 至極迷惑成ル儀共奉存候、 両訳申候ハ、 偏二御理申上候間、 兼而被仰聞置候様ニ和館へ可被差渡 一々申聞ル、 廿二日前二殿様御乗船被遊 尤来月二日ヨリ拷問被 持渡之書簡之御返事不 併両様之内一方不被 御聞分ケ被成可被 滞留之儀曽而望ニ 其

吟味を行うよう求めているが、対馬藩はあくまで方針を変更するつもりはとしているが、訳官使は白状の有無にかかわらず倭館へ送還し、その上で対馬藩は忌明けの後、白水が白状しない場合に限って倭館への送還を行うることを「至極迷惑成ル儀共奉存」、申し訳なく思っていることが分かる。訳官使は、藩主が江戸へ向けて出発するにも関わらず、引き続き滞留す

ないとしている。

(三月) 廿一日

同

間、 候ニ付、 今朝傳五郎・弥左衛門罷出申聞候ハ、 通り申聞 物も此節ハ不入事ニ而可有之候、 候、 可 立候儀ヲ得と納得不仕候故、崔同知分別此場ニ而可有之候、 ニ罷成候而ハ、 傳五郎・弥左衛門罷出くれ候様ニと申候由、 申出候付、 節、 可 候、 何被仰付御事候哉と申候故、 申 候得と申候得ハ、 - 候ハ、 申候、 有之候と挨拶仕候由、 科人拷問被仰付候上二而 崔同知深ク遠慮可被仕事ニ而候由、 乍此上各被罷出候ハ、、致納得候様仕度事ニ而候、 今一応承合セ拙子へ可被申達候、 乗船之儀ハ心次第ニと此程被仰出候得ハ、 □氏之儀ニ付持渡之書翰、 私返答ニ申候ハ、 殿様御乗船被遊ル筈候様二承り申候、 実否之所不分明候二付、 此儀至而大切千万成ル事ニ而候間、 崔同知首尾十分不宜候、 何程致合点候、 然処ニ軍官共罷出申聞候ハ、 此儀至而太切成ル事ニ而候、 両通詞申候ハ、各乗船之儀ハ来月二日 如何様共相知可申、 御通り之節差上ケ可申候由、 今晩軍官中へ得と可申聞候間 御叱りヲ蒙り被居候同前之儀ニ候得 承り之侭ヲ三郎左衛門殿へハ難申 昨日太廰へ罷出候処ニ、崔同 其上ニ而三郎左衛門殿御耳ニ入 思案可有之事と存候、 傳五郎・弥左衛門へも心入之 両人拙子へ右之段々申聞 唯今之通二被仕居候 崔同知能々思案仕くれ 就夫我々乗船之儀 暫ク間も有之事ニ 御乗船被 畢竟御行列見 若左様之首尾 為念候 道理之 \Box 明朝 マニ 遊 而 知

たという。通詞らは崔同知に対し、「此儀至而大切千万成ル事」であるの書簡を、乗船時の藩主の「御通り」の時に差し出すべきだと口々に申し出しかし、二十一日には、対馬藩の態度に業を煮やした軍官たちは、礼曹

へ書付を送っている。 覚悟である。これを受け、家老たちは翌日の十五日に龍田を介して訳官使は、たとえ対馬で「相果候迚も」生きて朝鮮へ帰ることはできないという

ニ候、 訳官共申分二女事之書翰受取御返翰被遣候歟、其身共帰国之便右之科 申付候迄差控可申と申候ハ、、 リ之返事ヲ相待候而科ニ可申付候、 残り候段先規無之如何鋪事ニ候得共、 送り右之女と対決いたさせ罪科ヲ定申筈ニ候間、 寄中以連書申聞候真文之趣、 明候而拷問申付、 真文礼曹へ差出候ハ、、其身共科ニ遭可申道理決而無之候、 上 文ニ分明ニ致白状、 而罷帰度存シ儀候ハ、、御忌明候迄相待可申候、 共申分ヲ聞届、 候処ニ、毛頭聞入不申候段、至極不届之事ニ候、 并科人之儀、 科人ニ遭候段、 人致類船歟、 元来右之科人御忌明候已後遂拷問、 朝鮮へ差渡対決致ニ不及事ニ候間、 類船二而可送越候、 仮令一月二 日本国大喪之砌ニ候故、 右両様之内致シくれ候得、 至極迷惑存候旨致書載差出之候、 弥其科ヲ正可申之旨、 一月及延引候而科二遭可申道理猶又無之候、 当所ニ而白状不致候得ハ、弥対決之為彼地へ差渡事 罪科難遁之旨書加へ訳官へ可相渡候、 若も分明ニ致白状候ハ、、先頃相渡置候真 疑心ヲ加へ候事と相見無礼不側之至ニ 其身共心次第仕候様二可被申渡候、 此旨訳官共へ被申渡、 早速拷問難申付之旨委細被申渡 不顧事理無体ニ右之科人類船ニ 真文ニ認相渡たる事ニ候、 左無之候而ハ、 白状不致候得候、 真文ニ令書載候通、 拷問之上白状不致候 右之科人之儀、 書翰御受取難被成訳 訳官共御出船跡ニ引 帰国之後必定 御忌明拷問 勿論白状之 朝廷へ差 其上御忌 畢竟ハ年 礼曹ヨ 訳官 右之

二月十五日 年寄中

裁判

ている。 し合いは深夜にまで及んでおり、 白状した場合には礼曹からの指示を待って処分を行うという。この日の話 忌明けに拷問を行い、 出せば訳官使が落度を問われることはないだろうと反論している。 しており、礼曹への書簡には えない状況であるのを、 家老たちは、 日本は将軍死去による「大喪」であり、 白状しなかった場合には倭館へ送るとしているが、 「毛頭聞入不申」態度で臨む訳官使を批判的に記 「科ヲ正可申之旨」とあるため、これを差し 龍田は翌日に三郎左衛門への報告を行 白水への拷問 白水は が行

(三月) 十八日

同

三郎左衛門殿ヨリ 事ニ無之候間、 二而 申責ヲ被仰付事ニ候得ハ、 候而 其訳被仰下候ハ、被差渡、 法之通二被差渡間鋪候、 ひ申共滞留可仕と申候間、二年ニ而も三年ニ而も心次第ニ滞留仕 日晴天ニ候得ハ御乗船被遊ル御事候、 左衛門同道仕り、 是非科人召連帰国不仕候而ハ不罷成候、然は御当地ニ而譬命ヲ失 来月二日ヨリ御精進日ヲも御構イ無之、 御返答書二有之候様二科人拷問被仰付候而、 御案内も可被仰上と之御事候、 ハ先様逗留之日数も有之事候間、 右之趣ハ裁判方ヨリ通詞ヲ以両訳へ申達候、 三郎左衛門殿御宅へ罷出候処ニ被仰渡候ハ、 通詞両人罷出候様被仰下二付、 併御返答書ニ有之候様ニ、 何分ニも可被行候、 俄ニ埒明申、 此方ヨリ急度御返事被遊ル首尾之 心次第二被仕候得、 今度(閻力) 間鋪候首尾ニヨリ候ハ、東武 水責・木馬貫・駿河責と 且又廿二日二被致乗船 氏之儀付両使不顧事理 白状仕候ハ 今四ツ時傳五郎 礼曹ヨリ道理立 御忌明キ候 尤裁判御 殿様明 日 弥

入ヲ以各々得と合点被致候様ニ申渡候得と之御事也文之内ニも相見へ候得共、右之次第分明ニハ認かたき事候故、拙子心ニ成候事と何も僉議相究、御書簡ヲ見可申共も不被申候、此趣少ハ真も禁令ヲきびしく致候得ハ、貴国之法も立、日本ニも障り不申、無事

る。 申し含めている。 ために死罪にするのだろうかという疑いを招くことになる、という文言を 柄となって百年が経つにもかかわらず、 を死罪にすることが「公儀」の知るところとなれば、 取れば将軍へ報告しなければならなくなる。さらに、 を書簡に認めて対馬に送るというのは前代未聞のことであり、これを受け あると最後に断っており、 口上の内容は書簡と重複する部分もあるが、 さらに、 白水源七の処置については次のように説明があ 書簡の中にはない、 未だに日本を敵国と見なしている 交奸という「鎖細」な問題 「分明ニハ認かたき事」 もしも朝鮮側が犯人 両国が 「誠信」の間

真文之趣礼曹へ被致伝達候ハ、、否之御返答可有之候間、 致候ハ、、 唯今日本国大喪之砌二候故、 有之と之御事也 人流罪之儀も只今迄之通先牢舎申付置、 [導・別差ヨリ口上書ヲ以館守迄可申達候、 右申候通此方処置も難致、 其内様子ニヨリ朝鮮ニ差送り、 拷問等も厳ク難申付候、 且ハ朝鮮之為ニ成不申候、 御返答承候迄ハ相待可申候 右之女と対決為致候事も可 亦々書簡ニ而被申越而 弥分明ニ白状被 其趣当役之 扨は右之科

水が白状すれば、頃合いを見計らって朝鮮に送り、女性と対決させることによる「大喪」のために厳しい拷問などは行うことができないでいる。白これによると、白水は現在「牢舎」を仰せ付けられているが、将軍死去

ていた通詞二名もこれに同意している。被差渡候と御座候処ニ、両訳快ク不存候様ニ相見へ申候」とあり、同席し郎左衛門のもとへ出向いている。この時の報告を見ると、「科人朝鮮へ不も可能であると伝え、その他の問題について話し合った後、龍田は杉村三

翌日、十五日に渡す礼曹への書簡の準備が行われているが、訳官使は乗翌日、十五日に渡す礼曹への書簡の準備が行われているが、訳官使は乗翌日、十五日に渡す礼曹への書簡の準備が行われているが、訳官使は乗

罷成ル 以上 差渡、 被成、 存 誠信之道ヲ以申候而も書翰御受取不被成、 は、 我々共罷帰決而朝廷へ難申上事ニ而御座候、 御返事致拝見候、 而 ハ、、我々十分難儀之段御了簡可有御座候事と存候、 人ヨリ之咎、 メ不被下候而ハ、 主人ヨリ之書状ヲ相届不申、 我々之自由ニ可被成事ニ而無御座候、 御書付之心持ヲ以申達、 館守ヨリ被致吟味候様ニ被仰付候か、 御返事被遣候様、 事ニ御座候、 如何程ニ可有御座候哉、 我々仮令御国ニ而相果候迚も、 委細ニ被仰聞候趣委ク承届候、 千万難儀之事勢御量察被下候ハ、、 左も無之候ハ、右之科人我々一度ニ和館 又々御返事申入候様ニと之儀不存寄事ニ 亦ハ其返事ヲ受取不申罷帰候而 我々身二御成り被成御覧被下候 願ハ先例之通御書簡御受取 御返答不被成候段不宜事二 総体他国へ使者ニ罷越 此両様之内何二成共御 生而本国へ帰候儀不 乍然此御書付之趣、 我々儀 **忝可奉存候** い扨置、 へ被 ハ主

訳官使は、礼曹書簡の受け取りと白水の送還のどちらもなされない時に

(二六)

候、 刑ニ可申 行候間、 し候而も両国誠信之永久成様ニと存候間、 通ニ而も将来之奸ヲ懲シ可申事ニ而侯、 かち参酷ニ候得ハ重而科ヲ犯候者無之と申ニ而も有之間鋪候得ハ、 なミ候女ヲ死刑ニ被仰付候も至当之御刑法とも難存候、 格二相究可申候間、 仕出候者対決之上罪状明白ニ成候ハ、永々流罪ニ申付、 付置候主意ニも違候得ハ、 置候而ハ、 州之儀、 女事仕出候者も同刑ニ申付候様ニ被思食間鋪事と存候、 此趣帰国之節礼曹へ可被申入候、 銘々其国之法式ニ候得ハ、他国ニかまひ可申事ニ無御座候、 定而貴国ニも御存知ニ而可有之と存候、 幾久下々迄往来可仕処ニ、貴国之大禁ヲ犯シ候者ヲ其侭ニ差 貴国之人参売出候者ヲも死刑ニ被仰付候様ニとハ終不申入 付筈之道理有之候ハ、其訳ヲ委細ニ被仰聞可被下候、 貴国之御法も立申間鋪、 左様ニ御心得可成候、 其侭ニ■置可申道理も無之候、 其上兼々貴国之御心ヲ体シ厳ク申 以上 乍此上右之科ヲ犯候者決而 幾重ニも宜鋪御相談可申入 元来貴国ニ而日本之人ニち 乍去此方之者ヲ死刑 此以後迄之定 刑罰之儀あな 乍然貴国と対 仍是右女事 何いた 此

月日 杉村頼母

樋口佐左衛門

大浦忠左衛門

杉村三郎左衛門

田直右衛門

-田隼人

崔同知

韓僉正前

係を鑑みた結果、 対馬藩は、 異国の女性との交情を裁く法は日本にはないが、 「流罪」という処罰を下した。長崎では唐人屋敷が完成 朝鮮との関

> ている。 だが、 もなお、 罰を科す以上、 を娶り子供を儲ける者もままあった♡。また、現在の朝鮮では交奸は死罪 するまで、 !の人間を朝鮮の法に倣って処罰する道理はないとしている。 国や時勢によって処罰の軽重は変動するものであり、 死罪にすべき道理があるならば詳しく聞かせるようにと申し入れ 訪日した中国人は長崎市中に散宿しており、 将来の交奸を未然に防ぐことにはなるはずであり、それで 中には日本人女性 他国である対 流罪という

馬

使に対し口上を行っている。 家老たちから書簡を預かった龍田は、 その内容は以下の通りである。 通詞とともに大廰へ出向 き

裁判龍田権兵衛、 口上ニ而両訳へ為申聞候

何ニ候と緊防被致候事ニ候哉、 存居候底意有之候故、 ę, 以被仰聞候先例も無之、其上右之書翰ヲ此方へ請取候而ハ、 然右之事のミにても無之、古来ヨリケ様之鎖細成事ニ朝鮮ヨリ書簡ヲ 之書簡ヲ兼帯いたし候事、 通 今度被持渡候礼曹之御書翰被差出候儀如何二候段、 有候而 信使罷越候節も武具迄被遣候程之儀ニ候所、 ニてケ様ニ我国之人ちなミ候女ヲ極刑ニ被申付候ハ如何様之訳ニ而 行候儀、 へ不差出候而ハ相叶不申候所、 大害も無之筈ニ候間、 誠信以来最早百年ニ及候得とも、 新規ニ其法ヲ御立被成候儀は容易ニ埒明申事ニ而無之、 ケ様之慶事之使者ニ被被差渡候ニ、 日本ニ而無之事故、 至極気毒成儀ニて、 男女相ちなミ、 琉球・蝦夷同前ニ被致候様ニ申談候得など、 如何二候故、 弥貴国ヨリ之申分ヲ御尤と被思食候 畢竟対州之心ヲ以科人ヲ正シ、 日本ヨリハ一国之様ニ被思食、 元来他国之女ニちなミ候とて厳科ニ被 国内之陰事にても漏シ候而 彼国ヨリハ尓今我国ヲ敵国と被 人ヲ死刑ニ行候なと、申不吉 其段申入度ル事ニ而 右之ことく有之候か、 朝鮮ニても申 万 早速公儀 向後迚 一朝鮮 ハ如 又 而

同(二月)五日、晴天、北東風

(中略)

一昨日致下乗候由ニ而鰐浦ヨリ之飛船、 右飛船ニ朝鮮御支配ヨリ之御状来ル、意趣は去々年爰元ニ而女事出入 第 春田源五兵衛召寄、 様二被仰越候付、 爰元ニ而之次第并源七同宿之者、 書付御年寄中へ申上候付、 有之節、 口書等別帳ニ記之 白水源七義相手之由、 則老頭箕原多七 夫々口書致させ被差出候様ニ申渡ス、 則源七儀被召捕、 於御国元訳官崔同知・韓僉正方ヨリ以 其外近所之面々遂吟味、 ・加嶋久吉、 今未下刻廻着仕 籠舎被仰付置候而、 御徒目付福嶋源兵衛 委細申上候 吟味之次

同(二月)十二日、晴天、北東風

(中略)

門ニ相渡ス候次第之帳面入油紙包箱壱、鰐浦御関所へ之書状二通、川内宇佐右衛候次第之帳面入油紙包箱壱、鰐浦御関所へ之書状二通、川内宇佐右衛が朝鮮御支配へ之書状并白水源七御詮儀ニ付、爰元にて何も口上書為致

ている。 た者の調査が行われることとなった。口上書はすぐさま対馬藩へと送られた者の調査が行われることとなった。口上書はすぐさま対馬藩へと送られこうして、事件から一年以上が経過して初めて、白水と同宿・近所だっ

書きを、家老が連名で書簡に認め、訳官使に提出している。その内容を見い、と主張する訳官使に対し、龍田は十四・五日には返簡を渡すとして、交奸事件と「斛枡一件」□に対する返答がなくては乗船することができな交奸事件と「斛枡一件」□に対する返答がなくては乗船することができな「十五日・十六日・十八日之内乗船仕候様ニ」との指示がなされている。一方、藩主が弔問のため江戸に向かうとして、二月七日には訳官使も

てみよう。

(二月) 十三日

中略

同

候、得と致拝見存寄御座候ハ、明日可申上之由申聞ル右之真文太廰へ持参仕候而、両訳へ相渡候処ニ、御返答之真文相達申

右短翰之和文

/ 白水源七と申者、 候、 風 故、 存日本之法ニ無之候而、 界ニ構へ、代々誠信ヲ以申通所ニ、貴国ニ而大禁ニ被成候儀ヲ能々乍 者ヲ科ニ行候儀、元来日本之法ニ無之事ニ候、 シ留住いたし候者も間々有之候、 被置事ニ候、二十年前迄ハ長崎ニ而唐ヨリ罷渡候者、 対州ヨリ貴国へ罷渡候とニ而候、 国へ致往来候ハ、 度之女ヲも前例之通死罪ニ被仰付、 国ニ而ハ本国之人ニちなミ候女ハ死罪ニ被仰付候由、 其侭差置可申様無之、実状ハ未相知候得共、早速入牢申付候、 而厳鋪申付置候処ニ、法制ヲ犯し、 ニ而も潜商いたし、斤数大分ニ候得ハ必定死刑ニ行候儀、 ニ而男女交会之儀有之候而も曽而東武ヨリ御禁制も無之、其通ニ罷成 ニ而可有之候、 俗時勢ニヨリ刑罰之軽重大小有之候事、 仮ニ潜商ヲいたし候者ハ日本ニ而死罪ニ行候法ニ而候、 他国之者ヲも是非ニ其国之法之通ニ行可申と申道理も有之間鋪 兼而厳鋪申付候事ニ候得共、死罪と申程ニハ難行候、総体其国之 乍然其段ハ同刑ニ難申付次第有之候、其子細我国人他 薩州ヨリ琉球へ罷渡候と松前ヨリ蝦夷嶋へ罷越候と 貴国之女ニちなミ次第委細被申聞承届候、 男女之交ヲ心まかせニ致させ可申様無之候 右之通ニ候故、 其内薩州・松前之人、 此方之者も同刑ニ被仰付度被思食 倫理を乱シ、 天下古今之道理ニ而候得 乍然対州之儀ハ貴国と 至極不届成者候得ハ 他国之女ニちなミ候 妻ヲ娶り子を育 兼而承及候、 琉球・ 毎度之事ニ 此 人参之類 · 蝦夷嶋 就夫貴 儀 ハ兼 此

したのかを訳官使に書き付けさせ、提出するようにと命じている。いることが分かる。そこで、三郎左衛門は龍田に対し、十月の何日に入館二十二日の記事を見ると、捕らえられた白水は身に覚えがないと話して

同(正月) 廿五日

)通りである。 二十五日に通詞の嘉勢傳五郎を介して提出された「証文」の和文は以下

節被捕候段白状致候、然上ハ科人も可申逃様無之存候書之内ニ十月十一月之間両度致入館、三度目夜中石垣ヲ越可申と存候丁亥十一月廿八日招キ入可申と致候処ヲ番之者ヨリ被捕候、右之女口右之科人館内江出入いたし候儀、幾度と申数も無之事ニ候処ニ、

これと前後して対馬にある知らせがもたらされた。いたとある。この証言があるからには、「科人も可申逃様無之」とあるが、これを見ると、女性は捕まる以前にも二度にわたって倭館へ出入りして

【二月の経過】

藩主は弔問のため江戸へ向かうこととなった。去したという知らせであった。二月三日には訳官使にも訃報が伝えられ、一月二十四日に龍田へ届けられたのは、一月十日に五代将軍・綱吉が逝

(三月) 三日

同

(中略)

之ニ付、 書付猶更御年寄中へ差出ス 段々三郎左衛門殿へ申上候、 様ニ御返答被成被下候へかしと、崔同知心入之趣蜜ニ申聞候、 趣ニ付而御返答被成候得ハ、 唢 候得ハ、御書翰之趣ヲ口上書之真文差上候、尤御年寄中御聞届被成候 頃可差出と申上候へハ、か様之儀ニ付終ニ朝廷ヨリ書簡被差越候例無 両訳申入候ハ、 付御取上ケ不被成候、 其御返答ヲ被仰聞候節、 差出候事無用ニ仕候得、 □氏之儀ニ付、朝廷ヨリ之御書翰被差渡候ニ付、 御書翰之趣口上書二仕候而差出候故、 御書翰ヲ御披見被遊候同前ニ候と有之候 朝廷ヨリ之書翰之儀ハ無拠儀可有之候ニ 尤粛拝之願并カクセイ之儀ハ、 是非此一件之儀不申上候而不叶 翌三日以 口上書之 右之 先

候様ニ御返答被成被下候へ」と内談を行っている。るため、口上書に対して返答し、「御書翰ヲ御披見被遊候同前ニ候と有之が分かる。これに対し訳官使は、書簡の内容を口上書として差し出してい三日の記事を見ると、対馬藩は礼曹書簡を受け取らない方針であること

が確認できる。ことであった。『毎日記』®をみると、対馬船が五日に倭館に到着したことことであった。『毎日記』®をみると、対馬船が五日に倭館に到着したことところで、対馬藩での騒ぎが倭館へ伝わったのは、二月に入ってからの

存候、 早速御返答被仰聞、 間 得と仕舞不申候内一所ニ差出候段、 向後共二厳鋪相立候様ニ被成候ハ、万々大慶ニ可奉存候、 心持ヲ書付、 細不申入候而も御推量も可有之と奉存候、 様二被申候哉、 御座候間、 様二可申達之旨被申付候得共、 後之様子ヲ書伸、 答も不承候而、 存候処ニ、裁判被申聞は、 古今不易之理ニ而御座候、 心底ヲ申通シ候事ニ候得ハ、書翰ヲ招候様ニとも有之間鋪事ニ被 其後如何様と成り共いたし候得之由被申候、尤如何様之訳ニ而 他邦へ使者相勤候者ハ被申付候趣ヲ先申達、 先右之段口上書を以申入、 兼而御相談之資と奉存候差出候、得と此趣御了簡被成 得と合点も不仕候得共総体交隣之道ハ書簡ヲ往復いた 我々帰国之節、 右之書簡此度一所ニ差出之、科人ヲ同罪ニ被仰付候 右之科人ヲも法之通ニ御正シ被成、 右之書簡差出候而ハ貴島ニ殊外さわり候事 返事可申様も無之十分致難儀候段、 若も書簡ヲ差出し候事も不罷成、 此度御慶御使者二罷渡候而 如何存中宴席之節差出シ可申と奉 委細御論談之上御返答可有之候 先礼曹ヨリ被申越候書翰之 返事ヲ取罷帰 両国之法禁 以上 御慶之儀 御返 委

己丑正月日 崔同知印

韓僉正印

ので、 る。 之道」は書簡のやり取りによって「心底ヲ申通シ候事」で成り立っている 申候内一所ニ差出候段、 状しており、この二人と日本人を対決させ、 で書簡を渡そうと思い立ったという事情が説明され、 へ伝えたが、 口上書によると、館外で捕まった朝鮮人の男女はすでに事件の詳細を白 渡海訳官使は礼曹の書簡を持ち込んだものの、「御慶之儀得と仕舞不 早々に返答を聞かせるように、と締めくくられている。 館守はそれを承諾せず今に至っていることが述べられてい 如何存」じたため、 祝事がひと段落ついた中宴席 同罪 (死罪)にするよう館守 対馬と朝鮮の

伝えるよう指示されている。 翌日、龍田は三郎左衛門に呼び出され、次の書付の内容を渡海訳官使へ

同(正月)十七日

驚入候、 今朝三郎左衛門殿へ拙子被召寄、 間 可差置道理無之、早速召捕ニ遣之、 白水源七と申者犯奸いたし候由、 ヲ以両使へ申達候様ニと被仰付ル、 右之書付之趣承届候段、 厳鋪制禁申付置候処ニ、 先両訳江可申聞候、 両訳書付ヲ以申聞候趣、 法ヲ犯シ候由名差シ有之上ハ其侭ニ 御書付一通御渡被成候、 則御書付之趣爰記ス 追而遂吟味申委細両訳へ可申 以上 初而 此趣ヲ口 令承 知

正月十六日

へ罷下居候ニ付、早速捕ニ被遣之候、已上此御書付請取太廰へ罷出、両訳へ口上ニ而右之趣申達ス、尤源七儀田

同(正月)十九日

(中略)

白水源七儀、昨日召捕致上府候段、尤籠舎被仰付候儀両訳へ申届ル

には府中で籠舎を仰せ付けられた。白水は一月十八日に捕らえられ、翌日白水を捕縛する手筈を整えている。白水は一月十八日に捕らえられ、翌日家老たちは、名指しされた人物が「白水源七」だと判明すると、直ちに

同(正月)廿二日

(中略

十月之儀曽而其身不存候由承候、然ハ十月何日~~二入館仕候と申御屋鋪へ拙子被召寄、三郎左衛門殿被仰聞候ハ、白水源七儀、去々年

(1)

示を行っており、夜には龍田と崔同知との間で相談が行われた。れるのは前代未聞であるため、書簡を口上書に認め直し提出させるよう指

聞ル、 承申候、 突可被差出候、 下候而、 以テ申達候得ハ、 ハ苦ル間敷哉と存候、 上書ヲ被致候而被差出候ハ、差上候様ニ可致候、 決定之上二而之儀ニ候ハ、、 不申上候而ハ身分立かね、 候ハ、内談申度儀有之間、 右之通之御書付ヲ請取之、 挨拶仕ル 命も無之と申物成行可申候得ハ、 **兎角此度申上二而可有御座候由申聞候付、** 候而物語仕候後、 右之科人名、 申分之道筋立候様二御取持可被下由申候二付、 愈口上書二仕候而差出可申候、 左様ニ無之候而ハ不遠慮ニ可有之候由申入候得ハ委細 崔同知申候は、 朝廷ヨリ之御書翰之内ニ有之由承り候故、 尤被差出候節、 崔同知申出候ハ朝鮮表ニ而申入候カクセイ之 帰国仕候節朝廷方へ之申分ケ無之時ハ我 近日罷出くれ候様ニ申聞候ニ付□と存候 今夜ニ入太廰へ罷出ル、 取次申間鋪共府被申候間、 被仰聞候一々承知仕候、 難儀千万ニ存候、 科人之名ハ別紙書付封シ印判ヲ 科人名別紙ニ書付可申之由 私返答右御書付之趣ヲ 口上書ヲ被差出候分 尤此程崔同 此段御聞分ケ被 御書簡之趣口 拙子返答二各 此一件之儀 .知申 聞

印をして差し出すよう求めている。

話し合いを行ったところ、崔同知は書簡を口上書に認め直して提出する話し合いを行ったところ、崔同知は書簡を口上書に認め直して提出する話し合いを行ったところ、崔同知は書簡を口上書に認め直して提出する話し合いを行ったところ、崔同知は書簡を口上書に認め直して提出する

(正月) 十六日

同

佐左衛門殿・頼(家老、樋口佐左衛門)(家老、 罷帰り、 様ニも相済可申候へとも、 被下之由被仰聞候二付、 被差越候例無御座候付、 簡持渡候付差上可申と存候へ共、 太廰へ罷出候処、 上 上 分二可有之候も何計候、 被仰上可被下候、 深ク被申付候得ハ、無拠ニ申上候、 候書付爰ニ記之 ル、 身分共之衆ニ拘リ難儀千万ニ候仕合ニ御座候間、 尤右 直ニ御屋鋪へ持参仕、 之趣於九老之間 母殿 殿 此段偏ニ頼入候と両訳申聞口上書ヲ相渡候ニ付、 崔同知申聞候ハ、今度□□ 御列座二付、 書簡之文句口上書ニ仕リ差出候ハ、御取次可 則口上書ニ仕差上之、 先請取差出可申之由申入候而、 我々帰国仕リ朝廷へ申述候道筋立不申候 両訳差上候口上書ヲ三 ケ様之儀ニ付而終ニ朝廷方ヨリ 二 尤科人之儀ハ御詮議之上ニ而如 論談之次第有増申上ル、 直右衛門殿 氏之儀ニ付朝廷ヨリ書 朝廷ヨリ此一件之事 : = 郎 何分ニも宜様ニ 一郎左衛門殿へ差 口上書請取之 左 衛門 尤両 書簡 殿 何 而 何

文は以下の通りである。かい、口上書を提出し、話し合いのあらましを報告している。口上書の和取ると、その足で三郎左衛門をはじめとする家老たちロが集まる屋敷へ向取ると、その足で三郎左衛門をはじめとする家老たちロが集まる屋敷へ向話し合いの二日後、崔同知から口上書が提出された。龍田はこれを受け

右之和文爰ニ記之

申、今度我々渡海之節、朝廷ヨリ厳被申付、其上礼曹ヨリ書翰ヲ以前
入候得共、館守一分之了簡ヲ以断決難被仕候而、段々相延尓今埒明不
名指之科人右之女と一処ニ対決之上、同罪ニ被申付候様ニと館守へ申
名指之科人 大変と一処ニ対決之上、同罪ニ被申付候様ニと館守へ申

味候 候、 候処ニ、 御用有之二付、 仕 味ヲ科被遂と被思食候、 廻被罷出候処、 顽 候 兎角(図カ) 崔同 節 而論談仕候様と之御事ニ而、 知と論談可被仕候、 貴殿論談被致候次第御用記録書載被仕候ヲ被差出各見聞仕 |郎左衛門殿被仰聞候ハ、去ル五日大廰へ島雄八左衛門為見 氏之儀ハ御糺シ可被成候条、 御屋鋪へ罷出候様と三郎左衛門殿ヨリ被仰下候付罷出(稼ぎ、杉村郎姓衛門) 崔同知八左衛門へ□氏之儀ヲ申出候、 尤和館ニ而裁判へ□氏之儀、 依之御書付壱通御渡被成候間 御書付一通請取之記ス 先貴殿今日大廰へ被罷出 渡海之両使噂 因茲此度御 書付ヲ

りである。

りである。

の記事によると、一月五日に「島雄八左衛門」『が見回りのため大廳この記事によると、一月五日に「島雄八左衛門」』が見回りのため大廳この記事によると、一月五日に「島雄八左衛門」『が見回りのため大廳

覚

済候刻、 朝鮮表ニ而崔同知方ヨリカクセイ之儀委細拙者へ被申聞候ニ(儼ဴ ※ ※ ※ ※) 申達候段、 者二被罷渡候処二、 而いか様ニも可被申聞事之旨申入候得ハ、 ニ候哉、 行候程之事候処ニ、 何様ニも被申分ハ可有之事ニ侯、 存寄之趣申入置候通、 兎角此節ハ先指留被申、 御祝詞之使者不差渡候節 此節ハ甚不相応之儀と存候、 科人ヲ乞被求候段不当事候、 両国之制禁ヲ犯し候者を御正シ被成被下候様と被 是非相正シ不被申候而不叶儀ニ被存候 是非不申正候而不叶訳ニ候ハ、、 今度御嫡子成之為御祝事、 ケ様之儀申越候ハ、快ク可被存事 ケ様之目出度時節ハ赦ヲも被 此節ハ先此沙汰相止 譬ハ貴国ニ太子成相 付 目出度使 追 其 追 目 餰

正月十

应

存候 露有之御誠信之事ニ候故、 事ハ如何ニ候、 出候而も取次難差出候、 付 二決定被仕事ニ候ハ、、 乍然朝廷方ヨリ之命ニ候故、 決而不叶訳ニ候故弥相止メ申事は不罷成候と之儀可被申聞事ニ候処 相止候事と存候、 書翰被持渡候段初而承驚入候、 此 出 内談申入候、 被申出候而ハ、 尤両国被仰合之事二候故、 ヨリ之御書簡之趣口上書ヲ以被申聞候は執政中迄拙子取次可申 有之候故、 之手筋有之、写等執政中迄差出内見之上別条無之候ハ、、 电 .度対州へ渡海之儀可申談由被申止、 度ハ不被申出事と相心得居候処、 礼曹ヨリ終ニ御書簡ヲ以申来候事も無之様ニ承及候故、 朝鮮表ニ而ハ不申出心入ニ被申聞、 先頃太廰へ参候刻、 御自分八左衛門へ噂被申候、 而 ハ如何ニ候、 其格式ヲ外シ請取可被申筈ニ無之事ニ候間、 如何被存候哉、 御当地二決而不被存事候故、 乍然朝廷之御心入ヲ不被申通段難儀ニ被存候而、 持渡被申事ニ候ハ、、 拙者儀ハ両国之間役儀ヲ相努ル事ニ候故、 カクセイ事ニ付而礼曹ヨリ之御書簡被持来 口上書ヲ以成共可被申聞事ニ候、 尤直二被差出候共御書簡ヲ被差越候義、 幾重ニも詮議有之可被相正事と存候、 執政中被承道筋立たる事と被存候ハ、、 難黙止被存候而、 存寄又々承度候旨可被申達候、 於朝鮮申談候刻、 いか、拙子存知候哉と尋申候而 頃日島雄八左衛門拙者 其後如様共噂不被申聞候故、 爰元へ被持渡候段難心得候、 如何様之訳ニ而不持渡候 各申分無十方事之様二被 是非不申出候而 此節ハ被申出 愈不計被差出 前々格式も ケ様之儀ニ 以上 一へ咄申 不計被差 此段御 不叶 [候事被 談 夫々 不計 頑 披 御 弥 候

であると批判している。また、交奸事件によって礼曹から書簡が差し出さらず、両国の制禁を犯した者を差し出すよう求めるのは「甚不相応之儀」これによると、三郎左衛門は慶事の使者として対馬へ渡ったにもかかわ

(-0)

離れた内容であった。

事ニ候、 共 渡海訳官崔同知 差渡候処ニ、ケ様成凶事之儀を可被仰越之儀、 取揚可申とも不被存候、 方へ折合不申候、 も不被存候、東莱ニも能々御了簡可被成候、 其通ニ返答仕候、 鮮人夜廻リ之者召捕たる事ニ候へハ、 儀 候由申聞候付、 成 其通都へも申達置候処ニ、又々伝令下リ右之通ニ申来り候、 聞候ハ、 之儀御出被成候様ニ申越候得之由伝令下り申候、就夫東莱我々へ被申 相済候二付、 仕候処ニ委細承届候、 次第、得と御存知被成、何分ニも可被仰越と存候、 及候間、 '有之儀ニ候、 可申進様体も無之候へ共、朝廷ヨリ申来候を中途ニ而差留候儀も難 |程朝廷ヨリ東莱へ伝令を以被申越候ハ、 ハ度々御返答ニ被申進候日本人相対仕たるにても無之、館外ニ而朝 何分ニも東莱ヨリ宜御了簡被成可被仰越儀と存候由、 日本之儀ケ様之祝詞又ハ先祖之法事抔仕候節ハ極罪之者も差免申 然所二此度之訳官二右之段可被仰越之儀、 此儀ハ度々両訳を以館守へ申達候得共、 一応右之通館守・裁判へ申達、 幸今度訳官罷渡候付、 都表御返答之儀ハ、 拙者返答ニ申入候ハ、此女之儀于今相済不申候哉、 ・韓僉正并訓導申聞候ハ、 然処二此度別紙を以可被仰越之由、 仮令対州へ被仰越候共、 御了簡之通東莱へ可申達由返答仕 此度訳官之儀ハ対州嫡子成、 此方ヨリ御差図可申様も無之儀ニ 対州へ別紙を以被仰越候間、 取揚可申儀ニも無之候ニ付其節 御了簡之通承之候様ニと被申 拙者ヨリ不申越儀を家老衆 去冬館外二而召捕候女事未 我々儀東莱ヨリ申聞候ハ、 不埒成儀ニ候へハ、拙者 朝鮮之儀ハ不存候へ 御承引無之候ニ付 朝廷方ニハ爰□□ □□東莱御了簡ニ 格別之為嘉儀被 朝廷方思召入と 右三人返答 然共館守 相手 此

朝鮮朝廷は交奸事件が解決したとは見なしておらず、 今回の祝事で渡海

> 訳官が対馬へ渡る際に、 ことはないと抗議している。 日本では祝事や法事の際に恩赦を行うことはあっても「凶事」を持ち込む 館守はこれを「朝廷方思召入とも不被存候」と不信感をあらわにし、 相手の日本人を差し出すよう求めてきたのであ

時期に、館守と裁判へ事前通告を行ったと考えられる 判として倭館に派遣された人物であり、 話がなされたという記事が確認できる。 暮方には、 さらに、 そしてついに、 彼の元へも渡海訳官使両名と両判事が訪れ、 裁判である龍田権兵衛の日誌 十二月十日には国元から館守へ渡海訳官使が持ち渡る書 朝鮮側は出発を目前に控えたこの 龍田は渡海訳官使の送迎を行う裁 『裁判記録』『を見ると、 交奸事件に関する 同 日 0)

る。 使 この文面に問題がないため、 行が乗船し、 朝鮮から対馬へ向けて渡海訳官使が派遣されたのであ 出発するよう指示があった。 十八日には訳官

簡

第三節 対馬における交渉

その交渉の様子が記録されている 参していた。訳官使の対応を行った龍田の業務日誌 か 月二十日に対馬へ到着し、二十五日には府中に入った。 ねてからの予告通り、 崔同知・ 韓僉正をはじめとする総勢八十七名の渡海訳官使一行は、 「礼曹」 16が発給した交奸事件に関する書簡を持 『裁判記録』コには、 この時、 朝鮮側は

【宝永六年 月の経過

交奸事件に関する記事が最初に現れたのは一月十四日のことである。

同 (正月) 十四日

九

二而 成被下候様二偏存願候由申聞候、 可申儀も難計候、 同類共急度詮議被致、 議を詰、 も御理申 災を仕たる者之儀ニ御座候得共、 無御 併□盗之儀数度之儀ニ候へハ、其分ニも難差置候間、 上候、 重而館近辺不罷越候様ニいか様ニも申付様御座候、 一座候而ハ、 囚人同類古館ニ罷有候由口書ニも相見へ申候、 大勢之者御介被成儀二御座候間、 何事も難相進または達事ニ御座候、 彼者共申分急度此方へ申聞候様ニと申渡ス 又々拙者申入候ハ、被申聞候通承届 右申上候通其夜之番人命ニも構り 幾重ニも御了簡被 此儀は幾重ニ 弥囚人其外 盗人之儀 随分詮

館守は「ソンユソギ」の仲間を捕らえて捜査を行い、東莱府へ届け出る館守は「ソンユソギ」の中間の捜査を行うことと引き換えに、東莱府への報告は行わないことその仲間の捜査を行うことと引き換えに、大勢の人間がどのような咎めをよう求めた。訓導はそれを「もっともだ」と納得するも、東莱府へ届け出る館守は「ソンユソギ」の仲間を捕らえて捜査を行い、東莱府へ届け出る

同(十二月)四日、晴天、真西風

(中略)

聞候付、彼者召寄候を吟味候処ニ、去年已来ヨリ同前ニ館ニ盗ニ入候朝鮮人盗人之儀、昨日詮議仕候処ニ、彼者申候通古館へ同類有之由申渡海訳官崔同知・韓僉正并訓道罷出、訓導申聞候ハ、一昨日被仰聞候

議二及候段如何敷存候付、 儀ニ及候由、 叶者ニ候へ共、 科之者二候処、 而も無之、 上候由、 而館内へ入来不申候様ニ急度追放可仕候、 何分之科可被行儀も不相知候、 本仕候、 段白状仕候、 候様ニと申渡候処ニ、弥早速遠方へ差越可申候、 ハ、急度東莱へ届之、 并同類之者、 而 ハ、死罰ニも可被行候へ共、 二、今日入右之手本之儀、 大勢介リ申事ニ御座候、 訳官も被召寄、 我々至不首尾千万二罷成候、 其上我々只今迄別条なく相勤来候処ニ、此儀東莱へ御届被成候 我々儀何分ニも被仰付候様ニと金正返答仕 然ハ彼者共儀ハ盗人ニ其紛無御座候付、 達而申聞候付、 去年已来ヨリ度々館内へ盗ニ入、其上同類等も有之、 此儀 急度遠方へ追放可被致候、 達而理リ被申聞候付、 東莱へ御届申入、急度御仕置被仰付候様ニ不仕候而 左様候而ハ両訳至極及難儀、 ハ別差同列ニ罷上り御詫可申上儀、 近々出船砌之儀ニ候故、 両訳ニ至リ及迷惑候様ニ可仕候間、 拙者返答ニ申入候ハ、彼者共儀此所計之事ニ 何分二も御了簡被成可被下候、 此度儀御祝詞之訳官ニ対し差免候、 時節之儀ニ御座候へハ、 其首尾至□□□□申上三□儀并守門番人 左様御座候而ハ大勢之者至極難儀 御手前様御心一つを以守門番人二 此度之儀ハ対州格別之御祝詞ニ 万一右之内亦々盗等二入候 此度之儀ハ幾重ニも御詫 其上所々番人大勢之者難 科人等大勢之者共何角詮 万一 東損 早速罷帰東莱へ手 □へ御届被成! 重而館ニも入候 本意御座 彼者共儀、 弥堅被申 右盗人 旁重 候 重 処

事件の解決を図っている。「御祝詞之訳官」に免じて盗難事件の犯人を遠方へ追放することに合意し、詞」であった。出船が間近となった今、館守はこの不祥事を表沙汰にせず前述のように、今回の訳官使派遣は嫡子誕生祝いの「対州格別之御祝

しかし、次に渡海訳官から切り出されたのは、およそ「祝詞」とはかけ

八

候、 三月已来方々へ盗人入候段御尋被成候、 忍入申候、 リミと申者共と申合候へ共、右之所々へ盗ニ入候節ハ、毎度私壱人計 同類之儀御尋被成候、 間 盗人ニ而可有之と申候而召捕候付、 綿合羽壱・切鱈入壱・多葉粉巻壱・干魚十枚取出候、 外太庁隠レ居、 房内物置之あけさまを放シ内ニ入、香袋壱・帷子壱・木綿地半壱・木 而焼酎少・宴席膳部之品抔盗取申候、 而も可有御座候哉、 又何そ盗出し可申と存、 此外別而申上候儀無御座候、 差免くれ候へと申候へ共、 右三人之内キミユチユキ・キミヲクリハ古館罷有候、 夜ニ入丑之刻時分宴席門脇之塀を越、 一両年已来キミユチユキ・キミヲクリ・キミヲ 私儀ハ右申上候所々ヨリ外へハ曽而参り不申 囲炉爐之火をふり立候節家来之衆見合、 胡乱ニ有之由にて、 以上 盗人ニ而ハ無之候、 夜前盗ニ入候次第は、 定而右三人之内たれそ為罷越 則縄を掛被申候 副特送使荷押 夫ヨリ台所へ参 女を連参候 幕方ヨ IJ

十二月朔日

(中略)

口書

候ハかくせい召連来候間、恩密ニ成候様ニと申候、別而同類も相見へ人并役人呼り、両人共即刻被罷出被召捕申候候、尤私捕候節、彼者申へ共返答無之ニ付、心を付申候処ニ朝鮮人と相見へ候故早速召捕、主見申候処ニ、いろり之火をふり候ニ付、役人ニ而も候哉と言葉を掛候見申候処ニ、いろり之火をふり候ニ付、役人ニ而も候哉と言葉を掛候

十二月朔日 古村甚兵衛内

不申候、

以上

忠兵衛印

捕らえられた「ソンユソギ」

は、

前年の三月ごろと五月ごろ、そして今

差し出されることが往々にしてあったと考えられる。

差し出されることが往々にしてあったと考えられる。

今回は深夜に宴回と三回にわたって倭館で盗みを働いたと白状している。今回は深夜に宴回と三回にわたって倭館で盗みを働いたと白状している。今回は深夜に宴回と三回にわたって倭館で盗みを働いたと白状している。今回は深夜に宴

そして翌日、訓導が入館し、この事件の話し合いが行われた

、同(十二月)二日、晴天、西風

(中略)

議被致、 相計 夜前囚人之儀二付今日訓導召寄候処、 御座候而 こも無之、去年已来ヨリ度々盗二入候由申出、 夜更候付参上不仕候由申聞候二付、 奉存候、 有之故と被存候、 被召置候段不届之儀存候、 テ承候ニハ、御仕置被入御念候様承及候処ニ、ケ様之人数多館近辺ニ 之儀ハ足をも不見出候様ニ仕置候、 官衆方へ盗ニ入候付被召捕、 候様ニ申渡候処ニ、 古館へ居申候由口書ニも相見へ候間、 其上我々ニ至、 囚人之儀同類共詮議を詰、 其段可被申聞候、 ハ、三所兵 右同類等詮議之上東莱へ相届可申候間、 訓導返答ニ申聞候ハ、 伏并守門其夜之番人、いか程之科可被申付も難 何之呵ニ逢可申も不存候、 両訳ニ至不沙汰千万ニ存候、兼々申付緩ニ 其上ニ而東莱へ可相届と存候、 以伝五郎被仰聞之趣承知仕驚入候、 其上にて東莱へ御届可成由、 拙者申渡候ハ、 夜前早速参上仕此段可申上処二、 右同類之者共其方へ召寄急度詮 訓導申聞候ハ、 被仰聞候通一々御尤千万二 殊同類之儀も二・三人 兎角我々儀は、 盗之儀夜前計之儀 朝鮮人昨夜御 東莱之儀 急度遂詮議 囚人 左様 僉

莱へ申達候様ニと両訳ニ申聞ル能々御了簡被成、都表へも宜被仰越被下候様ニと存候、右之段具ニ東

で朝廷へ報告するよう求めている。 申し入れるとなっては、 た点を繰り返し主張している。もしも訳官使派遣の際に書簡で直接国元へ 館守はあくまで女性が館内に入っておらず、 官使ニを派遣する際に国元へ申し入れるとも言い含められているものの、 では不十分であるとして、今一度相手の日本人を同刑で裁くよう、 九日に別差、 廷から新両判事へ指示がなされた。これが聞き入れられない場合、 前任の両判事は倭館に到着する対馬船数の報告ミスの責任を負い、 三月七日に訓導がそれぞれ交代している。 両国の関係に差し障りが出るため、 日本人が立ち会っていなかっ そこへ現状の対処 よく考えた上 朝鮮朝 渡海訳 二月

又々両訳ニ申入候ハ、 儀ハ、 事済候儀を又々申聞候段不届千万二存候、 と存候へ共、 悪敷故と存候、 宜候哉、 渡ス、扨又通詞諸岡助左衛門へ申入候ハ、 勤儀と存候、 仰付候もケ様之無筋儀共違脚ニ不及様ニ取持候為ニ結構ニ被仰付儀ニ Ŕ 故前々之様子疾と存無之事ニ侯、 '申様も無之候、乍然ケ様之儀前々例無之儀共東莱何分ニ被仰候と 然処ニケ様無筋目儀とも申開等不成儀ニ候へハ両訳役儀 例無之事ニ候へハ幾度も両人急度申可開所ニ、先訓導・別差代ニ 前々之様子疾と被存たる事ニ候処ニ、 又々拙者へ右之一件申聞候儀共、 東莱差図ニ付難差置候付、 向後ケ様ニ無計方儀申聞事ニ候ハ、、 向後ケ様成無筋儀共申出候とも、 右一件之儀、 假此儀申出候とも伝五郎・助左衛門 両訳ニも拙者へ再扁申聞ニ不及儀 申聞候段申分ケ之上ハ急度呵 呉正·金判事儀昨今罷下候 伝五郎·助左衛門申達候様 両訳儀対州ヨリ御厚恩ニ被 両人ヨリ両訳江申達様不 両 対面致間敷候段申 人方ニ而とくと両 不相

訳ニ致合点候様ニ申聞可然由申渡ス

明を行い納得させるよう指示を行っており、この対応が対馬側にとっては られない。 功を奏したのか、 しないと言い渡している。 万」であり、 さらに、 先任の両判事の頃に解決していた問題を掘り返すのは 今後このような「無筋目」「無計方」ことを報告すれば対 しばらくの間、 また、 事件に関する記事は 通詞へ事件の事情を知らない新両訳へ説 『毎日記』 上には見 「不届千 面

【十二月の経過】

には興味深い文言がみられる。こった。翌十二月一日には口書が提出されており、この日の『毎日記』2十一月晦日、朝鮮人「ソンユソギ」が倭館に盗みに入るという事件が起

、戊子十二月朔日、晴天、西風

(中略)

渡ス入、則召捕縄掛置候由遂案内候二付、家来等相附、念入被置候様二申入、則召捕縄掛置候由遂案内候二付、家来等相附、念入被置候様二申の副特送使荷押物古村甚兵衛罷出申聞候ハ、夜前私房内へ朝鮮人盗ニ

差出候様ニと申渡ス、則口書為致持参仕候付、左記之并通詞嘉瀬伝五郎、甚兵衛方へ遣之、盗入候朝鮮人并家内者口書為致が石同断ニ付、御徒目付福嶋源兵衛・春田源五郎・御徒横目小嶋新四郎

ソンユソギ口書

五月比第一船正官人房内二而、飯鍋壱・塩壱俵盗取、同都船主房内二月比、町御代官神宮十蔵房内へ忍入、白米三丸・木綿袷壱盗取、其後去年已来館内ニ盗人有之候段、御吟味被成候付有体ニ申上候、去年三

云

儀前 両訳又々申聞候ハ、 段々吟味を遂申事ニ候、 同罪二申付候様二申来候、 罪ニも可申付哉之由、 ニ候故、 誠信之儀ニ候ヘハ、 之儀ニ候ハ、、 可遂了簡無之儀ニ御座候、 是非相極候様ニと都表ヨリ申来候段東莱ヨリ被申聞候ニ付、 日本人相手取仕候例無之ニ付、 、申入ル 々例無之候とも釜山浦・館守・ 此段之儀御指図二難任候、 被仰聞候段委細承届候、 都ヨリ御差図迄も無之、 急度詮議可致儀ニ候へ共右之通吟味可仕拠無之儀 先頃館外二而捕候朝鮮人歩将并女之儀、 都表へ可相伺候処ニ都表ヨリ申来候ハ、 此度之儀日本人相対不仕事ニ候へハ急度吟味 勿論都ヨリ御差図之由被仰聞候へ共道筋有 其段不埒ニも候ハ、対州へ書簡を以申達 右両人之儀斬罪ニ可申付候哉、 乍然日本之儀科人ニ慥ニ相知候上、 右之旨東莱へ宜申達候様ニと両訳 裁判致対談、 東莱・釜山ヨリ被仰聞候とも 急度吟味を詰、 返答二申 前 又ハ流 マヨ

館守はこれに対し、 行われなかった場合、 行ったうえで双方の罪人を同刑で裁くようにと指示されている。 問い合わせたところ、 る。 できないと東莱府へ伝えるよう返答している。 これをみると、 館外で未然に捕らえたため斬罪にすべきか、 館外で捕らえられた朝鮮人はこれが初犯だと主張 捜査すべき根拠がないため、 書簡で対馬本藩へ指示を仰ぐと示唆されているが、 釜山浦 館守・裁判とで話し合いを行い、 流罪にすべきかを朝廷に 指示を受け入れることが 手続きが 捜査を

さらに四月十三日、 館守へ再度捜査の催促が行われている。

同 (四月) 十三日、 晴天、 北東風

両訳又々申聞候は、 先訓導· 別差代二御聞被成候、 先頃之女事一応

罷

曽而 役も無之候而も相済可申哉 着存候、 御理申入候、 御了簡被成、 例無之儀共御請難申候、 掛も無之、 二申 申入候而事相済居候処二、又々此一件可仰聞候、 返答ニ申入候ハ先訓導・ 間、 又々東莱方へ申来候は、此 可被仰越と之儀、 女を館ニ入レ可申と仕候を、 も元ヨリ朝鮮人致手引館内ニ入申たる事ニ候故、 候へ共都表ヨリ右之通ニ申来候付、 都表ヨリ又々申来候、 例無之候ニ付、 由東莱被申候旨両訳申聞ル、 共御承引無之、 前様 !成可申候、 被申とも不存候、 相手之儀不相知事二候、 -入候通、 今一応館守へ申達日本 対州ニ書通可成と之儀覚語ニ不及儀共ニ存候、 不立逢事ニ御座候、 対州へ訳官差渡候節、 爰元之儀何扁館守東莱申談、 東莱被申達事相済、 勿論此方ヨリ相手も出不申事相済候、 扨又訳官渡海之節、 都表之儀宜被仰遣被下候樣二、 館内ニ女を入レ申たるニても無之、 左候而ハ末々何分之違脚出来可申も難量候、 事相済ス都へ被致注進候処ニ、 殊ニケ様之儀以前も有之候節、 何とも難落着儀共ニ候、 左様ニ朝鮮ヨリ法外御用イ候ハ 此儀ハ東莱ハ不申及、我々至も再扁難申出儀 勿論都ヨリハ何分ニも被仰越候共、 以前古館之節館内に数日女を入置、 別差を以東莱ヨリ被仰聞候ニ付、 一件之儀兎角只今之分ニ而ハ不相済事ニ候 右之通先々相済来候儀、 此儀ハ前以東莱ヨリ御自分様へ被申達 人同罪ニ申付候得、 殊二此度之一件末々之無計方仕形 書通を以成共可被申入旨、 館外ニ而朝鮮人召捕相顕たる儀ニ候 宜都表江被致注進 書通を以可被仰達との儀、 無拠此段被申越候由申聞 事済候訳ニ候処ニ、直ニ対州 左様候へハ館守役・ 於此儀ハ幾度被仰聞候共 東莱之儀少々呵分ニ 增而此度之儀朝鮮人 其方ヨリ兎角ニ被 館外ニ而、 此儀ハ先達而御返答 日本人相手被差出 候 若又御承引無之 処二、 勿論於対州も取上 拙者当役ニ至先 此方迚其訳ニ 都ヨリ申来 此 其節御返答 此段東莱 是又難 程都 相顕候節 殊日本人 段東 東莱御 ヨリ 拙 仰 而 候

〃今日 段噂不仕候、 たる事ニも無之、 り之節見逢、 浜構ヨリ朝鮮人女、 度二可罷成候間、 一行、 申 ・届由両訳申候へ共、 両訳致入館、 其已後為拷問候処二館二申合候仁有之候由申出候間、 左候ハ、今日ハ沙汰なしニ可仕由、 両訳方ヨリ不申達儀ニ付、 翌日東菜へ遂案内候 両訳帰候以後、 敏と其方遂吟味、 証拠も無之儀、 加瀬藤五郎方へ罷出申入候ハ、先月廿九日之夜、 歩将召連、 藤五郎 藤五郎・助左衛門此方へ右之首尾申聞 館内ニ入レ可申と仕候を守門番人夜廻 ・助左衛門申候ハ、 うかつニ被申達候ハ、、 拙者ニも不承分ニ仕罷有也 一付、 追而如何樣共被申達可然由申入候 右両人共ニ被召捕、 両訳致合意、 其夜日本人立会申 此方ニ而も其 却而両訳越 則籠舎被 此段館守 南

訪れ、 詞の意見に朝鮮側も合意している。しかし、 題となることを意味するため、 かった点を強調した。 この報告に対し、 しており、 の者が倭館へ侵入しようとする朝鮮人の男女を捕らえ、 両判事から日本人通詞へ伝えられたのは、 東莱府から事件を館守へ報告し調査を行うよう指示があったと報告 館内の日本人と約束があったことを白状したという内容だった。 十六日には実際に館守への報告がなされた。 日本人通詞・ この問題を館守へ報告することは、 館守への報告は証拠を固めてからという通 加瀬はその場に日本人が立ち会ってい 翌日にも訓導が通詞のもとを 十一月二十九日の夜、 取り調べを行った そのまま国際問

同(十二月)十六日、晴天、西風

(中略)

莱へ遂案内候ニ付、右両人共ニ召捕被致吟味候処ニ有体ニ白状仕候人男壱人、女を館内ニ入レ可申と仕候を、守門番人夜廻之節見逢、東ヶ両訳致入館、拙者方へ罷出申聞候ハ、先月廿九日之夜南浜構ヨリ朝鮮

申付 ニ候、 彼方ヨリも何角と可申掛様子ニ有之候へ共、 届千万ニ存候、 故、 聞可被成と奉存、 ヨリ此段申達候様ニとハ不被申候へ共、 故、 か 候、 其方御下知不宜儀、 委細承届候、 両訳申候ハ、 其侭難被差置、 置候様ニ申達候処ニ、委細承届候段返答仕罷帰ル、 ハリ不申、 東莱之儀兼而承及候ハ、 増而館中之儀、 右之通朝鮮人不届成仕形之段、 向後之儀堅左様無之様ニ、 彼方仕形不宜候段、 拙者儀館中下知仕候故、 其元之儀際木等少ニ而も日本人越候へハ何角被申事 内々ニ而御知申上候由申聞候ニ付、 都へ被致注進候ニ付此段御耳ニ入申候、 石垣構之儀ニ候ヘハ、 何分之了簡ニ而我等へ申聞候哉と相尋候処 万事御仕置之儀詳二被仰付候由 再扁申達候故、 常々東莱被仰付不宜候故と被存 注進被致候様子、 両訳ヨリ末々之者共へ急度 為心得申聞候通又々申聞 朝鮮人越可申と仕候段不 此方より館内之儀ニ曽 外之儀不申出也 拙者返答二申入 拙者返答ヨリ 風説 勿論東莱 承届 ニも御

こととして朝鮮からの捜査の要求を拒否している。のための報告だと返答しているが、館守はあくまで倭館とは関わりがない切り返している。それに対し両判事は、館中の下知を行う館守の「心得」不行き届きが原因で起こったにも関わらず、なぜ倭館へ報告するのか、と両判事から事件の報告を受けた館守は、今回の入館未遂は朝鮮側の監督

【宝永五年 一~四月の経過】

の指示が届いている。

さらに、宝永五年の『毎日記』『を見ると、一月晦日には朝鮮朝廷から

同(一月)晦日、晴天、西風

(中略)

回

右正徳二年二月、

樋口内記へ遣ス

條之御取替し有之候、 趣別而差支候事も無之候ニ付、 候ハ、此通りニ約條を御究被下候様ニと被申三ヶ条書付被指出候、 の返答ハ決而不被成候之由被仰切、 之候ハ、、至極不当事ニ存候へとも畢竟対州之処置疑しく思召所より 殊両国交聘之御使者二御渡被成、 只今公義へ直訴被成候とて死罪ニ行候処ニとハ決而不被仰付事ニ而 成候をそのま、にいたし置可申様無之、日本之法ニハ無之事ニ候へ 被行候法無之候、 返答と成候ハ、元来日本之法ニ他国人と男女交奸いたし候とて死罪ニ 候間左様相心得候様ニと被申、 候ハ 、 、向後交奸いたし候者有之候ハ、死罪ニ申付可然候、 者に何も約條趣得と合意仕り、交奸之義無之様ニ堅被申付候 信用有之間敷候間、 直訴をも被成との事ニ候へハ御無用ニ被成候様ニと申候ても、 廷之命を受来候故、 先其分ニ成リ居申候、 朝鮮ニ対し永々流罪ニ可申付之旨、先年書付を以申入候事ニ候 乍然対州之義ハ他方とハ違候へハ朝鮮ニ而大禁ニ被 若も及違難候ハ、登城をも不致、 其段は御勝手次第二被成候、 則別紙二写被遣候新定約條之事二候間、 去年信使在江戸之内三使ヨリ崔同知を以被申聞 弥其通りニ向後ハ被成之由ニ而双方約 其趣短簡二相認被指上候、 ケ様之義被仰立登城可被相心抔と有 其旨大概返簡二相認被遣候所、 兎角死罪ニ行可申と 公義へ直訴可申 此方ヨリ御 迚も御 此義朝 館中之 左 其

することになったという。 行うと迫ったが、最終的には「辛卯約条」と呼ばれる三か条の約条を締結求が受け入れられない場合には、江戸城への登城を拒否し、将軍へ直訴を信使は対馬藩に対し、今後交奸した者は死罪にするよう要求している。要記へ送られた書状である。これによると、正徳元年に江戸へ派遣された通二つ目は、正徳二(一七一二)年の二月に、国元から館守である樋口内

辛卯

- 一、倭館出館強奸者、以一罪論断
- 和奸及強奸未成者、永遠流竄

_

、女人自入館所淫奸者、以次律施行

右之書付信使記録之内ニ無之、考異子之内ヨリ写シ置クサノ目ラ貧戸湾女才・Jと雀抜彳

というものである。これらの約条は、具体的にどのような交渉を経て締結は永久流罪、③女性が入館し、交奸を行った者はその他の刑罰を適用する条文の内容は、①倭館を出て強奸した者は死罪、②和奸・強奸未遂の者記載がなかったため、『考異子』の中から写されたとある。

第二節 事件の発覚と倭館における交渉

されるに至ったのか、事件の経過を追ってみよう。

四日のことである。この日の『毎日記』。を確認する。事件の知らせが倭館へもたらされたのは、宝永四(一七〇七)年十二月

【宝永四年 十二月の経過】

同(十二月)四日、晴天、北穴西風

(中略)

11

追付罷帰ル両訳寒気為見廻拙者方へ罷出候付、煮麺・吸物・御酒・菓子等出之、両訳寒気為見廻拙者方へ罷出候付、煮麺・吸物・御酒・菓子等出之、

右同断ニ付、通詞加瀬藤五郎・諸岡助左衛門、相勤と

危機感をさらに煽ることになったといえよう。す具体例となってしまった。これは結果的に、交奸事件に対する朝鮮側

概要を確認してみよう。どったのだろうか。『分類紀事大綱』∞にある三件の記事をもとに、事件のどったのだろうか。『分類紀事大綱』∞にある三件の記事をもとに、事件のそれでは、その十年後に起こった宝永四年の事件はどのような経過をた

交奸一件

候処、 存候、 候付、 先月廿九日之夜、 御壁書ニも有之候通、 細紙面之趣承届候、 又々可申出様子ニ無之由ニ候得共、 共ニ召捕籠舎ニ申付たる由ニ候処、 と仕候を、守門番人夜廻り之節見合、 方江申聞候哉之由被申入候処ニ両訳申候ハ、 承及居候処、此度之仕形ニ而存候へハ、常々之被 □ 付様不宜故と被 ル十六日両訳用事有之由ニ而貴殿方へ罷出、彼女之次第返詞を以申達 不申館内江入り候ニ而も無之候故、取上不申貴殿江も不申達候処、去 五郎・諸岡助左衛門方へ罷出、 し入レ候由風聞有之、兎角此方江其相手無之候而右之風聞無之筈と存 無之候得共、御手前儀館中之行規も被成候故為心得申達候由申候 **貴殿返答二此事曽而館内江不抱事故取合不被申候而彼方之仕形不** 此度之仕形ニ而ハ弥慥成ル義と相聞へ候、 返答ニ被申聞候ハ、 其上両訳之下知緩かせ成ル義を不心得候而、 再三被申聞候得ハ、 南浜之構ヨリ歩将朝鮮女を召連、 先ハ当分不及異論相済一段之事候、 館中之御制禁二而候処、 当東莱之儀ハ万事御仕置方審ニ有之段内々 両訳も外之事不申出罷帰候由、 右之首尾何角申掛候へ共、 去ル五日両訳致入館、 東莱聞通り、 東莱へ遂案内候ニ付、 此段東莱ヨリ被申達ニ而 近年ハ間々窃ニ女を隠 如何可有之哉之由 自然此方相手致露顕 何分之了簡二而此 石垣を越入館可致 乍然此 日本人立合 返事加勢藤 早速両人 定而最早 一事は

> と被申合、 処候而も無詮事ニ候間、 依怙用捨、 館之侍中ハ勿論、 面々堅御行規を守り候様不被申付候ニ而ハ相留止申間鋪候、 ニ有之様ニ相聞、 密二被遂穿鑿、早々帰国可被申付候、 候而ハ御法を相背候のミならす双方異難致出来候而、 別而此事之行規被相勤候様ニ可被申 急度可被遂案内候、 役目町人下々に不限右之御法を違背仕候輩ハ少も無 至而不宜事二候故、 此義ニ付少ニ而も疑敷仕形之族被聞及候而厳 兎角事顕レ候上ニ而は何程之厳科ニ被 尤御横目中・ 此事別而厳ク御制禁相、 御目付江も其旨得 館内之行規緩 此後は在 在館之

右宝永四年十二月廿八日、樋口久米右衛門へ申遣ス

がなされている。 底させ、少しでも疑わしい者は早々に帰国を申し付けるように、との指 るという評価に繋がってしまう。そのため、 に背くだけでなく、 あったという。 禁」であったが、近年はひそかに「女を隠し入レ」ているという噂がまま 報告があらかじめなされている。さらに、 ころを見張りに発見されたことで、 月二十九日の夜に、朝鮮人の男女が塀を越え、倭館に侵入しようとしたと る樋口久米右衛門に差し出された書状である。 一つ目の記事は、 もしも相手の日本人が露顕してしまった場合、 両国の差し障りとなり、また倭館内の風紀が乱れてい 宝永四年の十二月二十八日に国元から倭館の館守であ 朝鮮側からの追及が始まった」という 女性の入館は倭館での 館内の「御行規」の遵守を徹 国元には、 館守から「十一 藩の決まり 御制

交奸集書

こと年寄中ヨリ崔同知へ真文ニ認相渡候処、其後分明成返答も無之、ニ交通いたし候ハ、、永々流罪ニ被申付候間、其旨朝廷方へ申達候様先年交奸之義ニ付為拷問白水源七被差渡候節、向後対州之者朝鮮之女

事件に見る対馬と朝鮮の外交交渉宝永四(一七〇七)年の交奸(密通)

迫田ひなの

はじめに

諸々の折衝が、近世の日朝交流を支える柱であったといえよう。諸々の折衝が、近世の日朝交流を支える柱であったといえよう。な・貿易は幕府ではなく、対馬藩が一手に担っており、倭館で行われる場に存在した倭館は、約十万坪という広大な敷地に四~五百人の日本人が常に存在した倭館は、約十万坪という広大な敷地に四~五百人の日本人が常にの陰には常に先人たちの懸命の努力があった。近世における朝鮮との外をの陰には常に先人たちの懸命の努力があった。近世における朝鮮との外であった。互いを欺かず争わず、真実を以て交わるという「誠信の交わであった。互いを欺かず争わず、真実を以て交わるという「誠信の交わであった。」が関が行われた場所に存在した。

本稿では においた朝鮮にとって、とりわけ女性問題の統制は重要な課題であった。 と「潜商」 が生じた。 元禄三年の事件に続き、 ところで、 対馬と朝鮮の人々が交流を行いながら生活を営む中でさまざまな事件 朝鮮という外国にありながら、 『西南学院大学博物館研究紀要』 倭館において特に重大な問題とされたのが、「交奸」3(密通 (密貿易) 近世の日朝関係はよく「交隣」「善隣」という言葉で表され である。 宝永四 倭館を完全な女人禁制の施設として管理 (一七○七)年の交奸事件について、 大勢の日本人が滞在した倭館の中で 第九号所収の拙稿⁴で検討した 次

> (岩田書院、二○一一)などを参照されたい。 代の日本人町』(ゆまに書房、二○一一)、尹裕淑『近世日朝通交と倭館』 いては割愛させていただく。これらの詳細は田代和生『新・倭館─鎖国時 いては割愛させていただく。これらの詳細は田代和生『新・倭館─鎖国時 いては割愛させていただく。これらの詳細は田代和生『新・倭館─鎖国時 と対馬で行われた交渉の経過を復元・検討 東料である倭館館守⁵の『毎日記』や、外交官である裁判⁵の『裁判記録』

第一節 宝永四年の交奸事件の概要

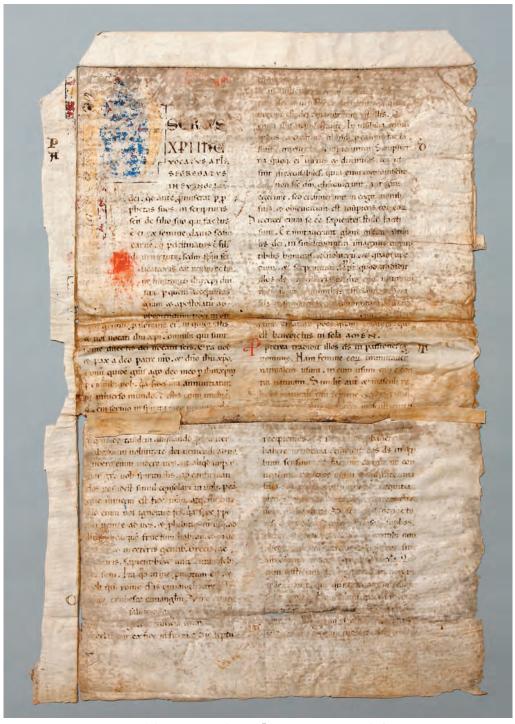
げ、 事項であるとして「テルセキ」を追い返したと供述している。 男が、梁山の女性二名を日本語通訳官である判事の側仕えの仕事と騙して のを恐れ、 なものであることは想像に難くない。 物の空室から敷地内の山の中に至るまでが捜索されたが、この捜査が杜 逃走する計画を立てていたようだが、 情報がもたらされた。「テルセキ」は飯束のもとで旅の支度金を調達し、 の母親から「飯束喜兵衛」という日本人のところへ身を隠しているという 誘い出したことが発端となっている。倭館の塀の前で女性たちが声を上 年に発生した交奸事件である。この事件は草梁に住む「テルセキ」という まず初めに、 見張りに気付かれた「テルセキ」は女性たちを置いて逃走したが、 飯束に対し帰国ではなく謹慎を申し付けてい 宝永四年の事件の前段階となるのが、 対馬側は東莱府からの疑いが強まる 飯束は朝鮮人を匿うことは藩の禁止 元禄十(一六九七) 倭館では

白水与兵衛と潜商相手の朝鮮人は倭館で死罪となっているで。か月後に「潜商」(密貿易)を行ったことが発覚し、飯束は館内で自害、水与兵衛」という名前の人物が挙がっている。飯束と白水はこのわずか九結局、事件は不問となっているが、この時飯束と家来三人のほかに「白

館の統制を緩めることと同義であり、潜商などの事件を誘発することを示この元禄十〜十一年の事件は、交奸事件の犯人を野放しにすることは倭

西南学院大学博物館所蔵 「12世紀ラテン語聖書写本『ローマの信徒への手紙』」

下園 知弥



12世紀ラテン語聖書写本「ローマの信徒への手紙」 12世紀/ヨーロッパ(西欧)/羊皮紙に手彩/西南学院大学博物館蔵 法量:48.2×31.5cm



資料裏面

1. 資料概要

西南学院大学博物館所蔵の本資料 (登録番号: C-b-113) は、12世紀にヨーロッパ(西欧の何処 か)で制作されたと推定されるラテン語聖書写本の 零葉である。素材は羊皮紙(動物は不明)であり、 表面および裏面に手書きのラテン語で新約聖書 「ローマの信徒への手紙」の冒頭から第3章の途中 まで記されている。手書きの文字の大半は黒色のイ ンク(没食子インクか)で記されているが、一部の 頭文字(イニシアル)には黒色以外の顔料が使用さ れており、また冒頭のイニシアルPにはかつて貼ら れていた金箔(ギルディング)の痕跡が見て取れ る。テクストがはっきりと読み取れる箇所も残って いるものの、全体にわたって紙面の損傷と顔料の剥 落が生じており、後世に書冊の装丁の一部として再 利用されていた痕跡も認められる(中央を走る二本 の深い折り皺は、おそらく書冊の背の部分であろ う)¹。つまり、決して良い状態で保存・継承されて きた写本ではない。

以上が、本資料を一見して読み取れる情報である。資料の状態に鑑みれば、中世の写本の実物である点を加味しても、史料的価値が非常に高いとは言い難い。とはいえ、時代背景をふまえて、書体や剥落した部分に関する考察を深めることで、いくつか興味深い事実が浮かび上がってくる。

本資料紹介では、まず、資料の歴史的価値を明らかにするために、12世紀における写本制作の時代状況について概説したのち、書体の変遷史を確認する。次いで、本資料の大きな特徴の一つであるイニシアルに関する考察の手がかりとすべく、12世紀を中心としたロマネスク期におけるイニシアルのヴァリエーションについて確認する。そして最後に、本資料の書体的・形態的・装飾的特徴について総括したい²。

2. 12世紀における写本制作

印刷文化が到来する以前、西洋中世において書物

は写本として制作されていた。そして写本制作の中 心地は、ある時期までは修道院写字室であったと考 えられている。この状況が大きく変化するのは、修 道院ではなく世俗の書記者・書記工房が台頭して以 降のことである。この変化は中世後期には確定的な 現象となっているが、むろんそれは、ある年代に一 気に起こったわけではなく、徐々に起こっていった と考えるべきである。たとえば写本学者クリスト ファー・ド・ハメルは、1100年までに修道院の書物 生産の場に世俗の書記者・装飾芸術家が関わるよう になっており、1200年までには世俗の書記工房が平 信徒に写本を販売していたことに言及している。 また、『12世紀ルネサンス』の著者ハスキンズは、 12世紀の修道院における写本制作の変化として、雇 われの写本制作者が多くなっていったこと、修道士 の筆写係さえ雇われ仕事をするようになったことに 言及している⁴。彼らの言及が示しているように、 12世紀は写本制作にとってまさしく変容期であっ た。その変容は、一言で言えば「職業としての写本 制作者」の出現であり、中世後期における世俗の書 記工房隆盛の前触れであった。

写本の制作者から制作された写本の側に焦点を移 すと、現存する12世紀の写本として、さまざまな 「装飾写本 illuminated manuscript」の逸品に出会 うことができる。美術史においては「ロマネスク 期」にあたる12世紀は、今日の歴史研究・美術研究 では――かつての「暗黒の中世」観とは異なって ―独自の優れた芸術様式を花咲かせた時代として 評価されている。写本においてもまた、『ウィン チェスター聖書 Winchester Bible』(モルガン・ラ イブラリー所蔵)や『ハインリヒ獅子公の福音書 Evangeliar Heinrichs des Löwen』(ヘルツォーク・ アウグスト図書館所蔵) などの壮麗な装飾写本が知 られており、これらの写本ほど有名でなくとも、世 界各地の博物館・図書館に保存されている12世紀写 本には優れた芸術品と評価できるものが数多く存在 する。

一方で、シトー会修道院の写字生による意図的に 装飾性を控えた写本もまた、この時代を象徴する一

つの流れである。シトー会の修道院長クレルヴォー のベルナルドゥスによる修道院内で行われる過度な 装飾に対する批判5は、豪華絢爛な装飾写本だけが この時代の志向ではなかったことを示唆している。 事実、12世紀中頃に制作されたシトー会写本『クレ ルヴォー大聖書』(Troyes, BM, 0027 [Abbaye Notre-Dame de Clairvaux]) は、「モノクローム monochrome」と呼ばれる単色の下地に白色のみで 表わされた極めて個性的な装飾文字が描かれてお り、シトー会士が写本制作に際して過度な装飾を避 けていたのは明らかである(もっとも、そのシトー 会修道院すらも、その後間もなく複数の色彩を使用 した装飾文字を復活させており、時代の主流に合流 していったという事実には注意が必要である6)。し たがって、この12世紀という時代は、「装飾の華や かさ」において時代特有の個性が明確に認められる ものの、その個性は時代全体を支配する形式とまで は言えず、多種多様な装飾写本が各地で制作されて いた時代として考えなければならない。

写本全体から「聖書写本」に焦点を絞ると、12世紀という時代の興味深い点が一層明らかとなる。クリストファー・ド・ハメルは、11世紀から12世紀頃までの聖書写本を「大型聖書 Giant Bible」に代表させている⁷。実際、この時代に制作された聖書写本の完本・断片の法量を確認すると、後世に比して大判のものが多く制作されていたことがわかる。この傾向が大きく変わるのは13世紀の第2四半世紀以降であるが、技術革新によって極薄羊皮紙が生産可能になり、極端に縮小されたゴシック体が発案されたことがその変化の技術的要因である。

ではなぜこのような技術革新が生じたのかと問うならば、この時代の知的環境に答えを求めることができるだろう。というのは、12世紀から13世紀にかけては大学 universitasの草創期から発展期にあたり、大学神学部で特に必要とされていたのが一冊で総覧できるタイプの聖書、すなわち「パンデクト聖書 Pandect Bible」、それも携帯可能なサイズのものだったからである⁸。つまり、13世紀の技術革新以前は、素材と技法の制約上パンデクト聖書はどう



図 1 12世紀大型聖書写本と13世紀小型聖書写本の比較

しても大型本となってしまうが、その規格では大学 学問には不便であったため、技術革新が求められ、 利便性に優れた小型パンデクト聖書が発明された、 ということであろう。また、ラウラ・ライトが指摘 するように、小型パンデクト聖書は旅する説教師に とっても非常に都合の良い書物であった⁹。そのため、説教師からの需要もこの技術革新の主因に勘案 して良いように思われる。いずれにしても、当時の 「需要」と「技術」の二要因が聖書写本の形態に大きな影響を及ぼしていたのは確かであろう。

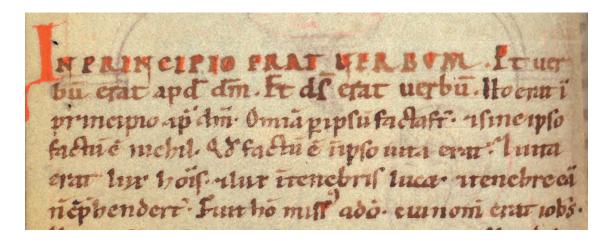
12世紀から13世紀への聖書写本の顕著な変化は、西南学院大学博物館の所蔵資料によっても確認することができる。図1は本資料紹介のテーマであるところの12世紀の聖書写本(左)と13世紀の聖書写本(右)を並べて撮影した写真である。12世紀聖書写本の法量は48.2×31.5cmであり、これに対して13世紀聖書写本の法量はわずか15.0×10.0cmである。むろん、西洋各地の数多の工房・写字室において手作業で制作されていたゆえに、12世紀聖書写本のすべてが同資料のように大判だったわけではないし、13世紀聖書写本についても同様であるが、この「法量の変化」は聖書写本の年代を特定する上での一つの観点にはなりうるだろう。

3. 書体の変遷――プロトゴシック体の出現

では次に、写本の「書体」に観点を移したい。12世紀は、書体の変遷においても大きな変化が起こりつつあった時代、すなわち「ゴシック体 Gothic script」の黎明期であった。8世紀末にカール大帝の宮廷学者アルクィヌスによって「カロリング小文字体 Caroline minuscule」が発案されて以降、西洋写本の主要な書体はカロリング小文字体となり、この流行は12世紀まで継続していた。しかし、11世紀より徐々にカロリング小文字体の字形に変化が生じ始め、13世紀には全く違った印象を与える字体、すなわちゴシック体へと移行した。12世紀はちょうどその移行期にあたる時期であり、古書体学で言うところのプロトゴシック体(初期ゴシック体)の登場期に位置付けられる10。

上記の説明から明らかなように、カロリング小文 字体とゴシック体は書体発展の過程において直接繋 がっている二書体であり、その移行期にあたるプロトゴシック体は両者の特徴を備えたものとなっている。つまり、「ゴシック」と呼ばれてはいるものの、この書体はカロリング小文字体の特徴を色濃く留めており、11世紀から12世紀前半頃にかけての写本に見られる後期カロリング小文字体とかなり近しい印象を与えるのである(図2-3)。そのため、この二つの書体を区別するのは、場合によっては困難な作業となる。

加えて注意したいのは、西洋写本におけるカロリング小文字体からプロトゴシック体ないしゴシック体への移行は、ある年代・ある地域で一気に起こった変化ではないという点である。プロトゴシック体が現れるようになって以降も、少なくとも12世紀の間は、カロリング小文字体は西欧各地で長らく使用され続けていた。したがって、12世紀のラテン語写本というだけで書体を確定できるわけではなく、同様に、書体の特徴からのみ写本の制作年代を精確に



H principio erat uerbumdi erat uerbin Doc erat in
principio apud din Omia
per ipium facta finio: a fi
ne ipio factum est inclui.
La factum est inipio una
erat a unta erat lup bo
imini. Et lux intenebris
lucet a tenebry cam non
comprehenderum Euro bo

図2 (上) 後期カロリング小文字体の写本 The Walters Art Museum, Ms. W.5, f. 95v. 11世紀、ヴェアデン(ドイツ) Gospels of Abbot Dudenより、ヨハネ伝冒頭部分

図3 (下) プロトゴシック体の写本 The Walters Art Museum, Ms. W.18, f. 84v. 1130年頃、ロチェスター (イギリス) Rochester New Testamentより、ヨハネ伝冒頭部分。 特定できるわけでもないのである。ここに12世紀写本を調査する上での一つの困難が存している。

以上のように書体の考察に際して留意すべき点は 多々存するが、さしあたり本資料紹介において重要 なのは次の点である。すなわち、12世紀写本の中に は、カロリング小文字体からゴシック体への書体の 段階的変化の過程をうかがい知ることのできる興味 深い資料が数多く含まれており、本資料紹介で扱っ ている写本もまた、そのうちの一つなのだ、という 点である。

4. 装飾写本の隆盛――さまざまなイニシアル

現存する西洋中世の写本の中でもとりわけ人々の目を惹きつけるのは、「装飾写本 illuminated manuscript」と呼ばれるタイプの写本であろう。装飾写本とは、写本の紙面――主としてテキストの余白や欄外、あるいは挿絵を描くために予め割かれた空白部分など――に顔料や貴金属などを用いて絵図や意匠を凝らした装飾文字が描かれたものを指し、早くは古代末期から現れるようになり中世から近代初頭にかけて隆盛を迎えている。この種の写本に描かれている装飾は、時代や地域ごとに一定の傾向・様式を見出すことができるため、書体と共に写本の年代推定に欠かせない要素の一つとなっている。

装飾写本の中には「イニシアル initial」と呼ばれる装飾文字が存在するが、これは装飾的に記されているところの文頭の最初の一文字ないし数文字、つまり文字通り頭文字(イニシアル)のことを指す。このイニシアルは、西洋中世において多くのヴァリエーションが生み出されており、写本学・芸術学においてはその類型ごとに特定の名称も付せられている。代表的な例を挙げると、大きく描かれた装飾文字の余白部分に人間や動物を描きこむ「居住イニシアル inhabited initial」(図4)、居住頭文字の中でも特定の主題や場面を示すように人物等が描かれている「物語イニシアル historiated initial」(図5)、描かれている人物等の身体で字形を表現している「体操イニシアル gymnastic initial」(図6)がイニシア



図 4 居住イニシアル British Library, Harley 2801, f. 151. 12世紀、アルンシュタイン(ドイツ) イニシアルTの余白に狩人と兎が描かれている。



図5 物語イニシアル British Library, Arundel 91, f. 26v. 12世紀、カンタベリー(イギリス) イニシアルMの余白部分に竜退治をする大天使ミカエルが描かれている。



図6 体操イニシアル British Library, Additional 16984, f. 3. 12世紀の第4四半世紀、オランダもしくはフランス イニシアルSが怪物の身体で表現されている。

ルの類型としてよく知られている11。

美術史におけるロマネスク期は、シンプルなイニシアルのみならず、上記のようなさまざまなイニシアルが盛んに描かれていた。そのことは、現存する12世紀写本の実物をいくつか検めればすぐさま明らかになる事実である。したがって、12世紀写本の図像分析に際しては、イニシアルの図像が解読に耐えうるかたちに残されている写本はもちろんのこと、一部剥落してしまった写本の解読においても、上述の類型が一つの手がかりとなる。

5. 本資料の書体的・形態的・装飾的特徴

これまで確認してきた12世紀写本文化の背景をふまえた上で、西南学院大学博物館所蔵の「12世紀ラテン語聖書写本『ローマの信徒への手紙』」について、その注目すべき特徴を分析・考察してみたい。

第一に、本資料の書体についてであるが、多くの 特徴が後期カロリング小文字体と一致する。たとえ ばa.e.d.gのような円形部分のある字形は、全体的 に曲線部分が丸みを帯びており、ゴシック体のよう な多角で表された曲線とは異なっている(図7)。 ではこの写本の書体はカロリング小文字体と断定し て良いかと言われると、判断に苦しむ部分がある。 それはたとえば、p,m,n,rといった字形である(図 8)。これらの字形の角ばった縦線などは、カロリ ング小文字体よりはゴシック体に近しい印象を与え るものであり、これらの字形だけ見るとゴシック体 と判断したくなる。ここで想起したいのは、ゴシッ ク体はカロリング小文字体が徐々に変化して生まれ た書体であるからして、この二書体の境目を明確に 画定することは困難だという事実である。そしてこ のような「あわい」の書体こそが、古書体学や写本 学において「プロトゴシック体」と呼び習わされる 書体なのである。

したがって、結論としては、本資料の書体はカロリング小文字体とゴシック体の双方の特徴を備えた「あわい」の書体、すなわちプロトゴシック体ということになる¹²。









図7 a,e,d,gの部分拡大図







図8 p,m,n,rの部分拡大図



図9 「キリスト・イエス」の装飾文字



図10 イニシアルPの部分拡大図

なお、冒頭のテキストや欄外のガイド・レター¹³、一部単語(amen等)は大文字で記されており、大文字部分はこの時代の慣例に即してアンシアル体となっている。また、イエス・キリスト(キリスト・イエス)の名前については、中世ラテン語写本の多くに見られるように、文字の縦線の一部に(本来不要な)横線を引いて十字架の形態にした装飾文字で記されている(図9)。この装飾文字"XPI IHSU (CHRISTI IESU)"のSには、文字の先端部分が植物のような特徴的な意匠となっており、現時点では特定に至っていないが、制作地域を推定する重要な判断材料であるように思われる。

第二に、資料のサイズに注目したい。本資料のサイズは48.2×31.5cmとなっており、この規格は、たとえばモルガン・ライブラリー所蔵の聖書写本MS M.11と非常に近しい。また、大英図書館のような他の欧米図書館においても、同年代・類似規格の聖書写本は複数所蔵されている。したがって、他館が所蔵する断片ないし完本の写本から本資料の元々のすがたを推定することは可能である。むろん、裁断された写本断片であるため、印刷本とは異なって、原本の精確な構成・規格について断定することは不可能である。確実に言えることは、小型パンデクト聖書が登場する以前、書体から考えれば12世紀に、比較的大判で制作されていた聖書写本の一部だと言うことである。

第三に、イニシアルについて考察したい。本資料には二箇所、イニシアルPの装飾文字が認められる。一つは表面・左段最上部の剥落してほとんど見えなくなっているP——これは『ローマの信徒への手紙』の冒頭テクストPaulus servus christi iesuの最初の文字Pを表している——、いま一つは表面・右段中央の赤文字で記されたP——これは同書第1章26節のPropterea tradidit illosの最初のP(ro)を表している——である。後者のPについては特筆すべき点は無く、いわゆるルブリック 14 と呼ばれる赤インクで記された強調文字のイニシアルである。他方、前者の装飾文字については考察の余地がある。

先述したように、12世紀写本におけるイニシアル

にはさまざまなパターンがある。本資料の冒頭の装飾文字Pがイニシアルの一種であることは明らかであるが、問題は「複数あるイニシアルの類型のどれに該当するのか」という点である。言い換えれば、この大部分が剥落してしまって顔料のごく一部しか残っていない装飾文字は、元々どのような図像だったのか、という問題である。この問題について、現在残されている痕跡(図10)を確認しつつ、これより考察していきたい。

本資料のイニシアルPには、少なくとも二種類の 顔料と金箔を使用した痕跡が認められる。また、イニシアル部分の輪郭を定めているガイドラインも残されているため、概形を再構成するのは難しくない。おそらくその概形は、ガイドライン部分に沿って赤色の顔料で下地(背景)が塗られており、その上から金箔(ギルディング)でPの線描部分が表現されている、というものであろう。実際、細部や使用している顔料こそ異なるものの、同様の手法でイニシアルPが描かれている12世紀の写本も存在する(図11)。

現在残されている部分から再構成するのが難しいのは、Pの円形内側の余白部分である。この余白部分に何が描かれていたのかは、剥落が激しいため、現存部分を頼りに確定させるのはほぼ不可能である。しかしながら、この部分を推測することは本資料の考察において重要な意義を持つ。なぜならば、ここに何が描かれているかによって、イニシアルのどの類型であるのかが変わってくるからである。すなわち、全面が塗りつぶされているか何らかの文様のみが描かれている場合にはシンプルな「イニシアル」となり、人物や動物が特定の文脈・物語無しに描かれている場合には「居住イニシアル」となり、何らかの文脈・物語を示すかたちで人物や動物が描かれている場合には「物語イニシアル」となるのである。

それでは、本資料のイニシアルはどの類型であると考えられるだろうか。これらの類型はいずれも同時代の写本で確認されているため、可能性としてはすべての類型が当てはまりうる(図11-13)。そして







図11(左) イニシアルP British Library Arundel 370, f. 1.

12世紀後半 イギリスもしくはフランス

図12(中) 居住イニシアルP British Library Harley 2833, f. 119v.

12世紀第3四半世紀 フランス(おそらくアンジェ)

図13 (右) 物語イニシアルP (聖アンブロシウス) British Library Harley 7183, Vol. 1, f. 1.

12世紀第2もしくは第3四半世紀 中部イタリア(フィレンツェか)





図14(左) 物語イニシアルP (聖パウロ) British Library Royal 3 C III, f. 3

13世紀前半 イギリスもしくはフランス

図15 (右) 物語イニシアルP (聖パウロ) British Library Royal 3 C I, f. 161. 12世紀第4四半世紀 イギリス 資料のイニシアル部分の剥落が激しいゆえに、いずれの類型でも再構成することが可能であろう。そのうえで、筆者が最も可能性が高いと考えるのは「物語イニシアル」である。その理由は次の二つである。

第一に、本資料が新約聖書の『ローマの信徒への 手紙』だという点である。物語イニシアルは、必ず しもというわけではないが、イニシアルが記されて いるテクストの原著者ないし関連人物が描かれると いう傾向がある。そして『ローマの信徒への手紙』 をはじめとする「パウロ書簡」の場合、著者は聖パ ウロなので、これらの書簡ないしその註解書の物語 イニシアルにはしばしば聖パウロの図像が描かれる のである(図14-15)。

第二に、現存する顔料に青色と赤色が認められる点である。西洋中世の図像における聖人・キリストの祭服は、しばしば青色の下着と赤色の上着で表現される¹⁵。この傾向は聖パウロも例外ではなく、パウロの祭服がこの二色で表現されている作例は多数存在する(図14)。したがって、本資料のイニシアル部分に残されている青色と赤色の顔料の一部は、聖パウロの衣装の表現であった可能性が考えられる。

ただし、いま述べた解釈には難点もある。まず、第一の点についてであるが、写本の物語イニシアルには必ずしも著者や関連人物の図像が採用されるわけではない¹⁶。『ローマの信徒への手紙』の写本についても、たとえば大英図書館のRoyal 4 D VIの当該箇所(f.19r.)では、冒頭のイニシアルPの中に聖パウロではなくイエス・キリストの図像が描かれている。また、本資料のイニシアルはそもそも物語イニシアルではない可能性すら考えられる。その場合、Pの余白部分に描かれている図像はむろん聖パウロではない。

第二の点についていえば、確認できている顔料の みでは人物の描写は不可能だという問題がある。つ まり、人物を描くためには肌色の顔料が不可欠であ るが、現存する図像からは肌色の顔料を視認するこ とができないのである。肌色の箇所の顔料だけが完 全に剥落してしまった、という可能性もありうるが、初めからこの図像には肌色の顔料は使用されておらず、青色と赤色のみで彩色されたシンプルなイニシアルであった可能性も十分に考えられる。

このように、本資料のイニシアルの解釈には多くの問題点が残されており、解決のためには同年代の装飾聖書写本を更に調査する必要があるだろう。したがって、本資料紹介で確定的な結論を出すことはできないが、それでもやはり、聖パウロの図像が描かれた物語イニシアルの可能性があるということは強調しておきたい。

おわりに

本資料紹介では、西南学院大学博物館が所蔵する12世紀聖書写本の零葉について、現状の分析・考察に基づくおおよその特徴を指摘した。零葉は孤立した断片であるからして、その全容を再構成するためには、同時代の同類型の写本の参照が必須となる。とはいえ、本資料の失われたイニシアルの図像のように、参照してなお本来のすがたを推測するのが難しい箇所も存在する。自館の所蔵資料のディテールを調査研究によって解明しきれないことは学芸員として遺憾であるが、イニシアルの図像は世界中の図書館に数多の作例が保存されているため、それらの作例と比較することで今後解明される見込みがないわけではない。

西南学院大学博物館には、本資料だけでなく、複数の西洋中世写本の零葉が収集・保存されている¹⁷。その多くは、未だ詳しい資料調査が行われておらず、中には資料の原本が特定されていないものすらある。これらの写本の資料調査を行うこともまた、所蔵館の今後の課題であることを、学芸員の自戒として最後に書き留めておきたい。

註

1 不要になった羊皮紙写本の断片が後世の印刷本の装丁として再利用 されることは珍しくなく、写本学の用語ではこのような写本断片を binding wasteと呼ぶ。binding wasteの実例は、たとえばプリンス トン大学図書館の所蔵品で確認することができる(プリンストン大 学図書館ホームページ・特設ページHand Bookbindings: https://li-brary.princeton.edu/visual_materials/hb/cases/bindingwaste/index.html 筆者閲覧日:2021年12月29日)。なお、西南学院大学博物館の所蔵資料では、当該資料 (C-b-113) のほか、「12世紀ラテン語説教写本」(C-b-117) や「ミサ典書零葉」(C-b-140) も binding wasteとして使用されていた写本であると考えられる。

- 2 本資料紹介で引用している画像(図1-15)は、西南学院大学博物館 所蔵資料については筆者撮影のものを使用し、他館(British LibraryおよびThe Walters Art Museum)所蔵資料については所蔵 館ホームページで公開されているデジタルアーカイブより引用し た。
- 3 Christopher de Hamel, Medieval Craftsmen: Scribes and Illuminators, British Museum Press, London, 1992, p. 5.
- 4 C.H.ハスキンズ『十二世紀ルネサンス』別宮貞徳・朝倉文市共訳、 みすず書房、56頁。
- 5 Apologia ad Guilelmum abbatem, c. 12, 28. (クレルヴォーのベルナルドゥス「ギョーム修道院長への弁明」杉崎泰一郎訳、上智大学中世思想研究所編『中世思想原典集成10 修道院神学』平凡社、1997年、482-484頁)
- 6 Diane J. Beilly, "Art", in Mette Birkedal Bruun ed., The Cambridge Companion to The Cistercian Order, Cambridge University Press, 2013. p. 130.
- 7 Christopher de Hamel, The Book: A History of the Bible, London, Phaidon Press, 2001, pp. 64-91.
- 8 12世紀から13世紀にかけての聖書写本の特徴および時代背景については以下の文献を参照。Frans van Liere, An Introduction to the Medieval Bible, Cambridge University Press, 2014, pp. 37-40.; Laura Light, "The Thirteenth century and the Paris Bible", in Richard Marsden and E. Ann Matter ed., The New Cambridge History of the Bible, volume 2: From 600 to 1450, pp. 380-383.
- 9 Laura Light, op. cit., p. 383.
- 10 カロリング小文字体からゴシック体への発展過程については、ベルンハルト・ビショッフ『西洋写本学』佐藤彰一、瀬戸直彦共訳、岩波書店、2015年、175-187頁を参照。
- 11 これらのイニシアルの中には、判然と区別できるものもあれば、複数の類型に跨っており類型を断定できないものもある。特に、主題の明確さや物語性の有無でのみ分けられる居住イニシアルと物語イニシアルの区別は必ずしも明瞭ではない。たとえば本論文図4の「狩人と兎」のイニシアルは、所蔵館の大英図書館はメタデータでinhabited initial (居住イニシアル)として記録しているが、このイニシアルに「一人の狩人が二匹の兎を狩らんとしている場面」といった物語を読み込むことも可能であり、そのように解釈する場合、このイニシアルは物語イニシアルということになる。同様に、聖人の姿が描かれるだけで明確な主題が定められていると見なされて物語イニシアルに区分されるのが慣例であるが、聖人伝における

特定の場面を描いているのでなければ、聖人の図像も居住イニシアルに区分しても問題ないように思われる。いずれにせよ、描かれたイニシアルを既存の特定の術語と一対一対応させることにさほど意味はなく、重要なのは「何が描かれているか」を分析することであり、イニシアルの類型は図像解釈の方向性を示唆する参考情報の一つに過ぎない。

- 12 本資料紹介では当該資料の書体を「プロトゴシック体」として規定 しているが、プロトゴシック体の特徴の発現がまだ明確ではないと して、プロトゴシック体に近しいという注意書き付きの「後期カロ リング小文字体」として規定することもできる。
- 13 ガイド・レターについては次の文献を参照。Michelle P. Brown, Understanding Illuminated Manuscripts: A Guide to Technical Terms, London, The J. Paul Getty Museum in association with The British Library, 1994, p. 64. 本資料のガイド・レターは、たとえば表面左上部の隅に記されたPAの文字が該当する。このガイド・レターは冒頭の単語Paulusの最初の二文字を表していると思われる。
- 14 Cf. Michelle P. Brown, op. cit., p. 111.
- 15 青色と赤色の組み合わせは、あくまでも中世における聖人・キリストの衣服彩色の代表例であり、その他の色彩が同時代の写本で採用されている例はある。たとえば、大英図書館所蔵の写本Royal 2 C II のf. 69v.にはイニシアルの中に聖パウロの図像が描かれているが、そこでは緑色と赤色と無地の組み合わせで聖パウロの祭服の色が表現されている。
- 16 Cf. Raymond Clemens and Timothy Graham. Introduction to Manuscript Studies, Ithaca, Cornell University Press, 2007, p. 29. なお、同書では"Many historiated initial bear no direct relationship to the accompanying text but rather afford the artist the opportunity to indulge a taste for the fantastic or to record interesting aspects of contemporary life, including details of scribal and artistic practice."と断言されているが、この指摘が妥当であるかどうかは慎重に検討する必要がある。物語イニシアルがテクストと直接関係していないように思われるケースが現存する写本に多々見られるのは事実であるにしても、テクストと明らかに関連づけられた物語イニシアルも多く認められ、また一見すると関連がなさそうな物語イニシアルも現代の我々がテクストとの関連性を見つけられていないだけという可能性も十分に考えられる。
- 17 2021年度現在、西南学院大学博物館が所蔵している西洋写本は全10 点である。いずれもラテン語写本の零葉であり、時代別の内訳は、12世紀写本が3点(C-b-113, C-b-117, C-b-140)、13世紀写本が1 点(C-b-133)、1400年頃の写本が1点(C-b-134)、15世紀写本が3 点(C-b-021, C-b-027, C-b-119)、16世紀写本が1点(C-b-105)、17世紀写本が1点(C-b-029)となっている。

下園 知弥(しもぞの ともや) 西南学院大学博物館教員(助教・学芸員)

西南学院大学博物館研究紀要

第10号

発 行 日 2022(令和4)年3月20日

発 行 **西南学院大学博物館** 〒814-8511 福岡市早良区西新3丁目13番1号

印 刷 大同印刷株式会社 〒849-0902 佐賀市久保泉町大字上和泉1848-20

Research Bulletin of Seinan Gakuin University Museum ${\bf Vol.10}$

MONOGRAPH

Technical Lineage of the Defence Stone Walls ($Genko\ Bourui$) against Mongol (Yuan) Invasions: Mountain Temples and Korean (Koryo) Fortresses

Shinji ITO

Action of Seinan Gakuin University Museum for Social Education in COVID-19

Ayaka YAMAO

Diplomatic Negotiation between Korea and Tsushima Domain Seen through Prostitution Case in 1707

Hinano SAKODA

t — _ _ t — _ _ t

RESEARCH on Museum Collections

A Leaf from Latin Bible Manuscript "Epistle to the Romans"

Tomoya SHIMOZONO

